

木簡研究

第一七号

木簡研究

第一七号



木簡學會

題字 藤枝 晃 刻





大阪・客坊山遺跡群	才原 金弘・菅原 章太	福井・福井城跡	長谷川 健一
大阪・大坂城跡	黒田 慶一	石川・大友西遺跡	出 越 茂 和
兵庫・袴狹遺跡	大平 茂	富山・石名田木舟遺跡(1)	酒井 重洋・中川 道子
兵庫・見蔵岡遺跡	松井 敬代	富山・石名田木舟遺跡(2)	山元 祐人・島田美佐子
兵庫・有年原・田中遺跡	藤田 忠彦	富山・北高木遺跡	三島 道子
静岡・梶子北遺跡	鈴木 敏則	富山・水橋兜町遺跡	橋 本 正 春
静岡・曲金北遺跡	及川 司	富山・山木戸遺跡	高 橋 真 実
東京・伊興遺跡	佐々木 彰	新潟・上郷遺跡	小 林 高 範
東京・錦糸町駅北口遺跡	玉木 博史	新潟・山木戸遺跡	小 池 邦 明
滋賀・宮町遺跡	良章・榮原水遠男	鳥取・陰田小大田遺跡	寺 崎 裕 助
群馬・前橋城遺跡	桜 岡 正 信	鳥取・米子城跡七遺跡	北 浦 弘 人
福島・荒田目条里遺跡	吉 田 生 哉	高根・三田谷I遺跡	高 橋 浩 樹
福島・矢玉遺跡	石 田 明 夫	高知・吉川元春館跡	平 石 充
宮城・山王遺跡	吉 野 武	佐賀・錦川城跡	尾 崎 光 伸
山形・大坪遺跡	斎 藤 俊 一	佐賀・中園遺跡Ⅲ区	森 田 尚 宏
岩手・中尊寺境内金剛院	及 川 司		桑 原 幸 則
岩手・花立II遺跡	菅 原 計 二		桑 原 幸 則
岩手・志羅山遺跡	菅 原 計 二		

一九七七年以前出土の木簡(一七)

奈良・平城京跡左京二条一坊六坪 寺崎保広 160

刻歯簡牘初探—漢簡形態論のために……………	榎山 明……………	165
〈新潟特別研究会の記録〉		
国史跡指定答申なった八幡林官衙遺跡……………	小林 昌二……………	188
八幡林遺跡の時代的変遷……………	田 中 靖……………	201
古代越後平野の環境・交通・官衙……………	坂井 秀弥……………	213
封緘木簡考……………	佐 藤 信……………	235
八幡林遺跡木簡と地方官衙論……………	平 川 南……………	251
討論のまとめ……………		268
書評 鬼頭清明著『古代木簡の基礎的研究』……………	今 津 勝 紀……………	272
彙 報……………	吉 川 真 司……………	282
編集後記……………	榮原永遠男……………	284



## 凡例

一、以下の原稿は各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して、執筆していただいたものであるが、体裁および積文の記載形式等については編集担当の責任において調整した。

一、遺跡の配列はほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、積文の漢字はおおむね現行常用字体に改めたが、「實」「證」

「龍」「廣」「盡」「應」などについては正字体を使用し、異体字

は「マ」「甘」「弄」「季」「林」などについてのみ使用した。

一、積文下段のアラビア数字は木簡の長さ(文字の方向)・幅・厚

さを示す(単位はミリメートル)。欠損している場合の法量は括弧

つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。またそれ

ぞれの発掘機関での木簡の通し番号は最下段に示した。

一、積文に加えた符号は次の通りである(六頁第一回参照)。

「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す(端とは木目方向の上下両端をいう)。

< 木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。

、 抹消された文字であるが、字面の明らかな場合に限り原字の左傍に付した。

○ 穿孔のあることを示す。

抹消により判断困難なもの。

欠損文字のうち字数の確認できるもの。

欠損文字のうち字数が推定できるもの。

欠損文字のうち字数の数えられないもの。

前後に文字の続くことが内容上推定されるが、折損

などにより文字が失われているもの。

異筆、追筆。

合点。

木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

校訂に関する註で、原則として積文の右傍に付し、

本文に置き換えるべき文字を含む場合。

右以外の校訂註および説明註。

文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正

箇所の左傍に・を付し原字を上必要領で右傍に示す。

筆者・編者が加えた註で疑問の残るもの。

文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。

同一木簡と推定されるが、折損などにより直接つな

がらず、中間の文字が不明なもの。

組版の関係で一行のものを二行以上に組まなければ

ならなかった場合、行末・行初につけたもの。

巻頭図版に写真の掲載されているもの。

一、地形図は原則として国土地理院発行の五万分の一地形図を使用し、図幅名を（ ）内に示した。地図中の▼は木簡の出土地点。  
 一、釈文の最下段に三桁で示した型式番号は、木簡の形態を示し、つぎの一五型式からなる（七頁第2図参照）。

- 011型式 短冊型。
- 012型式 短冊型で、側面に孔を穿ったもの。
- 016型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。
- 021型式 小形矩形のもの。
- 022型式 小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。
- 024型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。
- 025型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。
- 026型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。
- 027型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。
- 028型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。
- 029型式 長方形の材の一端を尖らせたものであるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。
- 031型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。
- 032型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

021型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。  
 022型式 削屑。

なお、中・近世木簡については、以上の型式番号に適合しないものが多いので、注記を省略する場合がある。

「木簡の形は、  
 行夜使仍注状放移」

×位下財掠人安万呂  
 行夜使仍注状放移」

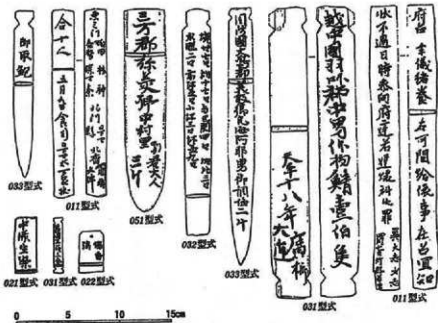
「武蔵国男会郡余戸里大贖一斗天平十八年十一月」

「景道上材十二条中 又八条 桁一条」

「武蔵国男会郡余戸里大贖一斗天平十八年十一月」

「諸般蔵部 番長二人 舍人十七人  
 史生一人 右依例所請如件」

第1図 木簡釈文の表記法



第2圖 木簡の形態分類

木簡学会役員（一九九五・九六年度）										
						会 長	狩野 久			
						副 会 長	佐藤 宗諄	町田 章		
						委 員	綾村 宏	石上 英一		鎌田 元一
							鬼頭 清明	榑木 謙周		栄原水藻男
							佐藤 信	清水 みき		館野 和己
							東野 治之	水田 英正		西山 良平
							原 秀三郎	平川 南		松下 正司
							山中 敏史	和田 萃		
							笹山 晴生	八木 充		
							今津 勝紀	大隅 清陽		鷺森 浩幸
							鈴木 景二	鶴見 泰寿		寺崎 保広
							土橋 誠	古尾谷知浩		吉川 真司
							渡辺 晃宏			



## 奈良・平城宮跡

- 1 所在地 奈良市法華寺町・二条大路南二丁目
- 2 調査期間 第二四八一―三次調査 一九九四年(平6)―一〇月・十一月、一九九五年一月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 町田 章
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要  
平城宮東院の復原整備に伴う水路改修のための事前調査である。調査は、①小子門付近、②小子門から近鉄線に至る間の東一坊大路の東西側溝、③近鉄線南側の二条大路南側溝の三地域で行なった。①では、小子門西側、及び門の南西の二カ所で柱根を検出した。西側の柱根は、平城宮南東入隅部分の南面大垣下層の掘立柱跡のもので、その最西端にあたるが、大垣屈曲部の東面大垣の心からはわずかに東によった位置にあたる。これまでも南東入隅部分の南面大垣の下層には、大垣築造以前に掘立柱跡があったことが判明しているが、今回はそれと、屈曲部での東面大垣との接点を確認したことになる。一方、小子門南西の柱根は、宮内から小子門西側を迂回し

て東一坊大路西側溝に続く、南北溝の西側の位置にあたるが、その性格は不明である。

②では、東一坊大路東側溝SD五〇三〇の西側を、近鉄線の際から北へ第二トレンチに至る三九〇分検出した。堆積土として残っているのは西側から数十cm、深さも二〇〜三〇cm程度であり、大半は現水路により破壊されていた。これより北では、現水路はやや西に振れ、東一坊大路路面上にあたることを確認した。また、東一坊大路西側溝SD四九五一を、近鉄線北側の第六トレンチで約一・四m分検出した。溝幅五・三m、検出面からの深さは八〇cmである。

③では、第三次調査で検出した二条大路南側溝SD三九〇五の一部を再確認した。

木簡は、②の東一坊大路西側溝SD四九五一から一七点、うち崩一四点、③の二条大路南側溝SD三九〇五の東一坊大路東側溝SD五〇三〇との合流点付近から一点出土した。

### 8 木簡の釈文・内容

東一坊大路西側溝SD四九五一

(1) 「玉所

(30) × (20) × 3

二条大路南側溝SD三九〇五

(2) 「く隠伎国周吉郡

新野郷布勢里私部

調査漢六斤 天平六年

(30) × 20 × 4 231

(1)は、出土遺構と位置からみて、宮内で廃棄されたものが流れてきた可能性が考えられ、玉所は平城宮内のいずれかの官司の下部構構と思われる。

(2)は、南東側の左京三条二坊一坪に関わる遺物と考えられる。その場合に注目されるのは、三条二坊八坪北側の二条大路上から出土した二条大路木簡に含まれる隠岐国の荷札との共通性である。二条大路木簡には、隠岐国の種々の海産物の調の荷札が四七点あり、(2)と同じ周吉郡の荷札は、二条大路北側の濠状遺構SD五三〇〇から三点、南側の濠状遺構SD五一〇〇から八点の、計一一点が出土している。このうち年紀のある八点は全て天平七年のものであるが、他郡には今回と同じ天平六年のもの計六点が含まれている。旧長屋王邸北側の二条大路上には、一坪の北側(第三次調査)でも、また八坪の北側(第二〇〇次調査)でも天平初期にあたる時期の建物が



第248-13次調査位置図  
(▼木簡出土地点)

検出されており、これらは長屋王邸跡地に設けられた施設を整備する衛府に関わる建物の可能性が考えられている。(2)が二条大路木簡と同一の衛府関連機構から廃棄された可能性は高いといえよう。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所「平城宮発掘調査出土木簡概報」三一(一九九五年)

同「平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告」(一九九五年)

(渡辺見宏)



(1)

奈良・平城京跡

1 所在地 一・二 奈良市菅原町、三 同市三条栄町、四  
同市柏木町、五 同市青野町、六 同市大宮町三

丁目

2 調査期間 一 一九九四年(平6)四月～九月、二 一九九  
四年六月～一九九五年

三月、三 一九九四年

一〇月～十二月、四

一九九四年二月～一

二月、五 一九九四年

二月～一九九五年三

月、六 一九九五年一

月～二月

発掘機関 奈良市教

育委員会・奈良市埋蔵

文化財調査センター

調査担当者 一 中井

公・久保邦江・原田憲

二郎、二 中井 公・



鐘方正樹・久保邦江・原田憲二郎・久保清子、三  
松浦五輪美、四 立石堅志、五 中井 公・原田

憲二郎、六 鐘原豊一

5 遺跡の種類 都城跡

6 遺跡の年代 古墳時代～平安時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

一九九四年度、奈良市教育委員会では平城京内において、三三二件の発掘調査を実施した。そのうち六件から木簡が出土した。

一 第二九二次調査（平城京右京二条三坊十一坪）

この調査は、近鉄西大寺駅南土地区画整理事業に伴うもので、二カ所の発掘区を設定して実施した。発掘面積は計三三〇〇㎡である。  
検出遺構には、古墳時代中期の溝一条、奈良時代の掘立柱建物一  
九棟、掘立柱塼二条、井戸五基、平安時代の掘立柱建物三棟、井戸  
二基、土坑がある。木簡は平安時代の井戸S E五〇七井戸枠内から  
一点出土した。

二 第三一〇次調査（平城京右京二条三坊三・六坪）

この調査は、近鉄西大寺駅南土地区画整理事業に伴うもので、三カ所の発掘区を設定して実施した。発掘面積は計五一〇〇㎡である。  
検出遺構には、古墳時代の溝、古墳、奈良時代の三・六坪坪城小路とその両側溝、奈良時代から平安時代にかけての掘立柱塼・建物  
一五〇棟以上、井戸二五基、土器埋納坑三基などがあるが、現在遺

物整理中であるため、その全容は不明である。木簡は奈良時代前半の井戸S E〇八井戸枠内から一点出土した。

三 第三一四次調査（平城京左京四条三坊十坪）

この調査は共同住宅建設に伴うもので、発掘面積は一二七八㎡ある。

検出遺構には、奈良時代の掘立柱建物四棟、掘立柱塼二条、井戸

三基、土坑七基、溝九条と東堀河（S D二〇）がある。このS D二六  
は平城京内で確認された東堀河の北限である。木簡は奈良時代の井  
戸S E〇七井戸枠内から一点、東堀河（S D二〇）から三点出土した。

四 第三一六次調査（平城京左京五条一坊十五坪）

この調査は、住宅展示場造成に伴うもので、発掘面積は三六〇㎡ある。

検出遺構には、奈良時代の東一坊大路とその西側溝、築地、雨落  
溝、掘立柱建物一棟、土坑がある。木簡は東一坊大路西側溝S D〇  
二から九点出土した。

五 第三一七次調査（平城京右京二条三坊十坪）

この調査は、近鉄西大寺駅南土地区画整理事業に伴うもので、発掘面積は一三〇〇㎡である。

検出遺構には、奈良時代の二条条間路とその両側溝、掘立柱建物  
九棟、掘立柱塼二条、井戸二基がある。木簡は奈良時代の井戸S E  
五〇一の井戸枠内から二点出土した。

## 六 第三二〇次調査(平城京左京三条四坊七坪)

この調査は、共同住宅建設に伴うもので、発掘面積は四五〇㎡ある。

検出遺構には、奈良時代の掘立柱建物四棟、井戸一基、土坑がある。木簡は奈良時代の井戸SEO一の井戸枠内から一点出土した。

## 8 木簡の釈文・内容

## 一 第二九二次調査(平城京右京二条三坊十一坪)

## 井戸SEO七

## (1) ・「菅原寺」(曲物底板外面)

・「原寺」(曲物側板外面) 墨部2×墨部3 8

(1)は、平安時代の井戸枠内から出土した円形曲物容器で、外面の二カ所に墨書がある。底板(厚さ八〇)外面には「菅原寺」と記す。曲物側板には三文字の墨書(因A・B・C)が等間隔にある。側板の上半を欠損するため「原」以外の二文字はわかりにくい。底板と同じように「菅原寺」と書かれていたものであろう。

## 二 第三二〇次調査(平城京右京二条三坊三・六坪)

## 井戸SEO八

(2)  8

(3)  (4) (5) (6) (7) 8

(2)(3)ともに奈良時代前半の井戸枠内から出土した。(2)は二文字程度の墨書がある。(3)は板小片に薄く墨書が残る。

## 三 第三一四次調査(平城京左京四条三坊十坪)

## 井戸SEO七

(4)  (2) × (1) × 6 8

(5)  (20) × (18) × 1 8

(4)(5)は奈良時代前半の井戸枠内から出土した。共に墨書らしきものがあるが、削られたためか判読できない。

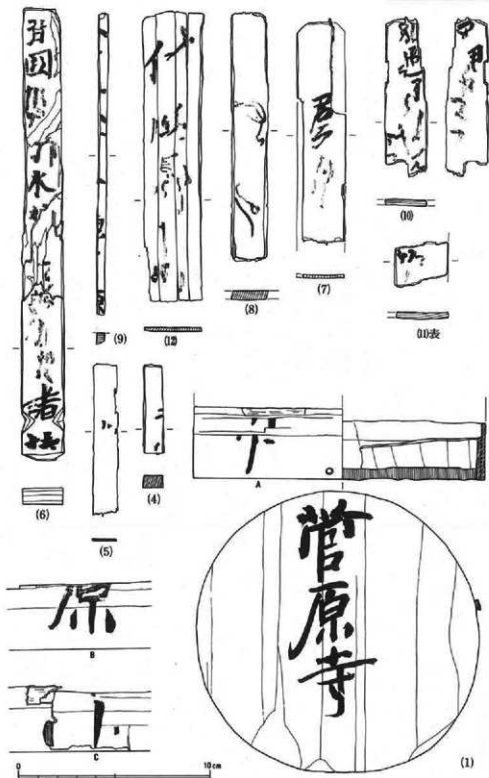
## 夏堀河SD二六

(6) 背国  相楽郡水  請  請  20 × 20 × 8 8

(7)  君万呂  (112) × (28) × 2 8

(8)  (130) × (17) × 5 8

(6)は付札で山背国相楽郡水原郷(和名抄)からのものか。同郷は「続日本紀」宝龟元年十二月乙未条には「出水郷」と見える。上端は二次的切断、下部の切り欠きより下は「請」の文字を習書する。(7)は木簡の中央に「君万呂」と人名が書かれているが、その上下を



判読できないため内容は不明である。(8)は片面に薄い墨書があるが判読できない。

四 第三一六次調査(平城京左京五条一坊十五坪)

東一坊大路西側溝S D O二

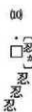


(18) × (5) × 1. 081

(9)は細長い棒状の一面に墨書が良く残る。判読できないが下の二文字は同じ文字である。西側溝からはこの他に削層が八点出土したが、いずれも小片で判読できない。

五 第三一七次調査(平城京右京二条三坊十坪)

井戸SE501



(28) × (5) × 3. 081

(11) 

(23) × (26) × 3. 081

ともに奈良時代後半の井戸枠内から出土した。(10)は表裏に「忍」

を習書したものと考えられる。(11)は片面に四文字、もう一面に二文字の墨書があるが判読できない。(10)(11)は材質と調整からみて同一個体の可能性がある。この他に墨書がある独葉が一点出土した。上面と側面に墨書があるが判読できない。

六 第三一〇次調査(平城京左京三条四坊七坪)

井戸SE01



(15) × (30) × 2. 081

奈良時代の井戸枠内から出土した。ほぼ四片に割れた薄板の片面に五文字の墨書があるが、判読できない。

9 関係文献

奈良市教育委員会「奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成六年度」(一九九五年)

(福原豊一)

## 奈良・平城京跡左京七条一坊十六坪

1 所在地 奈良市八条町

2 調査期間 第二五二～二五五大調査 一九九四年(平6) 五月～一九九五年四月

3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部

4 調査担当者 代表 町田 章

5 遺跡の種類 都城跡

6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(奈良・桜井)

大規模店舗建設に伴う事前調査である本調査では、平城京左京七条一坊十六坪の大部分と、それを取り囲む六条大路・東一坊大路・十五坪と十六坪の坪境小路、それに十五坪の北辺部の計一四〇五坪を調査した。その結果、十六坪内には、南北を二等分する位置に幅一m、深さ〇・二mの東西溝があり、

これによって同坪は奈良時代を通して、南半部と北半部に分かれ、それぞれが一体的な敷地であること、かつ両者ともその内部を東西に分けて利用していたことがわかった。なお奈良時代における遺構変遷は四時期(A・B期は奈良時代前半、C・D期は後半)に分けられる。

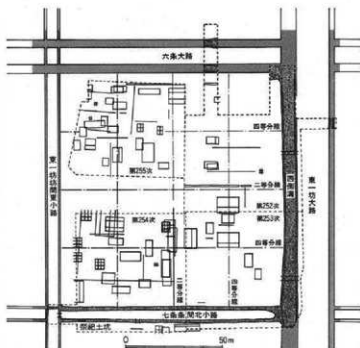
南半部では東西を二分する位置に南北溝があり、A・B期を通じその東側中央部に桁行五間(柱間八尺、梁行二間(同九尺)の身舎に南庇(庇の出九・五尺)が付く東西棟掘立柱建物(主殿)、その西側に桁行五間(柱間七尺)、梁行二間(同六・五尺)の身舎に東庇(庇の出九・五尺)が付く南北棟掘立柱建物がある。A期にはまた主殿の東南に小規模な南北棟建物S B三一―があり、B期にはそれを少し東南に建て替えるとともに、主殿の北側に東西棟建物を建てる。またC期になると、これらの建物はすべて撤去され、中央北寄に桁行五間(柱間は中央三間は八尺、両端は九尺)、梁行二間(同八・五尺)の身舎に南庇(庇の出一〇尺)が付く東西棟掘立柱建物が造られ、D期になるとそれが同位置同規模で建て替えられるとともに、西南に小規模な南北棟建物が造られる。いずれの時期も、これらの建物群の南は空閑地となっており、十六坪南半部の東半は、少数の大型建物を整然と配する儀礼的空間とみられる。それに対し西半部は、各時期四～七棟の建物があり、その中には総柱の倉も含まれ、東半部に対して日常生活を賄うための空間と考えられる。



次に北半部では、中央部北寄りには、A・B期に桁行五間以上（柱間六・五尺）、梁行二間（同五・五尺）の身舎に南北両庇（庇の出八尺）が付く東西棟立柱建物があり、その周辺に小規模建物が散在する。C期になると中心建物はなくなり、北西部で新たに塙で区切った中に小規模な建物が建てられ、その東は空地となる。さらにD期には様相が変わり、五棟の建物が造られるようになる。いずれも東寄りでは遺構の密度がきわめて疎であるのは、削平を受けたためであろう。

この十六坪の周囲の道路では、北の六条大路は八m分検出したのみだが、南北両側溝の心々距離一四m強（四〇大尺）で、これまでに知られている他の大路に比してかなり狭い。北側溝は幅四一六m、深さ〇・八m、南側溝は幅四m、深さ〇・七mで、東一坊西側溝との合流点では、その幅を南北に広げる。

東一坊大路は、調査区東端でその西側溝を長さ一四二m分、東へ延ばしたトレンチ内で路面・東側溝を六m分検出した。大路幅は側溝心々で二・五m。東側溝は幅三m、深さ〇・三mであるのに対し、西側溝は幅七・六一八・三m、深さ一・二一一・六mと規模が大きく、運河としての機能も果たしたとみられる。十六坪に面した二カ所に橋の跡とみられる杭や柱穴・石組などが残る。十五・十六坪坪境小路を西側溝は横断するが、そこには橋の痕跡は検出されていない。



左京七条一坊十六坪調査位置図

十五・十六坪坪境小路は調査区南端で、長さ二一五m分を検出。南北両側溝の心々距離は約七m（二〇大尺）。北側溝は幅一・八一二・五m、深さ〇・三五一〇・六m。南側溝は幅一・四一二m、深さ〇・二五一〇・四m。底から馬の頸部・脚部や人面墨書土器などを埋納した祭祀土坑が検出された。またこの小路の西端で南北の坪



- (6) 衛門府 右□□  
 (194) × (13) × 8  
 ・ 故腰 □  
 (88) × (17) × 8
- (7) 「腰 松本□<sup>〔宅カ〕</sup>  
 (88) × (17) × 8  
 ・ 「寶字七年六  
 月諸司繼文  
 ・ 「寶字七年六  
 諸司繼文 (題籤軸)  
 (95) × 36 × 7 061
- (8) 「主菜所 請<sup>〔无〕</sup>白大豆五合  
 (154) × (19) × 4 081  
 ・ □□用料□ □  
 (157) × (23) × 5 019\*
- (9) 「右命婦已下役夫×  
 (157) × (23) × 5 019\*  
 ・ 請□  
 (11) 「<sup>〔朝カ〕</sup>今日夕二升  
 十日<sup>〔朝カ〕</sup>請食一斗二升十<sup>〔朝カ〕</sup>四升  
 十二日<sup>〔朝カ〕</sup>四升  
 六月十三日<sup>〔案カ〕</sup>×  
 □□□□□□□□□□  
 203 × 29 × 3 011
- (10) 「六月十六日案主生江乙万呂  
 258 × 24 × 3 011  
 02 「請塩八勺 □  
 258 × 24 × 3 011  
 03 「間食式升給案主藏人等料」  
 □□□□ 七月六日  
 269 × (13) × 2 081\*
- 04 「黒木作□材木<sup>〔方カ〕</sup>「兼兼」一間古□比木十四枝<sup>〔方カ〕</sup>「盤」  
 十八日秤糧得十村 得秤板□□板  
 □□合六百六十一  
 二枚□□□□  
 (265) × (26) × 5 081
- 05 「府進塩肆斗二升六合<sup>十月</sup>料者  
 十月廿一日 〓  
 214 × 44 × 5 051
- 06 「穴師長嶋上田部水守進米五斗」  
 165 × 18 × 1 033
- 07 「一升充玉作」  
 (182) × 29 × 3 019  
 08 「五日阿閉堀川」  
 (60) × (21) × 1 081  
 09 作皮宮所  
 (149) × (17) × 4 081  
 ・ ×月下番<sup>〔朝カ〕</sup>泰門部三  
 ・ □月下番<sup>〔朝カ〕</sup>□□<sup>〔案カ〕</sup>

〔曾門〕  
〔扉〕

右四人嶋村列

|| 中大伴門

右四人三龍列

430×230×7 081\*

20) □□十一史二府一中九左右二□□二

|| 雜工冊

〔374〕×14×2 081

21) 次官從五×

(24)×(24)×2 081

22) 奈美勝麻呂

(別錄) 船連玉麻呂

從八位下川□□麻呂

多米宿祢嶋足

(28)×(28)×4 081\*

23) □□山直加太 名草郡上神郷戸主

(173)×18×4 019

24) 〔在蓋盤四口別箇一口内 〕大盤一口

〔九九八十一 八九七十二 七九六〕

(23)×5×7 019

25) 〔取松二人食〕

(140)×18×5 019

26) 〔六十一人 用七升五〕

□一千五百六隻 (24)×(9)×5 081

27) 〔河内国大縣郡家原□

(91)×(12)×2 039

28) 〔伊勢国朝明×

(79)×17×3 039

29) 〔志摩国英虞郡名〕×

(97)×(6)×5 081

30) 〔參河国八名郡多米郷□

天平二年六月五×

(120)×12×3 019

31) 〔駿河国駿河郡柏原郷山〕

〔真高錢六百文 〕

115×21×3 032

32) 〔安房国安房郡白浜郷長□

(121)×(7)×5 081

33) 〔三衆郷熟麻□□〕

100×20×4 032

34) 〔美濃国武義×

(121)×(14)×2 039

35) 〔敦賀郡返駅戸□人万呂□三斗〕

158×20×6 032

36) 〔丹〕

(139)×28×7 039

37) 〔天平〕

(139)×28×7 039

38) 〔播磨国□

(97)×17×3 039

〔養錢〕×

〔六カ〕

- 69 〔周防国大嶋郡務理郷平群部岡調塩三斗〕  
 ・ 〔 〕 天平勝寶五年九月  
 $283 \times 283 \times 3$  032
- 68 〔讃岐国大内郡引 〕  
 $(104) \times 23 \times 4$  039
- 61 〔讃岐国那珂郡子松郷庸米 〕  
 ・ 〔六斗 〕  
 $155 \times 24 \times 4$  011
- 62 〔伊与国浮穴郡一門郷白米志 〕  
 $(100) \times 23 \times 3$  036
- 63 〔伊与国伊与郡桜井村庸米白 〕  
 $(101) \times 14 \times 6$  019
- 64 〔宇和郡海部郷 〕  
 ・ 〔平カ 〕  
 ・ 〔幾制カ 〕  
 $307 \times 25 \times 4$  032
- 65 〔大宰府實交易油三斗 〕  
 ・ 〔五升カ 〕  
 $(110) \times 28 \times 3$  039
- 66 〔上滑海藻五十斤 〕  
 ・ 〔天平カ 〕  
 ・ 〔一年閏六月七日 〕  
 $(172) \times 21 \times 5$  019
- 67 〔布乃理 〕  
 $71 \times 17 \times 3$  032
- 68 〔鯛春須 員三升 〕  
 $(73) \times 19 \times 3$  039
- 69 〔野輿書二斤 〕  
 $(79) \times (15) \times 3$  061
- 50 〔曾祢高嶋 〕  
 ・ 〔天平廿年十二月十八日 〕  
 $155 \times 19 \times 3$  032
- 51 〔牟毛郡公万呂 〕  
 $174 \times 19 \times 5$  032
- 52 〔味酒牧男 〕  
 $(89) \times 25 \times 2$  019
- 53 〔天平二年九月十九日米錢十四 〕  
 ・ 〔貫カ 〕  
 $(288) \times (96) \times 4$  051\*
- 54 〔大和国忍海郡 〕  
 (穿形)  $251 \times 27 \times 5$  011\*
- 55 〔隠道遣 (一冊白) 〕  
 (穿形)  $(210) \times 28 \times 4$  019\*
- 56 〔良 〕  
 ・ 〔部カ 〕  
 ・ 〔隠 〕  
 ・ 〔伎隠 〕  
 ・ 〔應伎道廣麻郡 〕 (穿形)  
 $255 \times 27 \times 5$  011\*
- 57 〔隠郡郡 (墨円) 〕  
 (穿形)  $(208) \times 28 \times 3$  019\*
- 58 〔封 〕  
 $(165) \times 21 \times (4)$  031
- 59 〔右兵衛府 〕  
 031
- 60 〔亀七 〕  
 031

木簡の中には、官司に関係するとみられるものが多い。(3)は「皇后宮職解」の文書木簡であるが、短冊形ではなく、左辺は文字のある部分を斜めに切り、下半部も左右両側から斜めに切って細くするという二次的整形を受けている。また文書木簡としては長さは一二〇強と短い、文章は続いている。したがってこれは「解」の正文ではないとみられる。(4)は中務省から衛門府に宛てた移、(7)は「松本<sup>(宅)</sup>」宛の牒だが、差出は不詳。「松本宅」については、天平勝宝四年四月の「写経所請経文」(『大日本古文书(編年)』一二巻三四頁)、およびかつて平城宮南面西門(若大兼門)前の二条大路北側津から出土した木簡(奈良国立文化財研究所「平城宮発掘調査出土木簡概報」一五)に見える「松本宮」との関連の有無が注意されよう。(8)は軸の頭部を板状に作りだした題籤軸であり、「諸司」から届いた文書を貼り纏いで保管するような部署で用いられたものである。また衛府にかかわるものが目立つ。(4)(6)は衛門府にかかわり、5aには「右兵衛府」、5bには「府」という語が見える。

5aは門の警備にあたる「列」の歴名であり、これだけではどこに属する門かは不明であるが、「中大伴門」の門号は注目される。弘仁陰陽寮式土牛桑逸文には、大寒の日の前夜宮城諸門に立てる土牛童子像の色を規定しているが、その中大伴門の名が見える。そしてそれは延喜式と同条文と比較するとき、朱雀門に相当することは明白である。「続日本紀」や木簡などから、朱雀門の名が既に平城

宮で用いられていたことは明らかであるが、一方で大伴門の名も使われていたことは、宮内出土の木簡にその名が見えることからわかる(本誌一六号参照)。恐らく公的には朱雀門と呼んだが、古来の大伴門という呼称も並行して用いられていたであろう。

したがって「中大伴門」は朱雀門に関連のある門号であり、平城宮内にあった門ということになるが、「中」から想起されるのが、「続日本紀」天平神護二年(七六六)五月戊午条に見える「中壬生門」である。それは大納言吉備真備が柱を中壬生門の西に立て、官司に宛ねされた百姓らにその下で訴えさせるようにしたという記事である。壬生門は先の弘仁・延喜式などによれば、二条大路に面する宮の南面東門である。それに対し「中壬生門」については、いくつかの説がある。天武朝難波宮以来、宮内の門は、内門(兼老令では園門、宮衛令兼解宮園門条所引古記説参照)・中門(宮門)・外門(宮城門)の三重構造が基本であったが、平城宮では外門である壬生門と中門である朝堂院門の間に、新たに朝集殿院門が成立し、それが壬生門の内側の門だから中壬生門と呼ばれたとする説(直木孝次郎「平城宮諸門の一考察」『日本書紀研究』一五)と、人々の訴えを直接聞くという趣旨からして、壬生門と同じと解する説(岩波新日本古典文学大系「続日本紀」四補注)、あるいは「中」は中央の意であり、壬生門が第二次朝堂院の正面門として、朝儀に際して重要な機能を有することからそう呼ばれたものとする説(奈良国立文化財研究所

「平城百官通調査報告」<sup>11</sup>）などがある。

しかしここでもう一つ「中十宮城門」というタイプの門号の存在が明らかにになると、それを宮城門と同じと解するよりは、その一つ内側の、中門相当の門にあてることが妥当ではなからうか。そうであるなら「中大伴門」は朱雀門の北側の門ということになる。平城宮ではそこには第一次朝堂院があり、それには朝集殿院が付属しないから、朝堂院の南門が「中大伴門」であろう。このように朱雀門の北に「中大伴門」があったとすると、平安宮では朱雀門の北側にあたる朝集殿院南門が「応天門」と呼ばれるようになることも理解しやすいと思われる。この理解に大過なければ、中門の警護にあつたのは衛門府と衛士府であつたから（宮衛令集解宮門門金所引古記見、「中大伴門」を守る「三龍列」は門部ないしは衛士であろう。もう一つ同じ木簡に見える「曾<sup>（補カ）</sup>門」については、門号からは蘇我氏との関連が想起されるかもしれないが（意見の限り蘇我を曾雅と表記した例は見当たらない）、その位置は不詳である。しかし「中大伴門」と並記されているから、やはり中門にあたるのであろう。

荷札木簡が目につくのも特徴である。ただし62の「六百文」は養錢であろう。養錢は衛士ないしは仕丁に対して国元から送られた錢であり、木簡はその荷札である。68も同じである。したがってこれらも衛府関係木簡が多いという、先に指摘した特徴にかかわる可能性がある。64大宰府の「交易油」に関連しては、延喜民部式下の交

易雜物条に大宰府の貢納品の一つとして「雑油卅石」が見える。

64から67までが、ほぼ同じ大きさの二点分の琴形に書かれたものである（巻頭図版二参照）。64と69が上板で、上端に五つの小孔、下端には五カ所の切り込みがあり、糸をかけるようになっていたが、実際にかけた痕跡はない。65と67は底板である。ともに下端に目玉状の丸を墨で描いた部分があるが（67は左半部が欠損、上端には残存していない。本来の形は、底板の上下両端の部分に横に切れ目を入れて折り曲げ、前後の側板として斜めに立ち上げていたとみられる。またそれらとは別に逆台形の左右の側板があり、鋸歯状模様を墨線で描いている。それらを組み合わせると、ちょうど船のような形になる。そうすると65の下端の二つの丸は、船の舷先ないしは艀部分に描かれていることになるが、「吉備大臣入唐絵巻」に見える吉備真備の乗る遣唐使船の舷先には、眼が描かれている。この二つの丸がそうしたものであるとすると、底板の文字も外側に書かれたことになるが、上板の文字が外側になるのかどうかはわからない。なお67の墨円を描いた部分の裏側下端には、墨が塗られている。また底板の65には二カ所、67には一カ所、小さい孔がある。そこに棒を刺すというように、琴形の使用法に関わるものである可能性もあろう。

65 67の墨書は習書であるが、「道」「郡」「隠」などの共通する字があり同筆で、かつもとは同材であったとみてよい。また64は大

和国忍海郡の名を書き、他の習書とは趣を異にするが、その「郡」字の右、材の右端にある墨付きは、函の三字目の「道」のしんにょうの左下に続くものとみられる。したがってすべて一括史料とみてよい。64を含めていずれの文字も、琴形の板の中に上下はおさまっている。左右もほぼおさまっているが、先ほど指摘したことからすると、少なくとも64と65は字を書いてから板を切ったとみられる。しかしその場合も、板の中の文字の位置からすると、切ることを意識して字を書いたのではなからうか。あるいは既に切り整えた板を並べて、文字を書いたという可能性もないことはないが、その理由は考えにくい。また祭祀に用いる琴形に文字、それも多くは習書を記した意味はわからない。あるいは使用後に板を並べて書いたとも考えられようが、祭祀に用いた物の扱いとしては疑問が残る。なお64の郡名の意味とも今後の課題である。

函「封」は、上下に切り込みがあるというその形態、「封」字は丁度上の切り込みの位置に書かれ、その中間に墨の途切れている部分があることから、封緘木簡であることは明らかである。裏面を調整していないのは、一枚の板を上から途中まで表裏に刺いで、紙を挟むようにしている封緘木簡と共通している。

このように内容的に注目される木簡が多く出土したが、それらの性格を考える時、これらを一括史料として扱ってよいのか、さらにそれに関連してどこで捨てたのかという問題がある。木簡の出土場

所も祭祀関係遺物と同じ傾向を示すが、西側溝がきわめて大規模な溝であることからすると、廃棄場所は一方所とは限らず、またかなり上流から流れてきた可能性もある。十六坪の遺構には官衙的様相はあまり見られず、宅地の可能性が大きく、これらの木簡と結びつくとは考えがたい。西側溝を遡っていくと、平城宮東南隅に行き着く。平城宮内で用いられた木簡が、ここまで流れてきたという可能性もあろう。あるいは平安京では、京内に左右衛門府町・左右兵衛府町などがあつたことからすると、平城京内にも同種の施設があり、そこで廃棄された可能性も考えられよう。もちろんその場合でも、出土したすべての木簡にそれがあてはまるとは限らない。今後、西側溝上流部での発掘調査に注意すべきである。

#### 9 関係文献

奈良国立文化財研究所「一九九四年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報」(一九九五年)

同「平城宮発掘調査出土木簡概報」三一(一九九五年)

(堀野和巳)



## 奈良・高安城関連遺跡

たかのやすじょう

- 1 所在地 奈良県生駒郡三郷町南畑
- 2 調査期間 第九次調査 一九八七年(昭62) 九月～十一月
- 3 発掘機関 奈良県立橿原考古学研究所
- 4 調査担当者 橋本裕行
- 5 遺跡の種類 集落跡および遺物包含層
- 6 遺跡の年代 古代～近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要  
天智六年(六六七)に築かれたと言われる高安城の推定範囲内において、奈良県耕地面による県営圃場整備事業が計画され、それに伴う事前調査が継続的に行なわれているが、本調査は西和広城宮農第十団地造成に伴う事前調査として実施された。



(大阪東南部)

調査地の地形は、信貴山朝護孫子寺の南約五〇〇mに所在するとつくり池に向かつて西から東へ開口する

谷部と、これを取り巻く瘦く瘦く尾根から成り立っている。木簡は、谷部に設定したCトレンチのほぼ中央付近より出土した。

Cトレンチでは、遺構は認められなかったが、遺物包含層を確認した。これは、現地表下約三〇cmから一・三mの深さに存在し、中世の遺物を多く包含していた。木簡は、この包含層中より出土した。

8 木簡の釈文・内容

(1) □□□□□□□□□□

110 X 24 X 011

長方形の木簡で完形。上端左右の隅を削り、下端は裏から表にかけて下方へ斜めに削って加工する。木簡表面の黒変が著しく、肉眼では墨痕はわからない。赤外線テレビによる観察によって片面に六文字分の墨書が確認されたが、内容は不明である。

9 関係文献

奈良県立橿原考古学研究所「高安城関連遺跡発掘調査概報」(奈良県遺跡調査概報 一九八七年度 一九八八年)

(117・9 橋本裕行、8 鶴見泰寿)



# 木簡研究 第一六号

巻頭言

吉田 孝

一九九三年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡右京二条三坊西坪 薬師寺旧境内 大安寺旧境内 興福寺旧境内 東大寺 阪原阪戸遺跡 藤原宮跡 藤原京跡右京九条四坊 飛鳥京跡 定林寺北方遺跡 金剛寺遺跡 下茶屋遺跡 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 平安京跡左京三条三坊十三町 大坂城跡(1) 大坂城跡(2) 大坂城下町跡 若江遺跡 西ノ辻遺跡 袴袂遺跡(1) 袴袂遺跡(2) 砂入遺跡 柿布ヶ森遺跡 見蔵岡遺跡 木梨・北浦遺跡 藤江別所遺跡 阿形遺跡 伊勢寺遺跡 御殿・二之宮遺跡 東中館跡 長崎遺跡 八幡前・若宮遺跡 大宮遺跡 三堂遺跡 鴨田遺跡 大茂亥遺跡 杉崎庵寺 元經社寺田遺跡 南入遺跡 安子島城跡 山王遺跡 今坂遺跡 私田橋跡 福井城跡 一乗谷朝倉氏遺跡 戸木大西遺跡 西念・南新保遺跡 八幡林遺跡 宮長竹ヶ鼻遺跡 タテチヨウ遺跡 円城寺前遺跡 古市遺跡 郡山城下町遺跡 周防国府跡 初瀬遺跡 船戸遺跡 ヘボノ木遺跡 風の辻遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一六〇)

平城京跡左京一条三坊十五・十六坪

神繩の呪符木簡

いまに息づく呪符・形代の習俗

文書木簡はいづれ廃棄されるか

史料紹介 近世の墨の頭板について

史料紹介 近世の荷札木簡の一例

彙報

山里純一

奥野義雄

今泉隆雄

今津勝紀

鈴木京二

頒価 五五〇〇円 送料五〇〇円

# 木簡研究 第一五号

巻頭言

早川 庄八

一九九二年出土の木簡

概要 平城京跡 平城京左京三条三坊三坪 平城京右京三条二坊三坪 藤原宮跡 藤原京石京五条四坊 丹切遺跡 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 中海道遺跡 勝龍寺遺跡 平安京跡・旧二条城跡 鳥羽離宮跡 大板城跡 大坂城下町跡 喜連東遺跡 平野環濠都市遺跡 植野遺跡 袴狭遺跡(内田地区) 鴨田遺跡 六六B遺跡 安養寺跡 宮の西遺跡 赤堀城跡 梶子遺跡 城之内遺跡 二本柳遺跡 二之宮宮東遺跡 安養寺西遺跡 世良田諏訪下遺跡 小茶円遺跡 善匠地遺跡 瑞巖寺境内遺跡 八幡林遺跡 綾ノ南遺跡 馬場天神跡遺跡 乾遺跡 宮水はじ川遺跡 北高木遺跡 山崎遺跡 中島田遺跡 久米窪田森元遺跡 觀世音寺跡(南門跡) 脇道遺跡 城原三本谷南遺跡 東北小学校敷地内遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一五)

一 乘谷朝倉氏遺跡(第九次) 長岡宮跡(舊第三一・三三三次) 草

戸子軒町遺跡(第五・六・八次)

國・郡の行政と木簡

一 「国府跡」出土木簡の検討を中心として

京都府相楽郡木津町鹿背山郷盛の儀上札

彙報

加藤 友康  
田中洋一郎

頒備 四五〇〇円 送料五〇〇円



(京都西南部)

## 京都・長岡京跡 (3)

- 1 所在地 一 京都府長岡京市神足交差、二 同市今里四丁目
- 2 調査期間 一 一九九四年(平6)三月~四月、二 一九九五年一月~三月
- 3 発掘機関 財長岡京市埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 原 秀樹
- 5 遺跡の種類 一 都城跡、二 古墳・都城跡
- 6 遺跡の年代 一 長岡京期(七八四~七九四年)、二 古墳時代前期~鎌倉時代

## 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

- 一 左京六条二坊三町(左京第三二六次調査)
- 当地は左京六条二坊三町の北西隅に位置しており、調査では東一坊大路東側溝を中心と土坑、溝、柱穴、六条々間小路南側溝の一部

を検出した。本地点の東一坊大路東側溝は、幅二・〇~二・三m、深さ〇・四~〇・六mである。溝底が深くなる南側部分には、兩岸を杭と側板で護岸した橋と考えられる施設があり、約四・五m分確認した。長岡京の橋としては最大級であり、同様の規模をもつ門が大路に面して設けられた可能性が強い。このほか、交差点の南では平らな面を上にして一列等間隔に並ぶ三個の人頭大の石と、転がったとみられる同じくらの石を三個余り検出した。一列に並ぶ石は、層位的に側溝が半ば埋まった段階に置かれていることから、遷都当初の遺構から時間をおいて造られたことがわかる。これは石の上に板などを並べた橋ではないかと考えている。

遺物は、土師器・須恵器・黒色土器・二彩陶器・瓦・木皿・糸巻き・鉄釘・神功開宝・獣骨・基石などが出土し、また倉庫・櫛・人面黒書土器・土馬・桃の種・銅銭が多い点は、条坊交差点での祭祀を物語るものである。このほか土師器と須恵器の食器類には「大」「器」「吉」「万」「口足」「山」と墨書したものや、「十」「廿」「卅」「米」「廿」などの記号を墨書、線刻したものが出土している。

## 二 右京三条三坊四町(右京第四八八次調査)

調査地は、長岡京の西二坊大路と三条条間小路に面する右京三条三坊四町の北東部に位置するほか、古墳時代中期前半に築造された前方後円墳である今里車塚古墳の後円部および周濠の一部と重なっている。また、西方には郡名を冠する乙訓寺があり、当地は古代



二 右京三条三坊四町

(1) ・く(符懸)(簡カ) □

・く(符懸)(文様カ)

(61)×(17)×4 0.88

(2) (符懸カ)

(120)×(33)×4 0.8

木簡は、周濠北西部の下層から二点出土した。ともに墨書が明瞭に残る呪符木簡であるが、その全容については不明である。(1)は一方の側面と上下端を欠損しており、切り込みについては二次的な可能性もある。表面は長方形の区画の中に□(墨)を三から四つ横に並べ、下には願らしい表現がある。裏面にも□、山などを配しており、欠損する一方にも同様の□、山を並列した可能性が高い。両面には、上部に曲線で表現された記号または文様が描かれているが、傷みと折れで何なのか判然としない。(2)は真ん中で左右二片に割れており、一部傷みで墨書が見えないうえに上下端を欠損している。表裏に削り痕が残る。中央に七個の○(雷)をほぼ左右対称に並べ、その両外側には六回螺旋状に尾を巻く符を配し、上下に門符かと思われる中国の符に似た表現をするものがある。

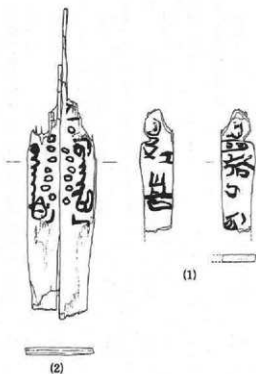
これらの木簡については他に同様の出土例が見当たらず、今後同様の事例が明らかになることが待たれる。

木簡の年代については、周濠が中世まで完全に埋まることなく機

能した状況を考えると、長岡京期から中世前半期までの時間幅があるが、木簡が出土した下層の土器から判断すると、長岡京期から平安時代前半期の幅におさまるものと考えられる。

なお釈読にあたっては、奈良大学水野正好氏、向日市教育委員会清水みき氏のご教示を得た。

(原 秀樹)



## 京都・平安京跡左京四条一坊一町

1 所在地 京都市中京区壬生朱雀町

2 調査期間 一九九二年(平四)一月—一九九三年四月

3 発掘機関 財京都市埋蔵文化財研究所

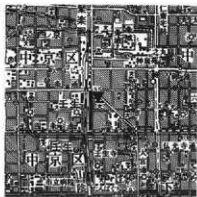
4 調査担当者 鈴木久男・清藤玲子・南孝雄

5 遺跡の種類 都城跡

6 遺跡の年代 平安時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は平安京左京四条一坊一町に位置し、西は朱雀大路に面する。調査は、小学校の校舎建て替え工事に先立ち行なわれ、工事



(京都北西部)

計画に従い四つの調査区を設定した。  
確認された遺構は、大きく平安時代の前期と後期に分かれるが、木簡が出土したのは第二、第三トレンチで検出した平安時代前期、九世紀代の遺構からである。九世紀の遺構は更に二期に

分かれる。第一期は九世紀の前半、平安京造営に伴う時期で、一町の南側では六角小路の南北両側溝が検出された。しかし町内の中央には、北東から南西に流れる幅四mの自然流路も存在する。第二期も九世紀の前半であるが、町内の自然流路は埋め立てられ、一町の南西部に園地の池が造られる。池の規模は東西幅三八m、南北幅は不明、深さ〇・四mを測る。池の汀には〇・二m大の石を敷いた州浜を施している。汀の北西部には導水施設も存在する。この園池は九世紀の後半には廃絶する。

遺物は、自然流路、池からそれぞれ出土する。自然流路からは土器類の他、木器も大量に出土する。木器には、漆塗りの刷毛・下駄・ヘラ状木製品(舞木?)等がある。池からも土器類・木器などが出土するが、土器の中には須恵器の壺の体部に「家」と記された墨書土器がある。

8 木簡の釈文・内容

木簡は六点出土している。(1)から(3)が自然流路、(4)から(6)が園地の池からの出土である。

- (1) 〇沙賀我太雲明〇具不祢乃都<sub>(久)</sub>

〇〇母〇難〇〇〇〇〇〇

(178)×15×7





## 京都・平安京跡左京八条三坊十四町

- 1 所在地 京都市下京区東塩小路町
- 2 調査期間 一九九三年(平5)四月～七月
- 3 発掘機関 御京都市埋蔵文化財研究所
- 4 調査担当者 百瀬正恒・前田義明・真喜志悦子
- 5 遺跡の種類 都城・中世都市跡
- 6 遺跡の年代 平安時代後期から室町時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(京都東南部)

の左京八条三坊三・六・十  
一～十四町、八条四坊三・

京都駅構内では駅舎の建て替え工事に伴い、平成二年から六年まで、都合八回の発掘調査を実施し、室町小路路面・建物跡を中心とする「町」の遺構や銅の鑄

造遺構などを多数検出した。木簡の出土した調査は第四次調査で、構内の東北端に位置し、東洞院大路に接した地点である。

駅構内は、平安京桑坊

四町にあたる広大な面積を占める。また正和二年(一一三三)に後宇多法皇から東寺に八条院院町が寄進されたとき、東寺が作成した「八条女院院町在所目安注文」(鎌倉巻之二五〇六〇号)によれば、「院町十三箇所」は、左京八条三坊四・六・十一・十三・十四・十五町、八条四坊二・三・四・五町、八条二坊十二町、九条三坊九町にあり、そのうち七町が京都駅構内にあたることがわかる。

木簡は左京八条三坊十四町で出土した。同町は東寺百合文書「後高倉院町下文抄写」に「梅小路北東洞院西一丁 御倉跡」と記載され、倉町であったことがわかる。

第四次調査では、平安時代後期から室町時代前期の遺構・遺物が出土したが、中心は鎌倉時代後半の遺構である。

平安時代後期・鎌倉時代前期の遺構には、排水溝・土坑・柱穴・整地層・瓦溜がある。瓦溜から平安時代後期の軒瓦が多数出土した。

鎌倉時代後期の遺構には、溝、土坑、柱穴などがある。溝には、幅一・五mの東西溝SD一五〇があり、宅地の区画溝と考えられる。遺物は、下層の厨食土層から多量の木製品・木簡(1)・将棋駒(2)・草履状木製品・箸などが、中層からは完成の土師器と草履状木製品が点々と出土した。上層はグリ石で埋めており、溝の廃棄時に完成の土器を埋納したことがわかる。

室町時代前半の遺構には、井戸・土坑・柱穴などがある。土坑はトレンチの北東部と、北西部に集中する。いずれも径が一m前後、

深さ〇・五m前後の平面円形で、木製品と土器が多量に出土した。形態、出土遺物からゴミ捨て穴として機能していたものと考えられる。木簡(3)は、その一つS K二三四から出土した。

8 木簡の釈文・内容

S D 一五〇

(1) 「佛 合合

□

332 x (3) x 3 321

(2) 「中兵」(将棋駒)

22 x 22 x 2 321

S K 二三四

(3) 「か々の<sup>か</sup>□うの殿へ

146 x 122 x 321

東寺は後宇多法皇から寄進された土地を管理するために、年貢帳を作成し、現在、①元応元年(一一三二)「八条院町地子帳」(鎌倉遺文二七〇八二号。以下いずれも東寺百合文書へ)、②建武元年(一一三三)「八条院町年貢散用状」、③建武五年(一一三四)「八条院町年貢帳」、④貞治元年(一一三六)「八条院町地子并寛不作注進状」が残っている。

元応元年の「八条院町地子帳」には、東洞院大路の西側の宅地の

八条坊門から梅小路にかけて、二二軒の屋敷地が記載されている。調査地点は、年貢の負担額などから割り出すと、「衛藤跡」と記載された宅地にあたる。同様に、建武五年の年貢帳では、「孫次郎」「トウ實」「今又次郎」「次郎兵衛」「次郎兵衛」「セイ次郎」などの宅地、貞治元年(一一三六)では、「寂正」「勝善跡不作」「四郎三郎」などの宅地に相当する。S D 一五〇はこの宅地割の区画溝と考えられる。

なお、木簡の釈文は、梅花女子大学文学部の馬田綾子、奈良国立文化財研究所の綾村宏・館野和己・渡辺晃宏・古尾谷知浩の各氏による。

(百瀬正恒)



(1)

(3)

# 京都・平安京跡右京八条二坊二町



(京都西南部)

この遺跡は、京都市立七条小学校敷地内にある。調査地点は右京八条二坊二町のほぼ中央西端に該当する。この地は平安京の官設市の一つである西市の外縁に展開する市外町に南接する位置にあたる。同小学校敷地内では今回の調査対象地区の東と北に接する地域で、これまでに一九八三年に実施した第一次調査(本誌第六号)と一九八五年に実施した第二次調査(同第八号)

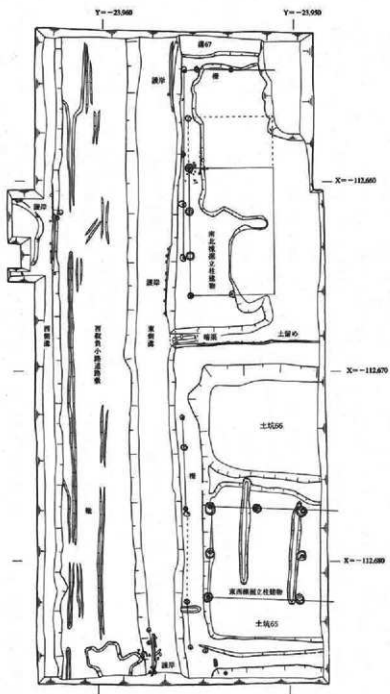
- 1 所在地 京都市下京区西七条石井町
- 2 調査期間 一九九三年(平5) 二月～一九九四年四月
- 3 発掘機関 財団法人埋蔵文化財研究所
- 4 調査担当者 辻 裕司・近藤知子
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代～室町時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



二町跡調査区配置図

の発掘調査例があり、各々豊富な木製品とともに多数の木簡が出土している。検出した遺構には、条坊遺構や二町内の宅地割りを示す遺構などがあり、それぞれ連続し密接に関わる。今回の第三次調査も同様の施設改築に伴う事前の調査である。

当該地の地形は東が高く南西に向かって緩傾斜を呈する。第一次



第3次調査出土遺構図

調査で検出した池状遺構の屑口から西は低位に属し、湿地状を呈する。この湿地から古墳時代前期に属する土器が出土した。湿地上面には腐植土層が堆積し、平安京造営時の当該地点における基盤層となる。

この基盤層上面に厚さ約〇・六mの積土を施し造成するが、造成箇所は主として二町の西面築地（西親負小路東築地）想定位置や四行八門制に従った各門界想定位置を対象としており、宅地内は窪む。築地や門界を示す積土上半部は同一の土層を用いた整地がなされており、当該地の造成開発が戸主単位の個別的な契機によるものでないことを示している。各門界を示す積土によって区画された空間は、東四行西半の北三門・北六門の一部と北四・北五門であり、北四・五門の各南北幅は約一五m（五丈）ある。

西親負小路に該当する箇所は、平安時代初頭にはほぼ小路幅分の南北流路が敷設されており、運河として利用された可能性が高い。この流路からは多量の木製品とともに木簡も多数出土している。

平安時代前半には流路は埋没し、上面に西親負小路が敷設される。小路は道路敷と東・西側溝を検出した。道路敷は砂・小礫で造作され、乾燥時にはきわめて堅固である。検出幅は約四mある。

東・西側溝は幅が二・三mある。側溝内の、門界および北四門に面する四方所には護岸施設があり、橋に伴う施設と考えている。

北四門の北・西辺には橋がめぐる。南西部に積土を施し、その上

面に南北棟掘立柱建物が一棟建つ。建物は小路に面し、建物南西部には橋に想定した護岸を伴い、その箇所では橋は途切れる。北辺外側には東西方向の溝が延び、南辺の内側西端には暗渠排水施設がある。従って、この宅地は一戸主内に収まると考えている。暗渠底面西端には斎串一四枚・和同開珎一枚を置き、細かい砂礫で覆って蓋板を被せ埋め戻す。埋納された斎串には北四門内への水・病い・穢れの侵入を防ぐ目的が想定できる。

北五門内には北四・五門界から南へ約七mの地点に高まりがある。この高まりを境に南には土器・木製品（Ⅱ「延暦廿四年」木簡を含む）などが多量に投棄され、平安時代前半にはあまり活発な利用状況はない。後半になると、先の高まりに規制を受けるような状態で南半に積土を施し、東西棟掘立柱建物を一棟建てる。

以上のように、西市外町に南接する地域が、平安京の造営に間を置かず開発されたことを明らかにすることができた。西市設営が周辺の桑坊路ならびに路に面する宅地の開発にも強い影響を及ぼしたことが窺える。市外町外郭地域の重要性が指摘でき、市周辺に展開したとされる諸団の調郎や諸官司などの物資収納施設が存在や、市外町の開発時期にも関わる極めて重要な情報を含んでいると言える。

西親負小路は物資の流通についての重要性は言うまでもなく、西市の中央を南北に貫く主要桑坊路である。造営当初の運河的な利用は西堀川小路と共に平安京への水運による物資搬入を示す遺構と捉

えることができる。なお、当該地では多種多岐にわたる祭祀具が出土しており、市との境界における祭祀(場)も指摘できる。

遺物は整理用コンテナで二九四箱分出土した。内訳は土器・瓦類一〇〇箱、木質遺物一七〇箱、その他二四箱で、遺物の大半は平安時代前期に属する。遺物内容は土器類、瓦類、土製品、銭貨、金属製品、木製品、木簡、植物種実、骨などがある。

土器類では(1)「延暦廿四年」木簡を伴う土坑六五出土土器が挙げられる。土器は平安京I期中(八〇〇年前後)【平安京右京三条三坊】京都市埋蔵文化財研究所調査報告第一〇番の土器型式編年による)に収まると考えている。

木製品では工具・紡織具・運搬具・漁具・服飾具・容器・食器・文具・計量具・遊戯具・祭祀具・部材・雑具がある。

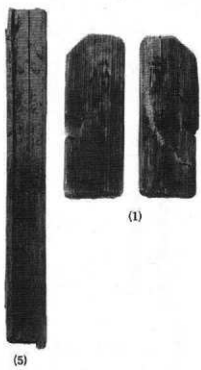
墨書土器・ヘラ記号土器などの文字・記号資料は約四〇点あるが、大半は破片である。「成」「大」「奉」などが判読できる。

木簡は、釈文の立たないものや墨痕のない付札状木製品などを含めて六〇点ある。遺構別の内訳は、北五門該当箇所積土層から一点、北五門南半(土坑六五)から三点、北五門北半(土坑六六)から八点、南北流路から二九点、北三・四門界東西溝(溝六七)から一点、西敷負小路東側溝(溝三七)から七点、宅地上面を覆う遺物包含層(第七層)から一点出土している。

8 木簡の釈文・内容

積土層

- (1) 「秦秦秦」  
「乃」  
78×28×7 011
- (2) 「千小麦五斗」  
131×20×4 033
- (3) 「主」  
113×12×3 061
- (4) 「白米五斗」  
「日」  
106×15×4 069
- (5) 「銭銭銭銭」  
180×19×4 081



(6) □□□□串□□ (174)×(14)×4 081

(7) 六十六 六□□ (184)×(15)×4 081

(8) 二□十二□□□ (六之) (123)×(10)×5 081

(9) 六卅□□六廿廿 (94)×21×4 081

(10) □□□□□□ (107)×(16)×2 091

土坑六五

(11) 納物式種 紙廿三帖 裏料 (120)×22×3 011

・「延曆廿四年五月十九日 記秋穂」

(12) 〽大□ (135)×20×4 033

土坑六六

(13) □大車 小車小□小□ (136)×(11)×1 081

(14) □□□ (浮) (91)

(15) □□生□ 091

(16) □日□ 091

南北流路

(17) 買進上米老斛伍斗直錢壹貫肆佰伍拾文

・「洪私買附上箱一隻直錢京上報」(納方) (205)×15×5 019



(18)



(19)









(京都東北部)

建物・通路状遺構、南部の溝・花崗岩製導水溝・礎石

## 京都・慈照寺境内

- 1 所在地 京都市左京区銀閣寺
- 2 調査期間 一九九三年(平五)七月～一九九四年一月
- 3 発掘機関 財京都市埋蔵文化財研究所
- 4 調査担当者 百瀬正恒・南 孝雄
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の年代 室町時代から近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

慈照寺境内では一九八六年に庫裏の増改築に伴う発掘調査を実施した。今回の防災・防犯工事に伴う発掘調査は、境内における二回

目の調査である。

観音殿(銀閣)の周囲で検出した暗渠排水溝・敷石抜き取り穴・整地層などがある。

中でも、花崗岩製導水溝は特異な遺構である。まず幅六十cmの溝を掘り、三〇～五〇cm間隔に自然石の基礎石を置き、その上に花崗岩製の長さ九〇cm前後の導水溝の下石を据え付けている。下石は幅が三〇cm、厚さ一〇cmで、上面に幅と深さがそれぞれ五cmの溝を二条穿っている。下石の小口には割り込があり、下石相互を強固に結合させる。蓋石は、長辺六〇cm前後で下石に比べて短く、幅一cmで下石の二条の溝に対応して二枚被せていた。二枚の蓋石の接合は、二mmの薄い板を蓋石の側面(溝と同一方向)に入れ、接合部の上面には漆と布で目地をする。下石と蓋石の接合にも漆を使用し、側面も蓋石と同様、漆と布で目地をしている。導水溝の上部には薄く砂を被せていた。

墨書のある部材は、花崗岩の導水溝と同一方向の素掘り溝から出土し、長辺を溝と直角にし、穴のある面を上に向けていた。遺構の年代は、導水施設と溝が平行しないこと、施設の一部に堆積した砂層を掘り込んで遺構が成立することから、一六世紀中葉前後と考えられる。部材は、一辺二二cmの角材で、長さ二六cmで、中央部に径八・八・五cmの円形の穴が貫通している。墨書は、検出状況の上面に「上六」、側面に「納了」とあり、穴を中心に開けるために、十字に墨が打つてある。溝に穴を上に向けて掘るため、墨書から

判断して、板扉の礎板で、穴に柱を建てたものと考えられる。

慈照寺境内では、今回を含め過去二回の調査が行なわれている。

旧庫裏を新築する工事に伴って実施した事前調査では、桃山時代からの歴代の庫裏の遺構を検出したが、室町時代の東山殿とそれに続く慈照寺の遺構は、溝を一条を検出しただけであった。

今回の調査で検出した圍池、石垣と石垣に伴う排水溝、導水管、建物遺構は、いずれも室町時代の東山殿が造営された文明一四年（一四八二）から一六世紀中葉までの遺構であり、現慈照寺の北部にきわめて重要な遺構が密集していることが判明した。

東山殿は低地の圍池、観音閣、東求堂などの遺構群と、高台の西指庵を中心とする遺構群で立体的に形成されていたと推定でき、慈照寺の北部域が重要な位置を占めていたことが判明した。

#### 8 木簡の釈文・内容

##### (1) ・「上六」(上面)

・「納了」(側面)

280×120×120 ㎜

なお、木簡の釈文は、奈良国立文化財研究所の綾村宏・館野和己・古尾谷知浩・渡辺晃宏の各氏による。

(百瀬正恒)



(側面)

(上面)

## 兵庫・袴狭<sup>はかぎ</sup>遺跡

1 所在地 兵庫県出石郡出石町袴狭字内田、字谷外

2 調査期間 第八次調査 一九九四年(平6)六月～十二月  
第九次調査 一九九五年一月～二月

3 発掘機関 兵庫県教育委員会

4 調査担当者 大平 茂・鈴木敬二・中村 弘・岡 昌秀  
服部 寛

5 遺跡の種類 官衙遺跡・祭祀遺跡・水田跡

6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代・中世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



袴狭遺跡は兵庫県の北部、豊岡市市街地から南東へ約七kmに位置し、円山川の支流である小野川と袴狭川に挟まれた沖積低地に立地している。標高は五～八mである。同低地内には、砂入遺跡・荒木遺跡・田多地小谷遺跡など官衙の様相を呈

する遺跡が点在する。当該遺跡の調査には、小野川放水路建設(県教委担当)と圃場整備事業(町教委担当)に伴う事前調査及び国庫補助金による学術調査(町教委担当)がある。これに関連した過去の調査成果からみると、主に奈良時代から平安時代の官衙跡及び桑里制にのつた水田地帯と推定でき、前記遺跡とあわせれば行政・居住の場、祭祀の場、生産の場という有機的な関係をもつものであり、「袴狭遺跡群」として一括把握することが可能である。

特徴は、祭祀を執行した場所である殿所(砂入遺跡ほか)と、これに使用した祭祀関係の木製品が極めて良く残っていることにある。人形・馬形をはじめとする木製祭祀具の分布範囲は広く、東西約一・五km、南北約一kmに及び、その出土量は約四万点を数える。これら遺物の出土層位は現地表下一～二mであり、基本的には洪水砂に覆われた八世紀～一〇世紀代の水路及び水田層である。

今回報告するのは、袴狭遺跡の第八次調査、第九次調査にあたる調査面積は、それぞれ二四一㎡、七〇一㎡である。

### 一 第八次調査

調査区は此岡山北山麓の水田部に位置し、一九九〇年度の確認調査(本誌第一三号)で掘立柱建物、一九九二年度の出石町教委の調査(同一五号)では礎石建物・掘立柱建物などを発見しており、奈良・平安時代の居住区域であることが明らかになっている。

ここでは、四時期の遺構面の調査を行なった。第一面は中世(室

町時代、第二―四目が奈良・平安時代である。

検出した遺構は、第一面に此隅山城に関連すると考えられる溝、第二面は礎石建物、第三―四面には掘立柱建物とこれらの建物に伴う溝・道路状遺構などが存在する。建物群は連続するかどうか明らかでないが、掘立柱から礎石建物に変化している。その時期は、一〇世紀前後であろう。

木簡は、第三面(4)―(10)、第四面(1)―(3)の遺構上面遺物包含層及び溝内から計一〇点出土した。共伴遺物に、曲物・挽物などの木製品がある。その他、今回の調査では銚帯・石帯があわせて一五点あり、銭貨(神功開元)・円面硯・輪羽口・土錘なども認められた。土器には緑釉・灰釉陶器、須恵器・土師器があり、「秦浄」「秦成」「秦安」「秦磐」「讀西」「本府」「出領」「庭殿」「南」「西」「今」「香」「大」「生」など約九〇点の墨書土器も出土している。

#### 二 第九次調査

調査区は、第八次調査の東隣の水田部である。当地点の検出遺構は、水田跡三面(中世―平安時代)とその下層(奈良―平安時代)の河道である。河道には、抗列の護岸施設が認められた。

木簡は、第三面上遺物包含層(15)及び下層の河道(12―14)から計四点出土した。共伴遺物には、人形・馬形などの木製祭祀具がある。これら遺物は流されてきたものであるから、さらに上流域に遺跡の本体があると考えて間違いない。

#### 8 木簡の釈文・内容

##### 一 第八次調査

- (1) 締狭狭物狭物物大生鳥出石郷郷桑桑原〔活カ〕  
〔活カ〕 杉〔活カ〕段〔活カ〕  
〔活カ〕 段〔活カ〕



・得得得得得神宮部形麻物□

(444) × (24) × 3 061

- (2) ・「子謂公治長可妻

・「右為獨符搜求□

(186) × 8 × 5 019

- (3) 但馬郡出石郡高椅里長〔等カ〕□

(282) × 30 × 4 029

- (4) 「讀西」□

徑203 × 寬15 061

- (5) 「讀支西」□

徑105 × 寬(1) 061

- (6) □□部□□

(121) × (96) × 4 019

- (7) 「V」□□「古支」□□

(147) × 28 × 7 036

- (8) 「今日物忌

(120) × 27 × 5 019





(上) 播州赤穂

有年原・田中遺跡は、赤穂市の北東端、市内を南流する千種川と東隣の相生市内から派生する矢野川との合流域の北に位置し、遺跡の北にそびえる奥山の谷々によって形成された扇状地上に立地する。周辺は田園地帯であり、遺跡の標高は概ね一八m程度である。

有年原・田中遺跡は、有年考古館の館長であった故松岡秀夫氏の精力的な調査によって原小学校校庭遺跡

## 兵庫・有年原・田中遺跡

- 1 所在地 兵庫県赤穂市有年原
- 2 調査期間 一九九三年(平五)九月―十二月
- 3 発掘機関 赤穂市教育委員会
- 4 調査担当者 藤田忠彦・中宗宗伯・久田雅代
- 5 遺跡の種類 集落跡

- 6 遺跡の年代 弥生時代中期―一四世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

有年原・田中遺跡は、赤穂市の北東端、市内を南流する千種川と東隣の相生市内から派生する矢野川との合流域の北に位置し、遺跡

として周知されていた遺跡であり、一九八七年には赤穂市立原小学校の改築工事に伴い、兵庫県教育委員会によって本格的な発掘調査が行なわれた。調査によって、飛鳥・奈良時代の多数の掘立柱建物が発出され、十数個体分の凹面硯が出土したことから官衙跡と考えられた。また、一九八八年度に実施された圃場整備事業に伴う発掘調査によって、遺跡が弥生時代中期から室町時代にかけての大規模な集落遺跡であることが明らかとなり、広範囲に及ぶことから遺跡名も有年原・田中遺跡と改称された。

また、遺跡は弥生時代後期の大型墳丘墓及び葬送儀礼に使われた器台・壺・高杯が発見されたことで著名なものとなり、墳丘墓周辺の保存、公有化が図られた。一九九〇年には県指定文化財になり、現在遺跡公園として復元整備されている。

今回報告する木簡が出土した井戸は、直径約三mを測る凹形の掘形内に、一辺一mの方形の木枠を組み入れたものであり、深さ約二mを測る。木枠材はすべて製材されたものであり、四本の柱によって支えられ、二段の桝木によってそれぞれ固定されている。桝木端部はわずかに細く削り出されているもの、柱との仕口は大入れと考えられ、桝木の外側に井側板を敷き立てることによって全体枠を構成している。井戸底は平らに仕上げられ、わずかに小石がばらまかれていた程度であり、曲物などは確認できなかった。

木簡は井戸枠内の底の辺りから一点のみ出土している。このほか

須恵器輪・土師器鍋など少量の土器片が共伴しており、これらの遺物から井戸の廢絶期は概ね一二世紀頃と判断される。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「く咄天聖(符應) 急々如律令」

木簡×拾玖片 202

木簡は、三片に割れてはいるものの欠損部分もほとんどなく、極めて良好な状態で発見されており、ヒノキ材と考えられる。形状は上端部の左右に切り込みを入れ、下端部を失らせたものであり、上端部の左右の切り込みを利用して柱などに固定されていたらしく、紐による圧痕が観察される。

木簡は、上から「咄天聖」、「鬼」の群列(符籙)、「急々如律令」といった文字がからうじて判読できる状態である。「鬼」の群列は病魔を表現し、「急々如律令」は速やかにおさまれということ、「咄天聖」は天帝が治病、消災、延命を司とる天聖星に命ずるという意味であり、天帝が天聖星に病魔の行進を止めるよう指示した内容の呪符木簡である。

井戸跡から出土したことについては、流行病の侵入を防ぐため門柱に縛り付けられていたものが、不要になったため井戸に投げ捨てられたか、あるいは井戸水を媒介に流行病が伝染するのを防ぐため、井戸付近に縛り付けていたものが落ち込んだと考えておきたい。

木簡の釈説にあたっては、奈良大学の水野正好・西山要一両氏の「く」教示を得た。

9 関係文献

兵庫県教育委員会「有年原・田中遺跡発掘調査報告書」(一九九一年)

赤穂市教育委員会「有年原・田中遺跡」(一九九一年)

(藤田忠彦)





## 福島・荒田目条里遺跡

あつため

- 1 所在地 福島県いわき市平賀渡字礼堂
- 2 調査期間 一九九三年(平5)四月～七月
- 3 発掘機関 勤いわき市教育文化事業団
- 4 調査担当者 吉田生哉・矢島敬之
- 5 遺跡の種類 河川跡・祭祀跡
- 6 遺跡の年代 五世紀中葉～一七世紀初頭
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



荒田目条里遺跡は、平市街地の東方約4km、夏井川下流の右岸に位置する。太平洋の海岸線より西へ約3kmのところにあり、陸奥国

磐城郡磐城郷に属する地域である。磐城郡衙に比定される根岸遺跡は、荒田目条里遺跡の南東方約一・五kmの所に位置する。また、北西方向約三〇〇mの位置には、延喜式内社の大内魂神社が所在し、「大同元」銘の付札木簡と緑釉陶器が

多量に出土した小茶円遺跡(本誌第一四・一五号)は、本遺跡の北側に隣接する。今回の調査地点は、常磐パイパス施設工事に伴って発掘調査が行なわれ、付札木簡や多量の木製品・土製品の祭祀遺物を検出した古代河川跡(本誌第一三号)の西側隣接地帯であり、河川跡の上流部にあたる。この地域には、海進過程に形成された浜堤が数列確認されており、現在の海岸線が形成されたのは、今から約一八〇〇年前とされている。遺跡は第一浜堤(最内陸部)の東側陸部に立地し、低湿地との境に位置する。現況は、畑地と水田で、標高は四・〇m前後を測る。

今回の調査は、工場造成に伴う発掘調査である。調査面積は、東西約六〇m、南北約三〇mにわたる一八〇〇m<sup>2</sup>である。

調査の結果、古墳時代前期の竪穴住居跡一棟、古代河川を含む溝跡八条、古代～近世の土坑等一八基が検出されている。

遺物の出土量は、整理用コンテナ約二〇〇箱である。出土遺物の九九%は、五世紀中葉から一〇世紀後葉に比定される河川跡からの出土である。この河川跡は、調査範囲の北側部には東西に走るかたちで確認された。幅は、北側の岸が調査範囲内では確認されていないが、一〇m以上にわたる可能性がある。深さは、確認面より二・五m～一・〇mである。遺物の内訳は、墨書土器一八〇点を含む土師器・須恵器が大半を占め、このほか剣形・鏡形の滑石製模造品・碧玉製管玉、手捏土器・土玉・土馬・舟形・異形の土製品、紡





- (6) □置□替馬□  
 赤毛牝馬<sup>〔藏〕</sup>□□□□六□  
 真□□斗<sup>立</sup>□□  
 (148)×33×3 081
- (7) 「五疋令肋」□  
 (83)×15×6 019
- (8) □□立申□□□□□□  
 □□□□  
 (265)×40×5 019
- (9) 「 丈部□□ 丈部得足  
 □□ 丈部庭足 丈部子□  
 □□部虫万呂 丈部□  
 (164)×33×3 019
- (10) □□□□ 千手一□  
 施<sup>〔羅〕</sup>フ尼升迦 淨土阿弥<sup>×</sup>  
 大仏頂四返 千手機<sup>〔梅カ〕</sup>海是過  
 貞□ 俗名丈部□<sup>〔吉カ〕</sup>  
 〔經□□□□□〕  
 (123)×42×2 081
- (11) 道正税<sup>〔羅友カ〕</sup>  
 (157)×21×4 059
- (12) 「<sup>〔羅友カ〕</sup>□□五斗」  
 「<sup>〔羅友カ〕</sup>□□□□□」  
 200×17×5 033
- (13) 「<sup>〔羅友カ〕</sup>□□七□□□□」  
 (155)×27×3 066
- (14) 「<sup>〔羅友カ〕</sup>千万九斗」  
 「<sup>〔羅友カ〕</sup>□□□□□」  
 182×22×4 033
- (15) 「<sup>〔羅友カ〕</sup>高木一斛」  
 「<sup>〔羅友カ〕</sup>□□□□□」  
 (96)×18×3 069
- (16) 「日理古槽子」<sup>〔カ〕</sup>  
 「五月十<sup>×</sup>」  
 (62)×15×5 019
- (17) 「白稻五斗」□□□□□□  
 「□□□□□□□□□□」  
 (196)×23×3 051
- (18) 「<sup>〔羅友カ〕</sup>女和早四斗」  
 「<sup>〔羅友カ〕</sup>鬼□□□□□」  
 197×24×4 033
- (19) 「<sup>〔羅友カ〕</sup>五月十七日」□□□□□□  
 (97)×25×3 039

- ④ 〔有カ〕料カ  
 ・V□□安通□  
 ・V□□十月  
 177×22×5 033
- ⑤ 〔有カ〕料カ  
 ・く地蔵子一斛  
 ・く五月廿三日門戸介  
 (105)×13×3 023
- ⑥ 〔有カ〕料カ  
 ・□□□子□□  
 ・□□□□□日記  
 (113)×23×4 019
- ⑦ □正親□□□  
 (105)×13×3 081
- ⑧ 〔我 吾  
 是是是  
 (175)×23×7 019
- ⑨ 是是是  
 (71)×21×4 081
- ⑩ 下□□□□  
 (175)×15×5 081
- ⑪ 〔櫃  
 〔□□□□□  
 146×20×4 011
- ⑫ 〔東舎  
 (高台付置) 奥幅115×口幅155×肘幅85 061

木簡は、前述の河川跡から三三点出土している。このほか、木簡状木製品が五点ある。

(1)は、完形の郡符木簡である。短冊型であるが、刃物により二分割し、その一方をさらにへし折つた後、廃棄したものである。内容は、郡司が「里刀自」に五月三日に郡司の農田の田植えのために、三六人の農民の召喚を命じたものである。三六人の名が記され、そのうち三四人の名の右肩に合点「、」また「足小家」および「子於足」の左肩に「不」が記載される。したがって、「合卅四人」は、召喚当日の出欠を確認した後の記載と考えておきたい。裏面は、三行構成と判断され、施行文言と、大領の位置部分に「於保臣」とウジ名のみ記し、最終行に「五月一日」と記す。(2)は、下端が折損しているが、短冊型になると思われる木簡。郡司から「立屋津」の長である「伴マ福麿」に宛てた郡符木簡で、人の召喚を命じたものである。墨痕はきわめて鮮明で、材質はモミ属である。(3)は、長方形の材の一端に左右から切込みを入れ、頸部の角を落して荷札状としているが、公麻米の返抄木簡で、裏面には、「仁寿三年十月□日」(八五三年)の年紀が見られる。材質はモミ属。(4)の表一行目の「□」と「□」の下の文字は「遍」の意であろうか。(5)は、付札木簡である。左辺上方にある四つの切り込みと量目「四斗」とを対応するとみなすならば、中国で存在が確認されているいわゆる「刻齒木簡」に類する我が国の用例の可能性を想定しうるかもしれない。

材質はカヤである。⑧の一字目は○印の中に記号を書いたものであろうか。

このほか、文書木簡が(4)から(9)の六点、貫進物付札が(1)から(10)・(11)から(12)までの二一点、写経と思われる(13)や定規(14)・習書(15)などが三点、内容不明八点などがある。いずれの木簡も遺跡の隆盛期である九世紀半ばから一〇世紀代の資料と考えられる。

なお、釈読や内容等については、国立歴史民俗博物館の平川南氏のご教示を得た。

9 関係文献

朝いわき市教育文化事業団『荒田目糸里遺跡 木簡は語る』(一九九五年)

(吉田生豊)

福島・矢玉遺跡

1 所在地 福島県会津若松市高野町大字界沢字村西

2 調査期間 一九九四年(平6)六月―十二月

3 発掘機関 会津若松市教育委員会

4 調査担当者 萩生田和郎・石本哲也

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 奈良・平安時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

矢玉遺跡は、福島県の西部、会津盆地の中心部からやや東寄りの平担部、会津若松市の市街地から北西約6kmに位置している。会津盆地の郡衙の最有力候補地とされる、河東町の郡山遺跡から南西に約二・五kmの位置にあり、遺跡の西を湯川が流れている。調査は、県官圃場整備事業に伴い、一九九二年度から一九九四年度の三カ年にわたり実施した。



現在までの発掘調査により、八世紀後葉から一〇世紀中葉までの遺構を検出しているが、遺構の中心となる時期は、八世紀後葉から九世紀中葉にかけての時期である。

遺構は、掘立柱建物が主となるもので、他に柱列、溝、井戸、土坑、焼土遺構、ピットが検出された。一九九四年度の調査区からは、南北が長軸となる掘立柱建物の西側に、倉庫と推定される建物群が南北に重複しながら検出されている。また、掘立柱建物群を区画するように南側に東西方向の柱列があり、南から西に鑑形となり北方向に施設を区画する大きな溝が存在する。遺物は、会津若松市の大戸窟跡で焼かれた須恵器と土師器が出土しているが、須恵器の比率の方が高い。

遺構や遺物からみて、矢玉遺跡は、奈良時代後半から平安時代前半にかけての官衙に準じた施設の可能性がある遺跡とみられる。

木簡は、一九九四年度調査区の発掘調査によって三カ所の遺構から計四点出土した。二号性格不明遺構の一点は、底部に近い下層部から八世紀後葉の大戸窟須恵器の円面硯や杯とともに出土している。三八号土坑からは、遺構の下層から一点出土している。一号溝の底に近い下部層から中間層にかけての部分から、「西足」「田足」「足」などの墨書のある須恵器・土師器の杯多数とともに、二点出土している。出土した遺物からみて、八世紀後葉から九世紀中葉の時期に機能していた溝である。

なお、一号焼土遺構からは、「返抄」と読める漆紙文書一点が出土している。

#### 8 木簡の釈文・内容

##### 二号性格不明遺構

(1) ・「請立鷹武卷 右附石嶋所請如件」

・「十一月廿八日陸奥藤野」

221×23×8 011

三八号土坑

(2) 「<白知世種一石

(129)×39×7 023

一号溝

(3) 「<足種一石

(101)×31×6 025

(4) ・「若有又造用」二年六月廿二日田(主西行)

・「(行)廿四」

(120)×26×6 026

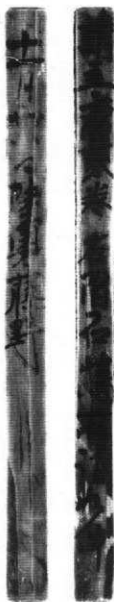
- (1)は、完形の請求文書木簡である。「和名類聚抄」巻一四、坐臥具の項によれば、蓆は「古毛」と訓み、「席也」とする。立蓆は蓆をつなぎ合わせて屏風のように立てて風を防いだもの（小学館「日本国語大辞典」）。この木簡の場合、施設内の請求木簡で、「石嶋」を便として、「陸奥藤野」が立蓆一巻を請求したもので、施設内の儀式に使用したものか。いずれにしても施設内に蓆などの調度を管理する役所が存在した可能性が考えられる。
- (2)は、下端部に腐蝕が認められるが、ほぼ原形をとどめている。
- (3)は、下端部に欠損が認められるが(2)と同型である。いずれも付札



(2)



(3)



(1)

木簡で、種籾一石に付した札である。

- (4)は、上下と左右下半部に欠損が認められる文書木簡である。施設の造営に関するものと考えられる。裏面一文字目は「右」か「左」であろう。

なお、釈説にあたっては国立歴史民俗博物館の平川南氏のご教示を得た。

9 関係文献

萩生田和郎・石本哲也「矢玉遺跡」(若松北部地区県宮ほ場整備事業発掘調査概報)Ⅲ 一九九五年) (石田明夫)



## 宮城・山王遺跡



(仙台)

川とよって形成された東西に長い自然堤防上に立地する。調査は一九七八年以来、宮城県教育委員会と多賀城市教育委員会によって断続的に行なわれ、弥生時代から江戸時代にわたる多数の遺構・遺物が確認されている。なかでも多賀城市

- 1 所在地 宮城県多賀城市市川字多賀前
- 2 調査期間 一九九四年(平6)四月―一月
- 3 発掘機関 宮城県教育委員会

- 4 調査担当者 加藤道男・古川一明・佐久間光平・菅原弘樹  
高橋栄一・佐藤憲幸・吉野 武・星 清

- 5 遺跡の種類 集落跡

- 6 遺跡の年代 弥生時代―江戸時代

- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

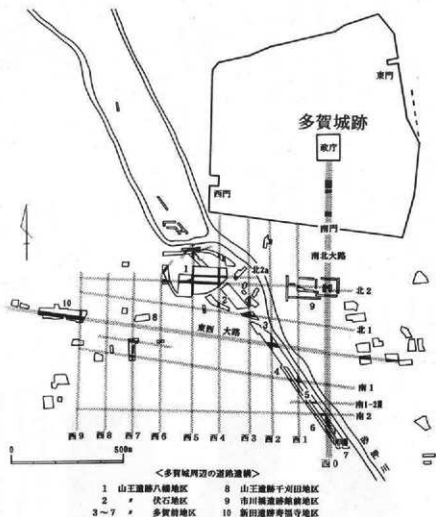
山王遺跡は特別史跡多賀城跡の西部に位置し、砂押川と七北田川とよって形成された東西に長い自然堤防上に立地する。調査は一九七八年以来、宮城県教育委員会と多賀城市教育委員会によって断続的に行なわれ、弥生時代から江戸時代にわたる多数の遺構・遺物が確認されている。なかでも多賀城市

国府が置かれた奈良・平安時代(八―一〇世紀)には、多賀城の政庁中軸線及び外郭南辺と方向を揃えた東西・南北の道路遺構(次員団参慰)がみつかったっており、それらで区画された約一町四方の区画内部の様子や遺物のあり方などから、少なくとも平安時代には、多賀城の前面に多賀城を意識した町並みが形成されていたことが明らかになってきた。

一九九四年度は、九二・九三年度に引き続き、多賀前地区(同図317)の調査を行なった。同地区の概要については、昨年度の報告でも述べているので参照していただきたい。九四年度の調査は、九三年度までの調査区のおく西側と北側、及び東西大路・西2道路交差点の一部を調査し、南1・南2・西1道路、及び河川跡の各延長を確認した。また区画の使われ方、変遷など、各区画内部の様子も以前の調査とあわせて、より明確さを増してきている。木簡はSK四一〇土坑から一点、SD二〇〇〇河川跡から二点の計三点が出土した。

SK四一〇は、東西大路北側溝と西2道路側溝の交わる部分に位置する土坑である。道路が造られる以前に埋まっており、この土坑をこわして、東西大路北側溝と西2道路側溝が造られている。これらの側溝による削平のため、平面形や大きさなどは不明である。

SD二〇〇〇は、南2・西0道路交差点の東及び南側を、北から南に流れる河川跡で、砂押川の旧河道とみられる。浸食と移動によ



る三時期（A→B→C）の変遷が認められ、川幅と遺構検出面からの深さは、時期によって異なる。Cは幅約一〇m、深さ約二mの狭くやや深めの河川。Bは幅約三〇m、深さ約一・五mの広く浅い河川で、堆積土中に一〇世紀前葉に降下した灰白色火山灰層が挟まれている。Aについては、Bに浸食されているため幅は不明で、深さは約三・五mである。

遺物は土師器・須恵器など多量の土器をはじめ、木製品・金属製品・土製品・石製品・骨角製品、動物遺体など、多種多様のものが出土した。なかでも五〇〇点をこす墨書土器や、数は少ないが人形・馬形などの木製祭祀具の出土が特記される。これら土器をはじめとする遺物はA・B、特にAからの出土が多く、Cからはほとん

どままとまった出土がみられない。木簡二点もAからの出土である。

8 木簡の釈文・内容

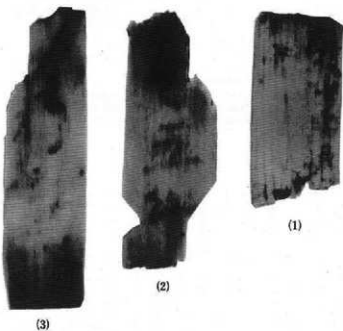
- (1)  (91) × 24 × 5 081
- (2)  (68) × 23 × 4 039
- (3)  (79) × (80) × (3) 081

(1)がSK四一〇、(2)と(3)がSD二〇〇〇河川跡出土の木簡である。いずれも小断片のため文意は明瞭でないが、(2)については形状から荷札とみられる。物品は不明だが、「五斗」という記載内容からみて米が考えられよう。

ところで、九四年度で三年にわたる多賀前地区の調査が終了し、現在整理を進めている。出土遺物には多数の文字史料も含まれており、木簡については昨年、今年と報告してきたが、墨書土器や漆瓶文書についてはあまり言及してこなかった。そこで簡略にはあるが、それらについても三年分をまとめて報告させていただきたい。

墨書土器は一六五〇点余り出土している。同地区全般から出土するが、なかでも東西大路側溝と河川跡からの出土が多く、全体の半数以上を占めている。器種と器形は土師器・須恵器の杯類が九割をこえるが、土師器の甕(約一〇〇点)も少なからずある。墨書は体

部外面にあるものが七割、底部外面が二割で、体部外面のものは正位で書かれたものが多い。破片資料が多いため判読できたものは必ずしも多くないが、約一六〇種、七〇〇点を判読した。





(b)



(c)



(a)

(a) ・口上

・平

・此鬼名中六鬼知

・申日病人(符籙)急々如律令

・寅年人□<sup>[卯土 色カ]</sup>里□鬼神知也

即頭腹取□

(体部外面)  
(底部外面)  
(内面)

写真(a)・(c)はいずれも河川跡から出土した。(a)は須恵器杯である。内面にかんりの文字が記されており、二行目に符籙と「急々如律令」の呪句がみえる。全体の内容は、判読しきれない文字もあり、難解で不明だが、内面の「病人」、底部外面の「平」といった文言からおそらく病氣平癒を願ったものと考えられる。(b)は須恵器杯の体部外面に正位で二つの人面と、横位で「文部弟虫女代千取相」の文字が書かれている。「千取相」の意味は不明だが、人名に続く「代」は「形代」の意であろう。名前は異なるが同様の墨書土器がもう一点出土している。このような墨書土器の類例としては、千葉県八千代市北海道遺跡のものがよく知られている。(c)はいわゆる人面墨書土器で、土師器壺の四面に人面が描かれている。土師器壺の人面墨書土器は、この他にも河川跡、東西大路の側溝を中心に小破片も含めて九〇点以上が出土した。

墨書土器は、以上の他にも「西書司」「厨」などの官司名、「宮城」「日理」「賀」などの郡名、「丸子」「養」「物部」「和尔部福万」などの人名をはじめ、「 $\times$ □代連上」のように真逆を示す文言が記されたものもある。しかし、同地区の墨書土器で最も多いのは、「大」「富」「生」「新」「善」「得」「吉」「川」「合」「藤」「定」「本」「井」など一字のみの墨書である。一字だけなので、意味の特定には慎重にならざるをえないが、これらのなかにはおそらく吉祥句も多く含まれているよう。

漆紙文書は一四点出土した。小断片であったり、漆や文字の残存状況がよくないものが多い。ここでは残存状況が良好なもの二点をあげる。

(d)  $\square$ 四貫

$\times$ 貫八百文別

$\times$ 百文已上佐勢公

$\times$ 十四貫別卅二貫

$\times$ 貫一百五十文

册段

$\square$ 升あき

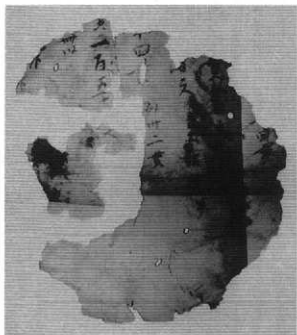
$\times$   $\square$ 升あき

(オモチ面)

$\times$   $\square$ 坂【位き】本臣黒人年廿七 正丁

(ウルシ面)

(d)は銭とその他の物品を記載した文書の断簡で、SK九五二土坑(道路遺構図3の区画内)から出土した。推定径は約一七cm、オモチ面、ウルシ面ともに文字が認められる。特にオモチ面の残存状況がよく、文書の上半が失われているが、八行分の文字と六本の縦押界線が確認できた。一〜五行目に銭の記載、六〜八行目に段、升といった物品の単位が認められる。文書の性格は、これらの銭、物品に



(d)オモチ面



一方、ウルシ面は切開による展開を避けたため、直接観察ができない。だが、オモチ面を水で濡らすと、ウルシ面の文字が明瞭に浮き出てくるので、左文字での確認が可能である。さらにこれらをオモチ面の「孝経」の字列にそって配列することで、ウルシ面の文書も復元できた。

ウルシ面の文書は縦・横の墨界線をもつ整然とした文書で、内容と書式から陸奥国計帳歴名であることが判明した。書式は「天平十二年越前国江沼郡計帳歴名」によく似ている。ウルシ面が墨界線をもつ整然とした計帳歴名であることは、むしろこの面が一次文書であることを示している。オモチ面の「孝経」は違筆だが、文字の横の並びが揃わないなど、体裁はあまり整わない。「孝経」はオモチ面であるがゆえに、良好に残存していたにすぎず、実際には二次文書であったとみられる。はじめ陸奥国計帳歴名として利用されたのち、紙背に「孝経」が書かれた。つまり本漆紙の「孝経」は陸奥国府で書写されたものである。

墨書土器、漆紙文書については以上である。なお、文字史料の釈読については京都教育大学和田萃氏、東北大学今泉隆雄氏、国立歴史民俗博物館平川南氏、宮城県多賀城跡調査研究所佐藤和彦氏、奈良国立文化財研究所史料調査室の諸氏にご教示をいただいた。

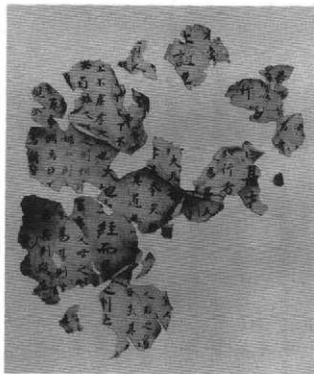
#### 9 関係文献

宮城県教育委員会「山王遺跡―多賀前地区調査概報―」（一九九三

年）

菅原弘樹「多賀城周辺の様子」（日本歴史）五四四（一九九三年）

（吉野 武）



(c)オモチ面



(水沢・一岡)

特別史跡中尊寺境内はJR東北本線平泉駅から北西約2kmの丘陵に位置する。中尊寺は奥州藤原氏初代清衡が建立した寺院で、平安時代末期における奥州藤原氏の東北経営を考える上で重要な歴史的意義にかんがみ、一九七九年に境内の約一三四万㎡が特別史跡に指定されている。

標高二五m―一五〇mの丘陵地である中尊寺境内の北には衣川が東流し北上川

## 岩手・中尊寺境内金剛院

- 1 所在地 岩手県西磐井郡平泉町平泉字衣岡
- 2 調査期間 一九九一年(平3)七月―一九九二年二月
- 3 発掘機関 平泉町教育委員会
- 4 調査担当者 及川 司
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の年代 一二世紀・一六世紀―一九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

に注ぐ。丘陵の南東には標高二二―四〇mの段丘が広がり、この段丘上に特別史跡毛越寺跡、特別史跡無量光院跡、史跡柳之御所跡をはじめとする奥州藤原氏関連の遺跡が密集している。

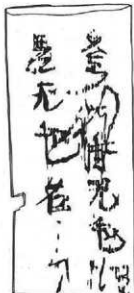
金剛院は国宝中尊寺金色堂の東方約七〇mに位置する支院で、本堂・庫裏の増改築のため約一九〇㎡の現状変更調査が実施された。調査の結果、一六世紀末以降の整地層を挟んで上下に遺構面があり、上面からは主に近世・近代の掘立柱建物・溝・土坑が、下面からは一二世紀前葉の掘立柱建物・溝が検出された。下面の遺構基盤には旧地形の緩斜面を切り出し、低位部に盛土して平坦面を作り出す地業が行なわれている。

下面の遺構を覆う黒褐色土層から、多くの木製品・土師質土器が出土した。木製品には漆塗板、箸、把手、杵、扇の骨、櫛、下駄、刀子柄・鞘、へら状工具、部材、舟楫の駒、立休人形、笹塔婆、木簡をはじめとする墨書・墨画のある木片などがある。土師質土器は碗と小皿の器種構成で、全てロクロ成形である。これらは平泉における手捏ね成形のかわらけ(京都系土師器)の出現以前に位置づけられる。陶磁器では国産の中世陶器は出土せず、中国産白磁壺(大宰府分類のⅡ系)が一点あるのみである。金属製品には雁又鎌、刀子、釘、鉄滓のほか、唐草双鳥文の五花鏡片がある。これらの豊富な遺物群は、特に土器の器種・形態からみて一二世紀前葉と考えられる。

### 8 木簡の釈文・内容







(1)

06

「歩兵歩兵」



110 8×12×22

110 9×24×(90)



02



03



(8)



(4)



03



09



(9)



(5)



06



00



(6)



01



(7)



墨画

(1)は必ず、前述した一二世紀前葉の土器群を含む黒褐色土層から出土している。(1)・(3)の木簡の意味は判然としない。(4)・(5)は将棋の駒で、この二二点の他に同形で文字の判読できないものが二点あり、都合一四点出土している。(6)は習書で「歩兵」を速書している。参考までに掲載した墨画はこれらの木簡と同一層より出土したものである。箱あるいは拵の側板と思われる部材(2)・(3)・(4)の片面に女性の全身像が描かれている。ふくよかな顔立ちの描写であるが被り物・衣装・履物は判然としない。この他に重ね書きされた絵画風のもが一点、そして筆ならしのような墨の残るものが一点あり、墨書・墨画の資料は合計二二点を数える。

当調査地点の遺跡としての性格は確定できないが、その位置や年代、そして遺物の内容よりみて、初代藤原清衡あるいは二代基衡にかけての中尊寺造営・維持に関わる僧侶や工人の存在が想起される。現在のところ平泉町内において、確実な一二世紀前葉の遺構・遺物の検出事例は、本例を除くと皆無であり、下層の一括遺物は良好な資料となっている。

#### 9 関係文献

平泉町教育委員会『特別史跡中尊寺境内金剛院発掘調査報告書』

(一九九五)

(及川 司)

# 木簡研究 第一四号

卷頭言

八木 光

一九九一年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京左京一桑一坊坊間路西側溝 平城京東市跡  
推定地 唐招提寺 藤原京跡 飛鳥池遺跡 四糸遺跡 長岡京跡(1)  
長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 遠所遺跡 木津川河床遺跡 大板城跡  
住友鋼吹所跡 桑津遺跡 菟野寺跡 高槻城跡 堺環濠都市遺跡  
屏風遺跡 長田神社境内遺跡 宅原遺跡 袴狭遺跡(1) 袴狭遺跡(2)  
(旧坪井遺跡) 光明寺遺跡 西河原森ノ内遺跡 西河原遺跡 湯ノ  
部遺跡 石川桑里遺跡 内匠日向周地遺跡 小茶円遺跡 富沢遺跡  
多賀城跡 円福寺遺跡 田道町遺跡C地点 上芝屋遺跡 山田郷内  
遺跡 稲城遺跡 吉野口(狸山小)遺跡 三日市遺跡 長登銅山跡  
空港跡地遺跡(第3工区) 雀屋遺跡 興善町遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一四)

平城宮跡(第五〇・五一・五二・六三次) 上田部遺跡

郡家今城遺跡 郡家川西遺跡 じょうべのま遺跡 高瀬遺跡

考古資料としての古代木簡

八幡林遺跡等新潟県出土の木簡

木上と片岡

下級司の任用と交通―二条大路木簡を手がかりに―

「敦煌漢簡」研究の現状と課題

彙報

領価 四五〇〇円 千五〇〇円

山中 幸

小林 昌二

岩本 次郎

鈴木 景二

吉村 昌之



(一 四)

花立Ⅱ遺跡は平泉町の中心市街地に含まれ、JR東北本線平泉駅の北西側五〇〇mの付近を中心として、東西三〇〇m、南北六〇〇mの広がりをもつ遺跡である。遺跡地内には伝三十三間堂跡や漚液用の花立溜池が含まれる。遺跡の立地は西は特別史跡毛越寺跡・親自在王院跡、東は特別史跡無量光院跡、南は志羅山遺跡と接し、金鶏山の南東側緩斜面から鈴沢の池跡に

## 岩手・花立Ⅱ遺跡

はなだて

- 1 所在地 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山ほか
- 2 調査期間 第三次調査 一九九三年(平5)一〇月
- 3 発掘機関 平泉町教育委員会
- 4 調査担当者 菅原計二
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 一二世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

続く比較的平坦な地形で、標高は二五〜四〇mほどである。平泉町の中心市街地周辺は一一世紀末から一二世紀後半にかけての約九〇年間、奥州藤原氏が四代にわたり本拠地とした一帯で、この時代の遺構・遺物が密集する地域である。花立Ⅱ遺跡に隣接する志羅山遺跡北側では、一九七四年に鈴沢地区区画整理事業に伴う緊急調査が行なわれ、中尊寺境内や柳之御所跡に製品を供給した一二世紀の鈴沢瓦窯跡が発見されている。この志羅山遺跡北側と花立Ⅱ遺跡を含むこの周辺は、区画整理事業により重機による削平と土盛りが行なわれて整然とした水田区画となったが、近年は徐々に宅地化が進んでいる。

一九九三年度に実施した第三次調査は、店舗兼住宅の建築に伴う約一四〇㎡の小規模な面積を対象としたものである。この調査では、今回報告する木簡が出土した井戸一基のほか、年代不明の溝や柱穴が少数検出されたが、前述の区画整理による地山の削平が調査区全体に及んでおり、検出された遺構の上位面はいずれも失われていた。井戸から同時に出土した遺物には、かわらけ(手捏ね成形とロクロ成形あり)、瀬美産・常滑産の陶器片、木鉢、刀子の鞘、下駄の歯、紡績用具の杵木・横木などの木製品、中国定源産の白磁口禿皿の破片などがある。

### 8 木簡の釈文・内容



(21.6) × (1.7) × 4 0.81

(2) ・「聞 詮」聞



(11.4) × (1.6) × 3 0.81

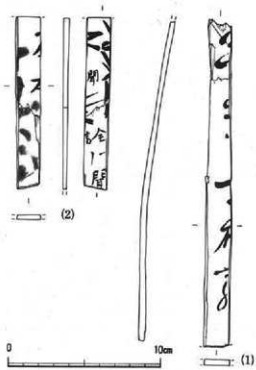
(1) は井戸六層から出土した。上部と両側面を欠く。下端はほぼ直線的に切断されている。書かれた文字は漢字とみられるが、旁が失われており、文字の判読はできない。一文字は「聞」または「聞」の文字とみられる。

(2) は井戸六層と八層から出土した二つの破片が接合したものである。板材の上端は直線的に切断されている。両側面と下端を欠く。表には笹の葉状の墨画が描かれ、その下に「聞」など四文字が書かれている。裏にも墨画とみられる墨痕と、二文字が書かれている。木簡(1)(2)が出土した井戸は、共伴した遺物から一二世紀中頃から後半に廃棄されたと考えられる。

9 関係文献

平泉町教育委員会「平泉遺跡群発掘調査報告書」第四三集(一九九四年)

(菅原計1)



## 岩手・志羅山遺跡

1 所在地 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山

2 調査期間 第二八次調査 一九九三年(平5) 一月

3 発掘機関 平泉町教育委員会

4 調査担当者 菅原計二

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 一二世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(一 図)

志羅山遺跡は平泉町の中心市街地の南側に位置し、JR東北本線平泉駅の西側三〇〇mの付近を中心として、東西五〇〇m・南北五〇〇mの広がりをもつ遺跡である。遺跡地内には平泉町役場や郵便局、銀行、農協などの公共的施設が集中している。当遺跡は西に特別史跡毛越寺跡・観自在王院跡と倉町遺跡、東に泉屋遺跡、北に花立Ⅱ遺跡、鈴沢の池跡と接してい

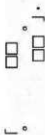
る。南は北上川の支流である太田川が東流している。付近の標高は二二一〜三三三mほどである。平泉町の中心市街地周辺は一一世紀末から一二世紀後半にかけての約九〇年間、奥州藤原氏が四代にわたり本拠地とした地域である。志羅山遺跡は柳之御所跡に次ぐ調査次数を重ね、一二世紀の建物跡や遺物が密集する地域であることが確認されているが、近年の調査では一三〜一四世紀頃と考えられる遺構・遺物の検出例も増加している。

一九九三年度に実施した第二八次調査は、住宅建築に伴う約五一㎡の小規模な面積を対象としたものである。この調査区から今回報告する二点の木簡が出土した井戸一基を検出したほか、一二世紀の溝や土坑・柱穴などが検出された。二点の木簡は、ともに遺構確認面から四〇〜一〇〇cm下の層位である、三層から出土した。井戸から木簡と共伴して出土した遺物としては、かわらけ(手捏ね成形とロクロ成形あり)、渚美産陶器一片、中国産青白磁一片、箸四本以上、瓦三片などがある。この井戸は人為的に埋め戻されていた。

8 木簡の釈文・内容

(1) 。。らむうゐの

おく



(2)  因物忌か

・今日物忌急々如律 

(12.8) × (2.0) × 厚 1

(1)は長方形の薄い板材で表には、ひらがなでいるは歌が書かれている。板には五・七cmの間隔をもって直径4mmの穴が二個、上下ほぼ対称的にあけられている。

(2)は上下端と両側面を欠く。文字の内容から物忌札と判断できる。裏面には「急々如律令」の文字が書かれていたものと推定される。

木簡(1)(2)が出土した井戸は、共伴した遺物から一二世紀後半に廃棄された遺構と考えられる。

### 9 関係文献

平泉町教育委員会「平泉遺跡群発掘調査報告書」第四〇集(一九九四年)

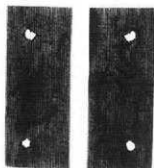
(菅原計二)



(2)



(1)



(1)



奈良国立文化財研究所編纂

『平城京木簡一―長屋王家木簡一』

現在でも鮮明な記憶のある長屋王家木簡の出土は一九八八年のことである。平城京左京三条二坊一・二・七・八坪を占める邸宅内で、八坪の東南隅に掘られた溝状の土坑から三五〇〇〇点をこえる大量の木簡が出土したのであった。これまで概報の形で報告され、相当の研究が蓄積されてきているが、今回、その正式報告の第一冊が出版された。

今回の『平城京木簡一』は王邸内のいわゆる木簡溝から出土した木簡に、七五年・八〇年の発掘調査で、王邸の南側の「平城京左京三条二坊宮跡庭園」地域から出土した木簡を加えて、総計一六八七点についての原寸大写真による報告である。印刷は高精細印刷により、赤外線テレビカメラの画像も多く取り入れられている。

B4判 本文一五〇ページ

別冊「解説」付（A5判 三三六ページ）

定価 二九、八七〇円

発売 吉川弘文館



(魚津)

水橋町遺跡は、市街地から北東約一〇km、常願寺川右岸の河口付近に位置する。川に挟まれた扇状地の末端部にあたり、海にはほど近く、標高は約二mを測る。調査は、下水処理場建設に伴い、一九九一年から一九九三年まで実施した。調査の結果、遺跡は縄文時代中期から近世の各時代にあたる大規模な複合遺跡であることが判明した。中でも主体となるのは奈良〜

## 富山・水橋荒町遺跡

（みづはしあらかまち）

- 1 所在地 富山市水橋辻ヶ堂
- 2 調査期間 一九九二年（平成4）四月〜一月
- 3 発掘機関 富山市教育委員会
- 4 調査担当者 小林高範
- 5 遺跡の種類 集落跡・官衙跡か
- 6 遺跡の年代 縄文時代中期〜近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

水橋町遺跡は、市街地から北東約一〇km、常願寺川右岸の河口付近に位置する。川に挟まれた扇状地の末端部にあたり、海にはほど近く、標高は約二mを測る。

調査は、下水処理場建設に伴い、一九九一年から一九九三年まで実施した。

調査の結果、遺跡は縄文時代中期から近世の各時代にあたる大規模な複合遺跡であることが判明した。中でも主体となるのは奈良〜

平安時代で、掘立柱建物、河川、井戸枠など検出遺構の多くは当該期に属する。掘立柱建物の配置に強い計画性が窺われる。

遺物は整理用コンテナ三五〇箱ほど出土した。須恵器・土師器・土師・鎗型・羽口・瓦とともに、木柱・井戸枠など木製品の遺存状態も良好だった。墨書土器は数点あり、杯蓋の外側に「龍神」と記したものの以外は判読不能である。また、試掘調査の際に石製鈿帯が一点出土した。

木簡は、一九九二年の調査で一点出土したが、包含層中からであり、遺構には伴っていない。

8 木簡の积文・内容

### (1) 二斗八升□右衛門

1.5cm × 2.8cm × 0.5cm

貢納した品物（穀物等）の分量と人名が書かれた付札である。上部は平らに切断されており、先端は鋭く加工されている。書体などから中世から近世のものと推測される。

（小林高範）



## 新潟・山木戸遺跡

1 所在地 新潟市山木戸

2 調査期間 一九九四年(平成6)五月～八月

3 発掘機関 新潟市教育委員会

4 調査担当者 小池邦明

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 古墳時代、奈良・平安時代～室町時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

遺跡は阿賀野川旧河道の河口近くの砂丘(新砂丘Ⅱ)四列に比定)上に立地し、遺構確認面の標高はマイナス〇・五m前後である。一



(新潟)

九九一年度調査に次ぐ第二次調査として、五九七mを調査した。  
遺構は、奈良時代の竪穴住居一棟、平安時代の土坑、中世の井戸六基、溝一条、土坑、柱穴が発見された。  
奈良時代の遺構・遺物は少ないが、石帯(巡方・鈍尾

各一点)の出土や、九世紀後半の緑釉陶器・灰釉陶器が周辺の遺跡に比べ多いことから、平安時代では港河に関係した官衙関連遺跡の可能性もある。中世の遺構は、第一次調査でも掘立柱建物三棟、井戸一基などが検出されており、集落跡と考えられる。遺物は白磁・青磁・土師質土器・珠洲焼・常滑焼のほか、箸・漆塗碗・曲物・墨書折敷・下駄・硯・銭貨などが出土している。

木簡(墨書折敷)は二二号井戸から出土した。掘形は二・一m×二・五mの隅丸長方形で、深さ一・三m。井戸枠は一边九〇cm、深さ六〇cmの方形縦板組みで、中央に水溜めの曲物(径五五cm、高さ五〇cm)を据える。規模や構造は検出された他の井戸と変わらない。

木簡は井戸枠の縦板と横板の間に挟まれていた。井戸の設置時が修理の際に差し込まれたものであろう。井戸枠の外側下部から笹神窯産の壺器系陶器片・青磁破片が出土しており、井戸の設置年代は一四世紀代と推定される。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「その□□

所々の条々□□

存こそハ一□□<sub>(札)</sub>□□

墨書×(12)×(8)

墨書は右半分を欠損する折敷の底部に記されている。左端表面が



剥落しているが、墨書は中央に整えて三行書きされており、この三行で完結するものと考えられる。文意は不明である。なお、釈読及び写真撮影は新潟大学の小林昌二氏による。

(小池邦明)



(米子)

陰田小大田遺跡は、米子市街地の南西方約二・七km、鳥取と鳥根の県境が走る丘陵東側の谷あいの沖積地に位置する。県境は、そのまま旧伯耆国と旧出雲国の国境にあたり、遺跡地は旧伯耆国会見郡に属している。遺跡地の谷奥から南方へ約二kmほど山道を通ると、旧山陰道へ行きあたり、そこから西へ向かうと程なく旧出雲国意宇郡に抜ける。調査は、国道九号線バイ

## 鳥取・陰田小大田遺跡

- 1 所在地 鳥取県米子市陰田町
- 2 調査期間 一九九四年(平〇) 四月―二月
- 3 発掘機関 勸鳥取県教育文化財団
- 4 調査担当者 北浦弘人・熊谷 朗・山川茂樹
- 5 遺跡の種類 水田跡・自然流路跡・遺物散布地
- 6 遺跡の年代 縄文時代前期―近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

パス米子道路建設に伴うもので、鳥取県教育文化財団により一九九三年度から三カ年の計画で開始された。第二年次の一九九四年度調査は、陰田小大田遺跡の推定主要範囲南北四〇〇m、東西八〇mのうち、谷の下流側約七〇〇mを対象として実施した。

遺跡は、小河川の氾濫原上に立地しており、沖積作用の安定期を理えた中世以降に、水田経営が開始されたとみられる。以後現代まで連続と続く水田層の存在を確認、最下層の畦畔を検出している。水田層は、周辺丘陵部に存在する遺跡群からの流れ込みと思われる遺物の包含層でもある。縄文時代前期から近世にいたる時代の各種遺物が出土しており、そのうち量的に主体となるのは、六世紀末から八世紀後半にかけての土器類である。水田層下では自然流路を検出し、埋土中の遺物は八世紀後半を下限としている。

遺物の出土量は多く、整理用コンテナに約五〇箱を数えた。須恵器、土師器が大半を占めるほか、甕、支脚、土師、製塩土器、須恵質土馬、木製品(皿・曲物、柄杓、火鑽板・建築部材など)、石製紡錘車、鉄製品、鉄滓、輪の羽口などが出土している。土器類には、須恵器の漆壺や漆の付着した須恵器片、土師器片が含まれる。

木簡以外の文字に關わる遺物としては、円面視二点、墨書土器八点を数える。墨書土器はいずれも須恵器で、杯の底部か蓋の天井部に記されている。破片のため判読できないものが多いが、「館口」と確認できるものが二点ある。第二字はウ冠を戴く文字とみられる。

墨書土器は、杯の底部に回転糸切痕が観察され、当地では八世紀後半に比定されるものである。

8 木簡の釈文・内容

(1) □知□

610 610 × 8 × (0.5)

調査区のはほ中央地点、水田層下の自然流路氈蓋堆積層中からの出土である。長方形状で、裏面は剝離している。左右側面は原形をとどめるものの、下側は二次的な切断を受けており、上側小口面はやや腐蝕し、破損の有無が判然としない。材の樹種はスギである。三文字が確認できるが、第二字の「知」のはかは判読し難い。一字目は「母」または「丑」の可能性があるが、文意は不明である。

本遺跡からは、多量の鉄滓が出土しており、分析の結果精錬鍛冶滓とともに製錬滓が検出された。鑪の羽口の出土とも併せ、遺跡の周辺には、七～八世紀頃の製鉄関連遺跡の存在が推定される。木簡、陶硯、墨書土器などの官衙的性格を帯びた遺物の出土は、鉄生産体制への官人層の関与を窺わせるものと考えられる。今後周辺遺跡の調査の進捗を待って、さらなる検討を期したい。

木簡の解説については、鳥取県立博物館の坂本教司氏に、材の樹種鑑定については、鳥取大学農学部古川郁夫氏にご教示をいただいた。

(北浦弘人)



木簡出土状況



S=1/1



(米子)

米子城跡七遺跡は米子市街中心部、標高九〇mの湊山(米子城山)の北東麓に位置している。調査地は米子城城下町の内堀と正門に近く、木簡出土地は享保五年(一七二〇)の絵図では鷺見樓之丞の屋敷、安政年間(一八五四―五九)の絵図では勘定所となっている。米子城跡七遺跡の調査は土地区画整理による道路建設工事に伴う調査で、道路部分のみの限られた面積で

## 鳥取・米子城跡七遺跡

よなごじょうせき

- 1 所在地 鳥取県米子市加茂町・久米町・西町
- 2 調査期間 一九九四年(平成)八月―十二月
- 3 発掘機関 朝米子市教育文化事業団埋蔵文化財調査室
- 4 調査担当者 高橋浩樹
- 5 遺跡の種類 城下町跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代中期・江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

はあつたが、米子城城下町の形成に関わる貴重な成果を得ることができた。

調査の結果、弥生時代中期の貝塚、一七世紀中頃と一八一―一九世紀の武家屋敷に関わる遺構・遺物を確認した。木簡は径二m以上、深さ〇・六mの土坑から四点出土した。この土坑は内堀に接するような位置にあり、木簡の他に陶磁器・瓦・建築部材・屋根材が出土しており、廃棄坑としての性格をもつものと思われる。共存した陶磁器から幕末頃のものと思われる。

遺物は整理用コンテナに約五〇箱あり、弥生土器・須恵器・土師器・土師質土器・陶磁器・瓦・土鍾・銅銭などが出土している。陶磁器が大半を占め、なかでも一八一―一九世紀のものが中心である。一七世紀前半―中頃の陶磁器は、家屋の廃棄時に同時に廃棄されており、一括遺物として扱うことができ、陶磁器の編年、組成を考えるうえで貴重な資料である。

### 8 木簡の釈文・内容

- (1) ・「賢随院様香物源六」  
 ・「もろげ ふなごひ」  
 20m×27m×3 003
- (2) ・「賢随院様香物源六」  
 ・「干いか 一〇」  
 20m×24m×3 002

(3) ・「賢随院様香物源六」

・「鯛」

200×23×2 001

(4) ・「賢随院様かう物源六」

・「□□□」

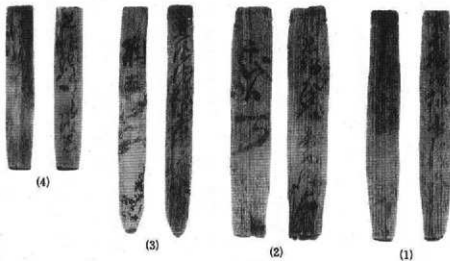
141×23×3 011

(1)・(4)は土坑から出土した。すべて表には同じ記載がされており、源六という人物が賢随院様へ献上するという意味である。賢随院は武家の奥方と思われるが、文獻では確認されていない。源六は名字は不明であるが、幕末頃、城主寛尾氏の命を受けて臘の原料の買い付けを行なった景山源六と同一人の可能性がある。

(1)の裏は淡水産の魚名が記載されている。もろげはテナガエビの一種である。(2)の裏はいかどその数量が記載されている。(3)の裏は鯛とその数量が記載されている。(4)の裏は三文字が確認できるが判読できない。

本遺跡では、城下町の形成が海側では一七世紀前半から始まり、その南東側では一八世紀から始まっており、海側から次第に城下町が形成、整備されていったものと思われる。今回の調査では武家屋敷の建物については確認できなかったが、屋敷の境界と思われる溝を検出しており、絵図との併用で米子城城下町の様子が明らかになりつつある。

(高橋浩樹)







(今市・木次)

一九九四年度の調査地点は、集落跡の縁辺部にあたり、谷奥からの小河川の流路が谷地状地形として検出され、ここから縄文時代後期から中世にかけての遺物が整理用コンテナ約四〇〇箱分出土した。今回報告する木簡は一点で、この谷地状地形の覆土から発見された。木簡の含まれる土層からは、広く古

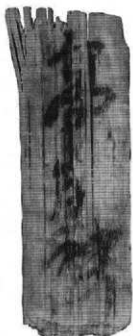
島根・三田谷Ⅰ遺跡

- 1 所在地 島根県出雲市上塩冶町
- 2 調査期間 一九九四年(平6) 四月～二月
- 3 発掘機関 島根県教育委員会
- 4 調査担当者 島谷芳雄・山岡清志・平石 充
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代後期～近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

三田谷Ⅰ遺跡は神戸川右岸の低台地に位置する集落遺跡である。

- (1) 「高岸神門」
  - 8 木簡の釈文・内容
- 代以前の遺物が出土している。木簡以外の遺物には、封緘木簡状の木製品一点、「口」毛「目」板「友」友「〇」中「中」などの墨書・ヘラ書土器、金属製巡方一点がある。

(86)×(38)×3 019



上端は表裏両面からのキリ技法によって切断されており、下端は欠損している。表にはケズリによる整形が確認される。「高岸神門」の文字は続けて書かれているが、「高」の上には連続する文字が見られないことから、上端は原形をとどめると思われる。「出雲国風土記」には神門郡高岸郷がみえ、そこでは神龜三年(七二六)に表記を「高崖」から「高岸」に改めたとされているので、本木間もこれ以降のものと推定できる。なお、神門郡高岸郷については、本遺跡北北西約二kmの塩治町高西がその故地と考えられ、本遺跡は同郡日置郷の周辺にあたるのではないかとされてきた。今回報告した本簡は、古代の神門郡と郷との関係を考える上で重要な資料となろう。

(平石 光)

埋蔵文化財写真技術研究会編

『埋文写真研究』第六号

「特集」とば、つぶれる、ねむい、どうしようもない」 井本 昭  
 「基礎講座 文書撮影―複写」 杉浦 秀昭

「素外紙写真撮影」 金井 杜男・三原 昇

「現場撮影における色の再現性―青いボジの原因―」 池崎 智詞

「回折現象について―画像への悪影響―」 井上 直夫

「画像データを用いた印刷の選行と利用方法」 木村 恭也

このうち木村氏の記事は、木簡写真を例に用いて、フォトリソデータと赤外線スチルビオデータを印刷に利用する方法を紹介したものが

別冊として文化財写真集『高橋謙之介寫真集』(B5判九五頁)が付いている。

B5判、一三五頁、カラー図版多数

定価三五〇円

(バックナンバー 三号三〇〇円、四・五号三五〇円)

送料 四冊まで五〇〇円、一〇冊まで一〇〇〇円、

一冊以上は無料

申込先 甲六三〇 奈良市二条町二一九一

奈良国立文化財研究所内

埋蔵文化財写真技術研究会 備 幹雄 宛

TEL 〇七四二一三四一三九三二

郵便振替 〇一〇五〇一九一九三三〇

埋蔵文化財写真技術研究会

148



(大 朝)

吉川元春館跡は広島県の北西部に位置する。遺跡の所在するこの地域は、日本海へ注ぐ江の川水系の一つ、志路原川の上流域にあたり、遺跡は志路原川に面する標高三七六～三八〇m、比高八一～一二mの低丘陵上に立地する。

## 広島・吉川元春館跡

- 1 所在地 広島県山県郡豊平町海応寺
- 2 調査期間 第一次調査 一九九四年(平6)五月～一九九五  
年三月
- 3 発掘機関 広島県教育委員会文化課中世遺跡調査班
- 4 調査担当者 小郡 隆・田邊英男・木村信幸・尾崎光伸  
武知秀樹
- 5 遺跡の種類 厨館跡
- 6 遺跡の年代 一六世紀後半
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

遺跡は、東面に長さ約八〇m、高さ約三mの石垣が、また館内には築山跡が残っている。遺跡の範囲は、南北約一〇〇m、東西約一二〇mと推定されるが、近年まで耕作地として使用されていたため、地形の改変が著しく、詳細は不明である。

調査は中世城館遺跡保存整備事業に伴うもので、本事業は県内全域、中でもまず県北西部を中心とする地域を対象に、中世史の研究を行ない、史跡の整備などを通して、その成果を地元還元していくことを目的としている。事業の大きな柱の一つに、史跡毛利氏城跡・史跡吉川氏城館跡の発掘調査・整備があり、これについては発掘調査を県が担当し、その後の整備・維持管理を関係町が行なっている。吉川元春館跡の発掘調査は、一九九四年度から五カ年計画で実施中である。

今回の報告は、館内の東南部約四〇〇㎡を対象に行なった、第一次発掘調査成果である。調査区内は大きく三つの段に分かれており、その中が溝や欄干で区画されていた。また、館南辺部には土塁が設けられている。土塁の規模は、基底部の幅約四m、高さは後世の削平を受けており、現状では〇・二mである。建物は、掘立柱建物二棟(今後の検討によって増減がありうる)が検出されている。礎石建物は、一～二棟の存在が推定できるが、後世の削平により礎石の遺存状況が悪く、詳細は不明である。その他の遺構では、多数の柱穴や溝のほか、鍛冶遺構、石垣、石組暗渠、埋桶遺構及び性格不明

の土坑が確認されている。

木簡が出土した遺構は、埋桶遺構と、遺跡中央部から南東に延びる上端幅2m、深さ0・8mの溝(SD5)である。埋桶遺構は径0・9mの結桶を二つ埋めたもので、桶内の土から寄生虫卵が検出され、便所と推定される。

遺物は土師質土器皿が大半を占め、中国製陶磁(青花・白磁・青磁など)、朝鮮製陶磁(青磁・褐釉陶など)、国産陶器(備前焼・瀬戸美濃焼・唐津焼など)が出土している。また、溝や土坑からは多量の木製品類(下駄・漆器・曲物・箸状木製品・建築部材)や自然木などが出土している。

本遺跡の存続時期は、通説では天正一〇年(一五八二)に吉川元春が隠退して以後に築かれたものと考えられており、その下限は吉川氏が周防国岩国(今の山口県岩国市)へ移封される慶長五年(一六〇〇)に求められている。館の築造・廃絶などを示す文献はまだ確認されていないが、出土遺物は一六世紀後半、特に一六世紀第四半期と考えられるものが多くみられ、概ね通説を裏付けている。

### 8 木簡の釈文・内容

#### 埋桶遺構

(1) 「うるかふり」

「花」

表裏面

(2) 「<sup>い</sup>かたき  
左衛門」

243×94×5 085

#### SD5

(3) こ□まとの  
こさししや□ □

(88)×21×3 081

(4) 如是諸人等□<sup>皆</sup>×

(88)×20×0.5 081

(5) ・<sup>き、か</sup>□<sup>は</sup>か  
やうす□<sup>は</sup>ツ<sup>く</sup>」

158×22×4 082

「 か、いさまへ<sup>く</sup>」

158×22×4 082

(6) □□の□□つね□  
より」

(129)×22×3 019

(7) 「こほりさたう」

88×100×厚5 061

(8) 「為蠅打シカ造之者也」

」

「文一 二 林鐘初二 □□□」

(128)×128×2 019

(1) は「花」「うるかふり(初冠)」とあり、開香札と考えられる。

(2) は形代と考えられ、折敷からの転用品の可能性がある。文字の部分は左半分が欠損している。右側面に削りの痕跡が残る。表裏面の



(8)

(1)~(7) S=1/2

(8) S=1/3



(4)



(3)



(1)



(6)



(5)



(2)



(7)

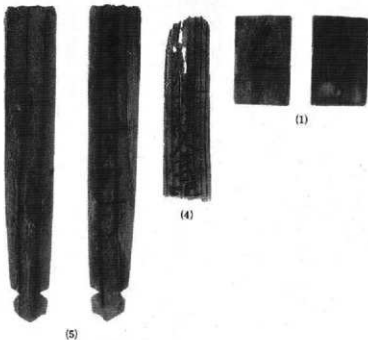
調整は不明である。

(3)は薄板に二行にわたって書かれており、左行は「こさいしやう(小宰相)」と読める。(4)は神經の一部で、「妙法蓮華經」巻第一方便品第二の一節「如是諸人等皆已成佛道」に相当すると思われる。

(5)は下端に左右から切り込みを入れた木札である。天正九年のものとして推定される六月一日付けの吉川元春・か、い連署状(『大日本古文書家わけ九 吉川家文書』第二四〇号文書)では、「か、い」は元春の妻を指すものと考えられている。もし本遺跡が伝承通り吉川元春の居館であるとすると、この「か、い」も元春の妻を指すものと考えられる。また、「か、い」という呼び方は夫である元春とその子供の範囲に限られることから、この木札は元春ないしは子供から「か、い」にあてた贈り物に付けられたもので、その裏面には贈る品目が書かれてあるものと考えられる。

(6)の下半の文字の「つね□」は、吉川氏の家の字が「経」であることから吉川一族または家臣名と考えられる。(7)は厚さ五mmの板を円板状に加工したもので、「こほりさたう(氷砂槽)」と書かれてある面に、刀子状の工具による削り痕が確認できる。その裏面の調整痕は確認できない。(8)は片面に「繩打たんがためこれを造るものなり」とある。もう片面にある「林鐘初二」は六月二日を意味することから、この部分は日付と考えられ、「文一」は文禄二年(一五九三)を示すものと思われる。

(尾崎光伸)



# 一九七七年以前出土の木簡（一七）

## 奈良・平城京跡左京二条二坊六坪

- 1 所在地 奈良市法華寺町
- 2 調査期間 第六八次調査 一九七〇年（昭45）七月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 坪井清足
- 5 遺跡の種類 都城跡



（奈良）

- 6 遺跡の年代 奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要  
ボウリング場建設にともなう緊急調査として、東院東南隅の南方で行なった。最近の知見では東院南方遺跡と称される範囲内にあり、藤原麻呂宅推定地の北に接

する坪にあたる。東院東南隅を対象とした宮第四四次調査の南で、同調査で検出した東二坊々間路の西側溝の南延長上に、東西一〇m、南北五〇mのトレンチを設定した。

調査の結果、建物八棟、欄四条、木樋暗渠一条などを検出した。

東二坊々間路西側溝SD五七八〇の西は、建物の建て替えが多く見られ、また削平もあって、六坪の東辺を画する築地塀の痕跡は認められなかった。しかし、建物の規模などから見ても、重要な地区であることは間違いない。西側溝と重複して掘立柱建物SB六五四五がある。桁行八間以上、梁間二間以上を数えるが、溝と同時期の可能性があり、溝の上に張り出しをもつ建物と考えられる。

木簡は、西側溝SD五七八〇から七九点、三棟の掘立柱建物、すなわちSB六五四四の柱掘形から一点、SB六五四五の柱掘形から一点、SB六五四六の柱掘形から二点、そのほかの小穴から二点の合計八五点出土した。

このうちSD五七八〇は、幅三・二m、深さ〇・六mを測り、溝の堆積は二層に大別される。木簡はこのうちの下層から出土した。この溝からは木簡のほかに、土器、木器、瓦などの遺物が多量に出





(3)

・「嶋主貨物 上主寸高  
山寸首  
日置属  
」  
〔五十カ〕

・「津守大嶋百」今年八月  
若麻統大國刀一今年  
〔文カ〕

(93)×21×3 019

(4)

・「字カ」  
マ安麻呂 布志  
別 秦人  
丙麻呂 秦人  
麻呂 麻呂  
右七人

・「呂排置張下」

呂排置耳形 物ヲ張置下

魚華子種 末 銀座

154×57×3 011

(5)

・「六」物マ得万呂卅  
高田少万呂卅

・「夫」天天

天天

(123)×(98)×3 061

(6)

・「月料四」二日六日七日廿五日

・「定」四斗一升

312×36×5 011

(7)

・「添下郡進米十石」  
・「六月十九日」

157×22×4 033

(8)

・「伊勢国川勾郡中止里」  
・「阿斗マ小殿万呂」  
同遊万呂

118×23×5 051

(9)

・「尾治国知多郡貫」  
・「白髪マ馬見塩一斗」

153×21×8 032

00

・「備後国三谷郡」  
・「八升」

(104)×20×3 019

01

・「郡」車持郷車持里戸主海マ銀持  
戸口海マ安倍御調須々膳一斗五升  
三年八月十八日

(145)×24×4 061

02

・「交易錢百」

(57)×20×4 009

03

・「津守山猪」

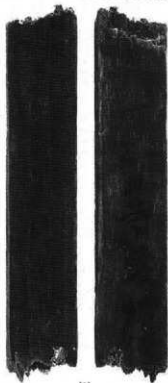
(93)×16×4 009



<b>木簡研究 第4号</b>	1982年11月刊	頒価 3500円
巻頭言 一木簡保存法の思い出—		坪井清足
1981年出土の木簡		
1977年以前出土の木簡(4)		
呪符木簡の承譜		和田 幸
木簡と上代文学 一水産物付札をめぐって—		小谷 博 泰
「漆紙文書」出土概要		佐藤 宗 諄
<b>木簡研究 第5号</b>	1983年11月刊	頒価 3500円
巻頭言 一木簡史の研究について—		関 晃
1982年出土の木簡		
1977年以前出土の木簡(5)		
字調査資料としての平城宮木簡		小林 芳 規
—古事記の用字法との比較を方法として—		
平城宮出土の衛士関係木簡について		鬼頭 清 明
木簡とコンピュータ		田 中 琢
書評「草戸千軒 一木簡1—」		水 藤 真
<b>木簡研究 第6号</b>	1984年11月刊	頒価 3500円
巻頭言 一記紀批判と木簡—		直 木 孝次郎
1983年出土の木簡		
1977年以前出土の木簡(6)		
平安時代の日記にみえる木簡		山 田 英 雄
日本古代の人口		鎌 田 元 一
「木簡研究」1～5号総目次		
<b>木簡研究 第7号</b>	1985年11月刊	頒価 3800円
巻頭言 一刀筆の史—		土 田 直 鎮
1984年出土の木簡		
1977年以前出土の木簡(7)		
公式様文書と文書木簡		早 川 庄 八
中国における最近の漢簡研究		大 庭 脩
英国出土のローマ木簡		田 中 琢
木簡史料紹介 一千札—		石 上 英 一
<b>木簡研究 第8号</b>	1986年11月刊	頒価 3800円
巻頭言 一最後まで残る仕事—		青 木 和 夫
1985年出土の木簡		
1977年以前出土の木簡(8)		
中国簡牘研究的新動向		李 学 勤
中国簡牘研究の新しい動向	(訳)	曾 谷 文 則
倉札・札家考		原 秀 三郎
袖井遺跡出土木簡の再検討		栄 原 永 遠男
出土の文字資料からみた中世民衆生活の一面		志田原 重 人
—草戸千軒町遺跡を中心に—		
創刊号～3号は品切れ。4号以降はいずれも残部僅少。		
送料 1冊 500円, 2冊 600円, 3冊 700円, 4冊 800円, 5～10冊 1500円		



(2)



(1)

### 麦縄と麦粉米

長屋王家木簡には、「山寺麦縄備」(表)「日作」(裏)と表裏に書かれたものがある(概報二七一—五ページ、写真①)。この木簡群では唯一の麦縄の例である。麦縄は、正倉院文書によく見える索餅のことで、写経所がさかんに購入している。これは、山寺で食べる麦縄の購入に関するものであろう。

延喜大膳式にもとづいて検討した石毛直道・奥村彪生氏によると、索餅は小麦・粉米・塩と水をまぜて手延べでつくり、竹棒にぶらさげて乾燥させたものという。茹でて鹽・末鹽・酢で味付けしたり、アズキ汁で食べられた。しかし、のちの素麺との関係は、なお確定的ではなさそうである。

そこで長屋王家木簡に「小麦粉米」「麦粉米」(写真②)の支給伝票が数点みえることが注意される(概報二二—二七、二五—一六ページなど)。これこそ索餅のものであろう。小麦粉と粉米とおそらく塩を一定の割合で混ぜた状態のもので、粉のまま支給し、食べるときに各所で水を加えてこねたのであろう。

すると、おなじ長屋王家木簡に「粉米」の支給伝票が見えることも気にかかる。粉米はシトギにして食べられたり、衣類の糊づけに用いられたであろうが、支給先で麦粉や塩と混ぜてこねあわせ、索餅をつくることもあったのであろう。長屋王家では、写経所とことなつて、索餅は購入されることは少なく、邸内でつくって食べていたようである。

(栄原水造男)

# 封 緘 木 簡 考

佐 藤 信

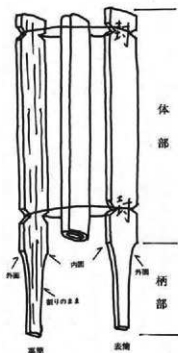
## 一 封 緘 木 簡

本稿は、一九九四年九月二四日に新潟大学で開かれた木簡学会新潟特別研究集会で報告した「郡符木簡と封緘木簡」のうち、封緘木簡についての考察に補考を加え、まとめたものである。報告における封緘木簡についての主要な論旨は、下端を羽子板の柄状に整形する特徴的な形態をもつ封緘木簡を、古代に一般的に存在したものと認識するべきこと、その封緘木簡は二枚一組として用いられたこと、封緘木簡の造り方は一つの素材を整形し、それを二枚に割って一セツトで造られたこと、その際二枚に割った割り面は調整を加えずに割りのままとしており、その粗面が接合すること、封緘木簡の用法として、紙の文書を直接挟んで封緘する機能が考えられること、二枚一組の封緘木簡のうち、「封」字や充所を書かない方の一枚は多く文字記載を欠くもの、木簡として扱うべきこと、そして封緘木簡の各地での出土が、古代の地方における紙の文書往来の広範な存

在を示すものであること、などであった。

報告以前、すでに羽子板状の柄を特徴とする封緘木簡の存在と、「封緘木簡」の用語については、平川南氏の指摘があり、平川氏が示された文書箱を封緘するという封緘木簡の機能に関連して、私も、紙の文書を挟んで封緘する機能を指摘したことがある。報告では、新潟県三島郡和島村（古代の越後国古志郡）の八幡林遺跡から出土した木簡（以下「八幡林木簡」と呼ぶ）中の封緘木簡の、実物調査によるその形態・製作技法・用法についての知見を中心に、それまで知られていた平城京跡出土の封緘木簡とを考え合わせた。その後、平城京跡出土の封緘木簡の実物を調査する機会をも得、その知見も合わせて考察した結果が本稿である。

ところで、結論を先取りするようであるが、行論の都合上、封緘木簡の用法をめぐる各部位などの名称を、先に設定しておきたい（第1図参照）。長方形の材で羽子板状の柄をもつ形態の封緘木簡の使用法として、本稿では封緘木簡二枚一組で、紙の文書を挟んで封する機能を推定するが、まず紙の文書の上にくる方の封緘木簡を表



第1図 封滅木簡各部位の名称

簡、下側にくるもう一方を裏簡と称したい。表簡は外面(外側)に「封」字や充所・差出などを墨書表書きし、裏簡外面には墨書のないものが多い。表簡・裏簡の文書に接する側の内面は、表簡・裏簡とも製作の際に外面とは異なって簡を平滑に調整せず、割りのままとすることが多い。そしてこの内面にはほぼ墨書はしない。また木簡上方の長方形の部分で体部、羽子板状の柄の部分で柄部としておく。体部には左右から切り欠きを施すことが多く、その位置に紐をかけて上から「封」字を書いたものである。切り欠きは一三か所施されるが、その位置は(体部)上端とか体部下端であることが多い。

なお、報告時には羽子板状の柄をもつ封滅木簡特有の形態に対し

て新しい木簡型式番号「例えば〇一六型式」を与えることを提唱したが、その後刊行された奈良国立文化財研究所『平城京木簡一―長屋王家木簡一』(一九九五年)において、新たに〇四一(切り欠きのないもの)・〇四三(切り欠きのあるもの)・〇四九(原形未詳のもの)などの関係型式番号が設定されており、本稿でもこの新型式番号に従いたい。

## 二 平城京の封滅木簡

平城京の左京三条二坊一・二・七・八坪を占める八世紀前期の邸宅跡の溝から出土した、和銅から靈龜年間にかけての三万五千余点の長屋王家木簡と、その邸宅の北に接する二条大路上の溝から出土した天平七・八年頃を中心とした七万四千点にのぼる二条大路木簡の中に、特徴ある形態をとる封滅木簡が含まれていた。その他の京内から出土した例も合わせて、これら宮部において用いられた封滅木簡の特徴とそこから知られる機能について、検討しよう。

### (一) 長屋王家木簡・二条大路木簡の封滅木簡

まず、長屋王家木簡・二条大路木簡の中の封滅木簡を列挙して、その特徴をみることにする。

#### A長屋王家木簡(長屋王家木簡四五四号)(口絵図版六(四))

「封」北宮進上 津稅使

縦三〇〇ミリ×横二七ミリ×厚三ミリ ○四三型式

(他に、上欠で下部下端・柄部のみが現存し、Aと面的に接合する文字記載なしの封紙木簡Ⅱ裏簡が存在する。(一三四)×二八×二一。表簡・裏簡ともに接合する内面は、割りのままで未調整となつてい

B 長屋王家木簡(概報(21)) (口絵図版六(3))

北宮通上

[戈戈戈戈戈戈戈戈]

[追筆・天地逆]

一四〇×四三×二一 ○四三

(二次的に習書に利用されている。反対面は割りのまま。記載面上端の左右切り欠き部に経の痕跡が残る。)

C 長屋王家木簡(概報(27)) (口絵図版六(3))

「大大大大大大大大大大」

(一四〇)×(一八)×(一一) ○四三

(二次的な習書が記されており、BとCは面的に接合する。Bは表簡、Cは裏簡で、ともに調整を施した外面に墨書があり、内面は割りのままで未調整としている。表簡・裏簡ともに、外面Ⅱ記載面上端の切り欠き部に紐の痕跡が残る。BとCの習書は同筆かと思われる。B・Cはもとは一体の封紙木簡だが、約九メートル離れた地区から出土している。)

D 長屋王家木簡(概報(21)) (口絵図版六(8))

封 案麻郡司通上 印 (一六〇)×三三×(一一) ○四三

(これと面的に接合する文字記載なしの封紙木簡Ⅱ裏簡がある。一五〇×三三×三三 ○四三。両者は一緒に出土した。接合する内面はともに割りのまま。)

E 長屋王家木簡(同) (口絵図版六(5))

案麻郡司通上 (一七二)×二八×(四) (〇三九)

F 長屋王家木簡(同) (口絵図版六(5))

封 (一七二)×二八×(三) (〇三九)

(EとFは一緒に出土したもの。Eは表簡、Fは裏簡で、ともに調整した外面に墨書しており、内面は割りのままで面的に接合する。)

G 長屋王家木簡(同) (口絵図版六(7))

封 (一一三)×二四×八 ○四三

(Gと面的に接合する文字記載なしの封紙木簡Ⅱ裏簡がある。一一三×二四×四 ○四三。両者の接合面はともに割りのまま。上端の左右切り欠き部に粘着質の汚れが残る。)

H 長屋王家木簡(概報(23))

封 (一七二)×二二×二一 ○三三

(記載面は平滑に調整しているが反対面は割りのままである。)

I 長屋王家木簡(概報(25)) (口絵図版六(4))

(表) 封

[行 陀 院 陀]

杉 陀 天地陀陀羅羅羅□□(重ね書き)

(裏)「九九九 寺寺寺寺寺駐駐」

(二五六)×(三八×三) 〇四三

(表は調整されているが、裏は割りのままとなっている。左右の切り欠きの位置に「封」字があり、文字中央に紐状の空白がみえる。表裏ともに二次的に留書に利用されている。)

J 長屋王家木簡(同)(口絵図版六一(6))

(表)封 案麻郡司進上 印

(裏)「足在水」

一一三三×三〇×二 〇四三

(表は調整されている。裏は割りのままで記載は異筆か。)

K 二条大路木簡(概報(24))

封 封

八五×一六×三 〇三一

(小型の〇三二型式タイプの封緘木簡で、左右の切り欠きの位置に「封」字がある。「封」字の中央部には横に直線状に空白部分があり、紐がかけられた上に墨書したことを示す。以下の例も同様。)

L 二条大路木簡(同)

封 封

一〇三×一七×三 〇三一

(記載の反対面は割りのまま。)

M 二条大路木簡(同)

封 封

七三×一三×二 〇三二

(記載の反対面は割りのまま。)

N 二条大路木簡(同)(口絵図版六一(1))

封

〇二条大路木簡(同)(口絵図版六一(1))

印

(三五〇)×(四一×五) 〇四三

(NとOは、面的に接合する表面と裏面だが、表面・裏面に分けるための割り込みがもともと柄部の上端までしか入っておらず、完全に二枚には分離していなかった。割れ目下端の弱い部分で折れて二片に分離したと考えられる。あるいは側面Y字状の形態のまま封緘に利用され、開封の際に二片に折られたと考えることもできる。Nの柄部は長く、二四八ミリを計る。)

P 二条大路木簡(概報(29))

封 封

(九一)×(二二×四) 〇三一

(裏面も調整している。下端欠損。)

Q 二条大路木簡(同)

封 封

一一〇七×(一四)×(二) 〇四三

(記載の反対面は割りのまま。)

R 二条大路木簡(同)

封

(一一五)×(一〇)×(二) 〇三九

(記載の反対面は割りのまま。)

S 二条大路木簡(同)

(裏)封先日符謹封



(裏) 野朝義親

我身在□

一四一×七八×一九〇一

(方形の厚手の板状の木簡で、封緘木簡の形勢とは異なるが、「封」の関連史料として掲げた。)

T 平城京左京三条二坊(六坪) 宮跡庭園(奈良市) 出土木簡<sup>(5)</sup>

封 封 (二五七)×(三三)×三三 〇四三

(Tと次のUは長屋王家木簡・二条大路木簡とは別の調査で出土している。奈良時代後期の團池の下層にあった流路から出土した木簡。二か所に左右の切り欠きがあり、その部分に「封」字がある。この「封」字中央には紐状に空白部が残る。後次的に右辺を半載されてゐる。)

U 二条大路北側溝(平城京左京二条二坊・二条大路、奈良市) 出土木簡<sup>(6)</sup>

封 封 (二五八)×三〇×四九 〇三九

(平城京左京二条二坊十二坪東半に接する二条大路北側溝から出土した。下半を欠損するが、上端の左右切り欠き部に紐状空白の残る。「封」字を記している。)

【参考】藤原宮木簡(南面西門地区内護SD五〇<sup>(7)</sup>) (第2図)

(裏) 封 印

(裏) 【粟道守熊鳥】□ 一〇一×三七×八 〇三一

(藤原宮跡で出土したもので、封緘木簡やその機能が藤原京時代に

までさかのぼって存在したことをうかがわせる資料となる。裏面の異筆は、内面ということからも充先ではなく、差出とする説がある。)

## 〔二〕封緘木簡の特徴

以上みてきた平城京跡出土の封緘木簡の特徴をまとめよう。

まず出土遺跡・状況としては、宮都の出土であり、わずかながら他例もあつて長屋王家木簡や二条大路木簡だけに限らないことから、封緘木簡が宮都において特殊なものでなく一般的に利用され存在したことが知られよう。藤原宮木簡にも封緘木簡が存在したことは、封緘木簡やその機能が藤原京時代にまでさかのぼることを推測させるものである。

次に形態を整理すると、

長方形の材の上・下両端に左右から切り欠きを入れたもの

Ⅱ〇三二型式。多く小型のタイプ。

長方形の材の下端の左右を削って羽子板の柄状に整形したもので、

体部の左右に切り欠きを二か所もつものⅡ〇四三型式。

体部の左右に切り欠きを一か所もつものⅡ〇四三型式。

体部の左右に切り欠きのないもの Ⅱ〇四一型式。

上部は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの

Ⅱ〇四九型式。

のようになる。長方形の材の上下両端に切り欠きをもつ形態(〇三一型式)の多く小型のタイプは、貢進物柄木簡に多くみられる形態ではあるが、切り欠き部に「封」「印」などの記載がある。「封」「印」字には木簡をくくった紐の位置に黒痕空白の帯がみられ、また同形の二枚が面的に接合して二枚一組で利用されたと推定できる例があることから、何らかの物品の封緘に用いられたことは間違いない。封緘木簡ととらえておきたい。このタイプは封緘木簡とは分けて「檢封木簡」などととらえる方がよいかもしれないが、用法・左右の切り欠き・「封」字などの共通性があり、下部を欠損している場合に区別しにくいことも考えて、今のところ「封緘木簡」を幅広くとらえておいた方がよいと考える。一方、〇四系型式(〇四三・〇四一・〇四九型式)のタイプは、羽子板の柄状に整形した柄部という独特の形態をもつことが重要であり、形態に応じてその機能の特徴を端的に示しているといえよう。このタイプの例には、同形・同材で面的に接合する二枚でセットになるものがあり、二枚一組で利用されたことが推定できる。この二枚一組での利用と、接合面を未調整で割りのままとすることから考えると、〇四系型式の封緘木簡が封緘する対象として、紙の文書を推定することができると思われる。

法量は、大まかに次の三者に分類できよう。

大型：長さ五〇センチを越え、幅四センチ程度。

中型：長さ三〇センチ、幅三センチ程度。

小型：長さ七一〇センチ、幅一・五センチ程度。

この内とくに小型のものは、〇三一型式をとっている。大型・中型のものは〇四系型式をとることが多いが、その中ではとくに柄部の長さなどとの相関関係は認められない。切り欠きが二か所にある場合の切り欠き間の長さは、約一五センチ程になることが多い。

使用痕としては、体部上・下両端左右の切り欠き部に紐がかげられたことが、紐の圧痕や、切り欠き部に位置する「封」字中央部の帯状空白によって知られる。また、封緘木簡には空白部が多く、とくに裏簡には記載のないものが多いこと、また送られてきた封緘木簡がしばしば文書筆記の場に存在したからか、かなりの封緘木簡が二次的に習書に利用されていることも、大きな特徴となっている。

封緘木簡の製作法としては、両面・四辺を調整したやや分厚い一枚の材を上端から割って(木目に沿う場合が多い)二枚におろすという手順が推定される。そして二枚の封緘木簡で挟む内側の割り面は、割りのままにして調整しないということが指摘できる。したがって、二枚の封緘木簡の挟み込む内面同志は、封緘を解いた後にピタリと接合することになるのである。この内面不調整による接合という関係は、「封」字とは別に封緘を確認・保証するシステムともなり得ると思われる。

次に記載型式としては、調整した表面の外面に記載する点が挙げ

られる。裏面の外面に記載する場合もあるが、表簡・裏簡の割りのままの内面には記載しない。なお、記載のない部分に二次的に習書が行なわれている例が多くみられる。書式としては、上から順に、「封」字（上端切り欠き部の位置に書く。文字中央を横切る紐状の空白部がみられる。ただし「封」の墨書のないものもある）・充所（省略する場合や、充所に貼付が付く場合もある）・「進上」（省略する場合や、差出の下にくる場合もある）・差出（省略する場合がある）・「封」（「印」の例も。体部下端切り欠き部の位置。文字中央部を横切る紐状空白がみられる。省略する場合もある）といった記載が行なわれている。なお、わずかながら裏簡外面の切り欠きの位置に「印」字の封を墨書するものもみられる。とくに小型のものの場合、充所・差出を省略する例が多い。法量から多くの記載がでないことが主な理由であるが、○四系型式でも省略する例があるのは、充所・差出両者が自明な時であろうか。

記載内容と機能については、まず、「封」「印」字が体部上端・下端の切り欠き部に位置し、文字中央部を横切る紐状の空白が残ることから、切り欠き部に紐をかけて結び、「封」「印」字墨書で封緘するという機能が復元できる。この封緘の対象としては、小型の○三型式の場合は何らかの小型・薄手の物品等が考えられるが、羽子板状の柄をもつ○四系型式の場合は、二枚一組で作られ用いられたこと、二枚の内面は調整を加えず割りのままとしていること、紐な

どできつく綴じて用いられたこと、木簡の幅などの規模、表に「封」以外に充所・差出を記載しても物品名を記さないことなどから、紙の文書を直接挟んで封緘する機能をもったと考えられる。二枚一組の封緘木簡によって紙の文書を挟み封じて、他説を許さないための手続き・書札礼が行なわれたことが推測できるのである。長方形の材の両端に切り欠きをもつ形態（○三型式）の木簡状薄板二枚で、折りたたんだ紙の文書を直接挟んで綴じ、一方の板に表書を書く後世の事例が存在することも、この見方を傍証しよう。こうした機能は中国における「檢」の機能と似ているが、檢の場合、文書木簡の上にもう一枚同大の木簡（檢）を重ね、紐でしばり充所を上書するものである。なお、封緘木簡の機能として、紙の文書を納めた文書箱の上のせて封緘するという用法も推測されている。<sup>(9)</sup>長屋王家木簡・二条大路木簡の封緘木簡とともに適合する大きさの文書箱（法量は長さ三二―三六センチ・幅四―八センチ）が数例伴出していることから、うなづける推測といえよう。ただ、文書箱上に封緘木簡をのせて紐をかけた様子を想像すると、柄の扱いなどに不安定な印象がぬぐえず、また文書箱上面にも墨書が可能であることも気になる。文書箱について史料から封緘の作法が知られるのは、飛駅（トビノエキ）の文書を納める飛駅函である。飛駅函は「長一尺一寸六分、広三寸、深二寸三分」という法量の木箱で、<sup>(10)</sup>「延喜式」木工寮式、その封緘作法は、文書（勅符）を納めた面を糸で緘して松脂で封じたうえ、

上に「賜某国」「封」「飛駅」「月日時刻」等の文字を書き、さらに函を包む革囊の一端に付す短箱（木彫）に「賜某国飛駅函」「年月日時刻」、函の左側にも「副官符若干通」と書く。その後飛駅函と官符を革囊の中に納める、というあり方であった（二儀式）飛駅。平安時代におけるもつとも重厚な手続き例といえるが、箱の場合直接墨書したり封ずることができることがうかがえる。しかし、封紙の作法には多様な段階があつてしかるべきであり、文書箱を封紙するという封紙木簡の用法をも考えておくべきであろう。

以上の推定が認められるならば、封紙木簡の出土は、紙に書かれた文書のやりとりの存在を示すということは重要である。他の木簡と違って、紙の文書とともに利用されるという点が封紙木簡の大きな特徴であり、宮都においてそうした封紙木簡の作法が一般的に存在していたことが知られよう。宮都では貴族邸宅などを中心として紙の文書のやりとりがかなり広範に行なわれていた状況が推定できるのである。

### 三 地方官衙の封紙木簡

以上にみた平城京跡出土の封紙木簡、中でも羽子板状の柄をもつ特徴的な封紙木簡（○四系型式）が、実は各地の官衙遺跡からも出土している。特に八幡林遺跡出土の八幡林木簡中の封紙木簡（以下

八幡林封紙木簡と呼ぶ）は、一括して多数出土した例として注目される。ここではそれらを検討しながら、地方官衙出土の封紙木簡のあり方をさぐってみたい。

a 山垣遺跡（兵庫県上郡春日町）出土木簡（二）（第2図）

丹波国水上郡

三六七×三五×七、○四三

（山垣遺跡は古代の丹波国水上郡春日里に位置する官衙遺跡であり、郡家の下部に位置する地方官衙と考えられる。（三）同時に春日里長等あての郡符木簡なども出土しており、八世紀初め頃のものと考えられる。この木簡の形は比較的柄部が長く、左右の切り欠きが二か所にある。充所の記載が大ぶりに力づくよく書かれていて、水上郡充てに大事に封紙されたものかと思われる。郡充ての封紙木簡が郡家下の部の官衙から出土している関係はなお未詳。）

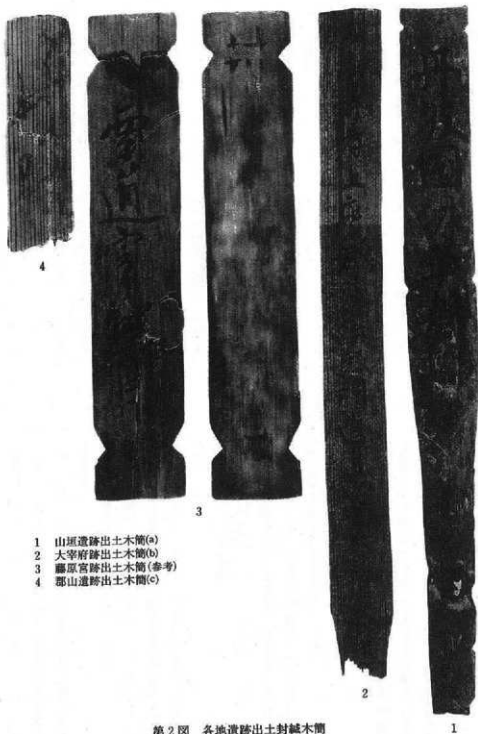
b 大宰府跡（福岡県太宰府市）出土木簡（大宰府史跡出土木簡一七四号）（第2図）

□ 尊者上座者火急殿門進上宜 須良状

（三四）×三三×二一〇四一

（大宰府跡の政庁前面西側の不丁官衙地区の溝から出土した。伴出木簡から八世紀前半の年代が与えられる。目上の人物に対する至急の書状に用いた封紙木簡で、須良は「状」を差出した人名であろう。「火急に殿門に進上すべし」と日本語の語順に記している。左右の切り欠きのみみられないが、上端の小文字のような墨痕□□は封に

封緘木簡考



第2圖 各地遺跡出土封緘木簡

かわる記載の可能性がある。<sup>(14)</sup>

c 郡山遺跡(仙台市) 出土木簡(第2圖)

封附

(一〇四)×二九×三三 〇三九

〔封〕の字が木簡上端の左右の切り欠きの位置よりも下にズレているもの、左右の切り欠きと「封」字をもつ木簡<sup>(15)</sup>下部は欠損。

〔参考〕郡山遺跡(仙台市) 出土木簡(写経用定木)

(表) 起

(裏)「波斐云斐斐云斐字字字字」(異筆)

(三二四)×一八×三三 〇六五

(郡山遺跡の寺院跡から出土した木簡で、一辺のみに切り欠きが六か所あり、写経用に界線を引く時に用いる定木と考えられている。<sup>(16)</sup>ここで参考として掲げたのは、下部を羽子板の柄状に整形しており、羽子板状の柄が封緘木簡に限らず存在したことを示したかったからである。)

d 八幡林木簡(和島村教育委員会「八幡林遺跡」和島村埋蔵文化財調査報告書第三集、一九九四年、三三二号)(第3圖)

上大領殿門

三八五×三六×六 〇四三

(体部の上・中・下三か所の左右に切り欠きがあり、紐をかけた痕跡が残る。柄部は短い。記載のある面は平滑に調整されているが、反対の記載のない面は調整せず割りのままの粗面となっている。)

e 八幡林木簡(同三四号)(第3圖)

上大領殿門

(一八二)×(一一)×三三 〇四三

(上端に二か所左右の切り欠きがある。記載面は平滑に調整しているが、反対面は割りのままとなっている。右辺が半載されて廃棄されたものか。)

f 八幡林木簡(同五〇号)(第3圖)

郡殿

(三五三)×(一四)×七 〇四一

(左右の切り欠きはみられない。記載面は平滑に調整しているが、反対面は割りのままとなっている。右辺が半載されて廃棄されたものか。)

g 八幡林木簡(同三三号)(第3圖)

八幡林木簡(同三三号)

(一一三〇)×三七×三三 〇四一

(gと面的に接合する文字記載のない同形封緘木簡がある(第3圖)。gが表面、もう一方が裏面となるが、両者の接合する内面は互いに調整せず割りのままの粗面となっている。)

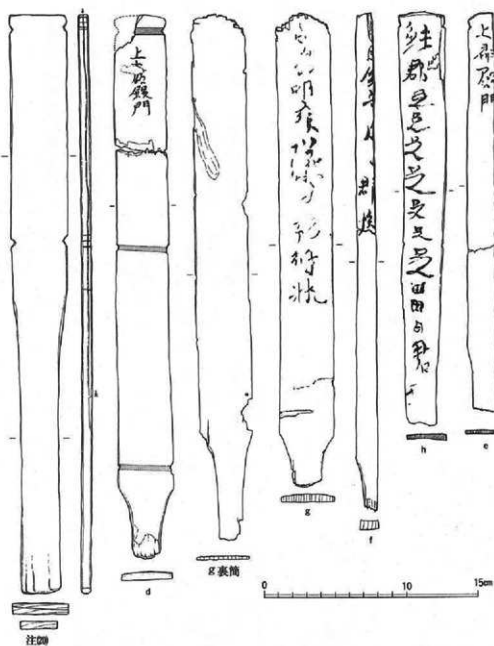
h 八幡林木簡(同四八号)(第3圖)

郡足足足足足田田

(一九五)×三三×六 〇四三

(体部の上・下二か所に左右切り欠きがある。記載は二次的な習書であろう。記載面は平滑に調整しているが、反対面は割りのままとなっている。)

i 八幡林木簡(同五三号)



第3圖 八幡林遺跡出土封緘木簡

□

□

二八六〇×二八×五 ○四三

（判読できない記号風の墨痕が体部の上・下二か所の左右切り欠き部にみられ、封のための墨書の可能性がある。墨痕のある面は平滑に調整しているが、反対面は割りのままとなっている。）

八幡林遺跡は、古代越後国古志郡の有力交通路上に位置する、古志郡家と関連した地方官衙と考えられる。出土した八幡林木簡の年代は、出土遺構によりつつ八世紀前半から九世紀にかけての幅をもっている。八幡林封緘木簡は、上記d・iの他にも墨痕のない封緘木簡が多く存在して総数二五点に及んでおり、八幡林木簡の大きな特徴となっている。以下、八幡林封緘木簡の特徴をみることにしよう。

まず出土遺構としては、H地区の八世紀中頃の溝（SDO・SDO二）と、I地区の八世紀末―九世紀前半頃の一一試掘坑・二五試掘坑の二か所に分かれている。両者の年代はズレており、両方合わせると八世紀中頃から九世紀前半頃にまで及ぶ時間帯の遺物ということになる。

次に八幡林封緘木簡の形態をみよう。材としては杉材が多く、板目材・桎目材ともある（桎目がやや多いか）。いずれも羽子板状の柄をもつタイプの木簡であることが特徴で、形態を整理すると、

①柄部の長いもの（体部と羽子板柄部の長さがほぼ同程度）

柄部の短いもの

②左右の切り欠きがないもの

左右の切り欠きが体部の上下二か所にあるもの

左右の切り欠きが体部の上・中・下の三か所にあるもの

がみられる。大きさは、長さからおおむね大型・中型・小型の三タイプに分けられ、中では大型のものの柄部が短いという傾向が指摘できる。

完形の封緘木簡も出土しており、そのうち三組六点が割り面・木目が一致して面的にピタリと接合することが判明した。八幡林封緘木簡でも、表面・裏面の外面（文字記載面）は平滑に調整する一方、表面・裏面の内面は割りのままの粗面としており、その割り面の凹凸や木目が接合するのである。このことは、製作の際に厚手の一枚の素材を二片に割って二枚一組で作ったことを示す。と同時に、出土状況も一枚セットになって出土していることが指摘され、使用の際も封緘木簡は二枚一組で利用されたことを意味している。なお、一点ながら文字記載のない封緘木簡で、上端から割り込んで二枚に分けようとする途中までで割りを止めているものが知られる（第3図）。横から見ると側面Y字型になる形態となっているのである。

これは、完形でそのまま封緘木簡として利用できるとも思われるが、また一方未成品である可能性も否定できない。前者とすれば、側面Y字型の割り込みの間に文書などを挟んで封緘し、封緘を解く際に二片に折るといような利用法が考えられる。平城京出土の封緘



木簡の中にもそうした形で二片に分離したらしいものが認められる（上述N・O）。この場合、何らかの理由で未使用のままとなったのだろうか。後者とすれば、この木簡に文字記載のないことと、未完成であることが結び付くことになる。しかしいずれの場合も、八幡林遺跡において封緘木簡の製作が行なわれたことを裏付けるものと考えられる。記載のない封緘木簡が多くみられることも、このことを傍証しているよう。

記載形式・機能としては、充所を記載していること、二次的に習書が行なわれていることがまず指摘できる。とくに郡司・大領充てに脇付を付して「上大領殿門」「上郡殿門」「□□□□郡殿」などと記したものが目立ち、これは郡司・大領より下位の者から差し出された文書・書状に用いられたものと認められる。そうすると、郡司より下のレベルで封緘木簡の作法が弁えられており、郡内において紙の文書の往来がしばしば行なわれていた状況がうかがえることになるのである。

八幡林封緘木簡は、上述したように二枚一組で封緘木簡が製作され、二枚一組で利用されたことが推定できる。封緘木簡中、文字記載のあるものとなないものが二枚セットになる例（E）があり、また記載のない封緘木簡で二枚一組となる例もある。紐で二枚をきつくくくる使用法と、文字記載が充所であることなども合わせ考えると、二枚の封緘木簡で紙の文書を挟み使用法が推定できるのではないだ

ろうか。

こうした八幡林封緘木簡の製作法については田中靖氏の要を得た報告があるが、若干の補足を加えながらまとめると、次のようになる。

① 原材から、大きさを完成法量に合わせて短冊形の板（やや厚手）素材を割り取る。

② ①のやや厚手の一枚の板材を羽子板柄状の柄をもつ封緘木簡の形に整形、表・裏両面を平滑にし、上下左右の四辺を調整、左右からの切り欠きを体部の上端（中央）・下端に入れる（上端はとくにこの段階で入れたもの多い）。

③ ②の厚手の一枚の材を薄手の二枚に割りさく。この段階で失敗した例もある。

④ ③でできた二枚セットの封緘木簡の頭部・左右切り欠き・羽子板状柄部をさらに調整する（この段階で下端のみ切り欠きを二枚別々に入れた例がある）。ただし、割り面は粗いままとし、平滑に調整しない。

このようにみてくると、八幡林封緘木簡の製作法と平城京跡出土の封緘木簡の製作法とは確実に共通性が認められることが指摘できる。このことは、八世紀中頃の越後国の一地方官衙にみられる封緘木簡の製作法・用法が官衙における封緘木簡のそれと変わりなかつたことを示している。とくに郡司あてに連上された封緘木簡の存

在は、郡司よりも下位のレベルにおいてそうした封緘木簡の利用が行なわれていたこと、すなわち紙の文書のやりとりが広範に行なわれていたことを明示しているのである。

#### 四 封緘木簡をめぐる課題

以上、宮都ばかりでなく地方官衙においても八世紀の段階から広範に封緘木簡が用いられていることは、封緘木簡が古代の木簡の形態として一般的な存在であったことを示している。そして木の特性を活かした機能をもつ木簡として注目されるばかりでなく、その存在が紙の文書との共存を示すという性格を持つことに大きな意義が認められる。封緘木簡の出土は、そこに紙の文書の往来が行なわれたことを意味しており、古代の律令制がもつた文書主義の普及・展開や、識字層の拡大などに関して提起する問題は、大きいといえよう。

地方社会における文書について考える時、すでに各地の遺跡から地方で書かれやりとりされた書状標などの狭義の文書木簡が出土しつつあることに気をつける必要がある。例を挙げれば、①西河原森ノ内遺跡（滋賀県野洲郡中主町）出土木簡は、七世紀後半にさかのぼる内容をもつ文書木簡が移動後廃棄されたものであり、②湯ノ部遺跡（滋賀県野洲郡中主町）出土木簡も七世紀後半の天武朝にさかのぼ

る上申文書の存在を示す内容と考えられている<sup>(24)</sup>。さらに東国の③小敷田遺跡（埼玉県行田市）出土木簡も、八世紀初頭頃において文書木簡風の書式をとっていた<sup>(25)</sup>。また、④平城宮跡下層から出土した木簡（平城宮木簡一九二六号）は、八世紀初頭の藤原京時代に、近江国の里長が発行した過所木簡が実際に文書として機能したことを示している<sup>(26)</sup>。さらに、地方出土の漆紙文書の中にも、⑤秋田城跡（秋田市）出土の漆紙文書のように、官人が出先の蜡形駅家（秋田県由利郡象海町）から秋田城にあった出羽介の国司館充てに送った書状そのものが、切封の封緘の札式をも伝えながら出土しているのである<sup>(27)</sup>。

これらの例からも、古代の地方社会において、早くから官衙を中心とした広がりの中で木簡や紙の文書がかなり広範にやりとりされていた状況がうかがえるが、紙の文書との共存を示す封緘木簡の存在は、さらにその事情を裏付ける資料となるものである。今後、各地で出土例が増大していくであろう封緘木簡は、古代の地方社会における紙の文書の存在意義について、それを書いた人々のあり様も含めて新しい展望をもたらしてくれるものと思われれる。

最後に、封緘木簡をめぐるなお検討が必要な課題について整理しておきたい。まず、封緘木簡の諸類型とその意味について。羽子板の柄状の柄がもつ意味については、紙の文書を挟む場合、文書に直接触れずに手で持ち上げるといった機能（「石山寺経巻絵巻」〔二一紙〕の中に「Y」字形の木の柱の先に書状をくくったらしい権子が描かれる）が考

えられるが、具体的な形態の検討の上に、柄のものもつ機能をさらに考える必要がある。このことは、使用法の具体的解明という課題ともつながっている。その面では、封緘木簡の使用法と古代の書札札との関係を考えてはならない。封緘木簡の体部の長さや、切り欠き間の長さ（一五センチメートル程のことが多い）と、挟むべき紙の文書の折り方との関係を考えて、文書を縦紙として折って挟む以外に、折紙として折って挟むことを推定せざるを得ないし、さらに封緘木簡と直角に交わるように紙の文書を挟む用法なども想定されるかもしれない。紙の文書を送る時に、その封緘の仕方として、文書箱・封緘木簡・包紙・捻封・切封などの方法のうちどれをどのような場合に採用するのか、といった書札の具体像やその軽重を追求する必要がある。そして、次の時代の封緘作法との関係——封緘木簡は次第に使われなくなっていたのか（紙の文書が貴重であった時代の産物なのか）、といった問題も課題である。また、紙の文書を挟む以外の封緘木簡の機能も忘れてはならない。○四系型式のタイプの封緘木簡にも文書箱を封緘するという用法が推測されるし、短い○三型式のタイプで「封」字をもつ封緘木簡は、何らかの物品を封する機能も考えられる。こうした紙の文書以外の封緘のあり方の具体像は、なお不明確なまま残っているといえよう。その他、二枚一組の封緘木簡のうち文字記載のない方の封緘木簡の扱い方について、これまでの通例では文字記載がないことから木簡ではなく

木製品（木簡状木製品）として分類されることになるが、やはり一組の封緘木簡と認めてもう一点の相標とともに木簡として扱う必要があると考える。こうした諸点について、今後早急な検討が望まれる。

これから出土例が増えるであろう封緘木簡の実物に即して機能を検討し、こうした課題を解いていくことによって、紙の文書との接点に位置する木簡としての封緘木簡の意義がさらに明かになっていくことを期待したい。

## 注

- (1) 報告の概要は、佐藤信「郡符木簡と封緘木簡」「古代越後と木簡」木簡学会新潟特別研究会、一九九四年参照。なお、報告のうち郡符木簡については、すでに佐藤信「古代文字資料の現在」（『国語と国文学』七〇巻一、一九九三年）、「奈良時代の政治と民衆」（『新版古代の日本』、古代史叢書、角川書店、一九九三年）で見出しを述べており、その後平川南「郡符木簡——古代地方行政論に向けて——」（『律令国家の地方支配』吉川弘文館、一九九五年）なども発表されたので、ここでは封緘木簡について考察した。封緘木簡の実物の調査については、木簡学会、新潟大学・小林昌二氏、和高校教育委員会、岡・田中靖氏、奈良国立文化財研究所、岡平城宮跡発掘調査部史料調査室・館野和己氏・寺崎保広氏・渡辺晃宏氏その他の方々に大変お世話になった。また報告をまとめる過程では群馬県埋蔵文化財調査事業団・高島英之氏の示教を得た。厚く御礼申し上げる。なお木簡学会新潟特別研究会の後、さらに平城京出土の封緘木簡についての補考を加えて、長屋王家木簡検討会（奈良国立文化財研究所、一九九五年三月九

日・あたらしい古代史の会(同年七月八日)で報告する機会を得た。その際に参加の方々から多くの示教を受けたことにも、深く謝意を表したい。

- (2) 平川市「地方の木簡」(木簡一古代からのメッセージ)川崎市市民ミュージアム、一九九〇年。
- (3) 佐藤信「古代文字資料の現在」(注1)。同「奈良時代の政治と民衆」(注1)。なお、封緘木簡が文書を挟む機能をもつ可能性の指摘は、奈良国立文化財研究所「平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告」(一九八六年)にもみられる。
- (4) 奈良国立文化財研究所「平城宮発掘調査出土木簡概観」(21)(22)(24)(25)(27)(29)、一九八九一九四年(以下「概観(21)」)のように略記することがある。同「平城京木簡一長屋王家木簡一」一九九五年。同編「平城京長屋土師宅と木簡」吉川弘文館、一九九一年。
- (5) 奈良国立文化財研究所「平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告」一九八六年。なお、ここから出土した木簡は長屋王家木簡と一連の性格をもつと考えられており、本木簡も奈良国立文化財研究所「平城京木簡一長屋王家木簡一」に二四号木簡として報告されている。
- (6) 西崎卓哉「奈良・平城京跡」木簡研究七号、一九八五年。
- (7) 橋本義則「奈良・藤原宮跡」木簡研究一五号、一九九二年。
- (8) 大庭篤「木簡」学生社、一九七九年。大庭篤「漢簡研究」同朋舎出版、一九九二年。
- (9) 平川南注2論文。
- (10) 和島村教育委員会「八幡林遺跡」和島村埋蔵文化財調査報告書第一集・第二集・第三集、一九九二年・一九九三年・一九九四年。小林昌二「八幡林遺跡等新潟県内出土の木簡」木簡研究一四号、一九九二年。
- (11) 兵庫県水上郡春日町「山垣遺跡発掘調査報告書」一九九〇年。兵庫

県教育委員会「山垣遺跡」一九八四年。

- (12) 佐藤信「奈良時代の政治と民衆」(注1)。
- (13) 九州歴史資料館「大宰府史跡出土木簡概観」二、一九八五年。
- (14) 沖森卓也・佐藤信「上代木簡資料集」おうふう、一九九四年。
- (15) 仙台市教育委員会「郡山遺跡Ⅱ」一九八二年。
- (16) 平川南注2論文。
- (17) 向島市教育委員会「長岡京木簡」、一九八四年。
- (18) 和島村教育委員会「八幡林遺跡」和島村埋蔵文化財調査報告書第三集、一九九四年。
- (19) 注18報告書。
- (20) 注18報告書版四、二六五号。
- (21) 田中靖「封緘木簡について」(八幡林遺跡)和島村埋蔵文化財調査報告書第三集、一九九四年。
- (22) 佐藤信「古代文字資料の現在」(注1)。
- (23) 滋賀県野洲郡中津町教育委員会「西河原森ノ内遺跡第一・二次発掘調査概観」一九八七年。同「西河原森ノ内遺跡第三次発掘調査報告書」一九八七年。辻広志「滋賀・西河原遺跡」木簡研究一四号、一九九二年。同「滋賀・西河原森ノ内遺跡」木簡研究一八号、一九八六年。福岡精二「国語の表記史と森ノ内遺跡木簡」木簡研究九号、一九八七年。山尾幸久「森ノ内遺跡出土の木簡をめぐって」木簡研究一二号、一九九〇年。
- (24) 濱修「滋賀・湯ノ部遺跡」木簡研究一四号、一九九二年。
- (25) 鬼頭清明「小敷田遺跡」(日本古代木簡選)岩波書店、一九九〇年。
- (26) 奈良国立文化財研究所「平城宮木簡」、一九七五年。佐藤信「遺所木簡」寸考(一)風俗一六卷一、一九七七年。
- (27) 秋田城を語る会の会「秋田城出土文字資料集Ⅱ」一九九二年。

# 八幡林遺跡木簡と地方官衙論

小稿は、複雑な機能を有するとされる新潟県和  
 高村八幡林遺跡について、その出土した木簡を中  
 心として遺構・遺物等の分析を通じて、本遺跡が  
 古代のいかなる地方官衙としての要素を備え、ど  
 のような役割を果たしたかをさぐってみることす  
 る。また、八幡林遺跡の検討を通じて、古代の地  
 方官衙は、その多機能な側面に着目し、多角的視  
 点から究明する必要があることを明確にしてみた  
 い。

八幡林遺跡を検討する上で重要な点は、遺構の  
 時期変遷と、遺構配置さらに遺跡の全体構成とい  
 う二つの視点である。

## 一 八幡林遺跡第一・二号木簡の概要

### (一) 第一号木簡——郡符木簡



第1図 八幡林遺跡遺構配置図 (和島村教育委員会作成)

群符

青海郷事少丁高志君大虫 右人其正身

更大臣向参明告司 申賜 符到らば奉  
行せよ 火急使高志君五百鶴 九月廿八日主帳丈部

第2図 郡符木簡  
第1号木簡実測図  
（新潟県和島村教育委員  
会「八幡林遺跡」第1  
集一九九二年より）

・「郡司符 青海郷事少丁高志君大虫右人其正身率」

・「虫大郡向参明告司 申賜 符到らば奉 行せよ 火急使高志君五百鶴 九月廿八日主帳丈部」

5mm X 25mm

「(表)郡司符す 青海郷の事、少丁高志君大虫 右人正身を率い

よ

「(裏)虫大 郡に向申し明告司に 申率いて申し賜へ 符到らば奉 行せよ、火急使高志君五百鶴 九月廿八日主帳丈部」

三つの断片を接合すると、原状の約六〇センチの長大な完形木簡となる。

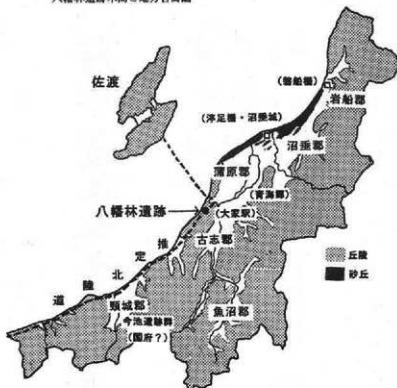
文意は蒲原郡司が青海郷にあてた文書で、高志君大虫に越後国府に参向して、十月一日に行われる告朔の儀式に出席することを求めたものと考えられる。長大な形状をとる点は、単なる召喚状ではなく、通所木簡としての性格も兼ねていることを示している。木簡の発見された八幡林遺跡は古代の古志郡内とみてよいが、木簡の「青

海郷」は蒲原郡に属するから、郡を異にしていることとなる。「郡司符」が郡を異にした場所から出土したというのは、この木簡を所持した者が蒲原郡から古志郡を経て国府に出向き、その帰途に八幡林遺跡で廃棄したと考えられる。

本木簡の動きを知る上で重要な文言は、文末の「申賜」である。この点については、三上喜孝氏の解釈が最も妥当であると判断できる。

「申したまへ」の「たまへ」とは、自敬表現ではなく、受命者（宛先）あるいは命令執行の対象者（第三者）に対する尊敬表現ととらえるべきである。本木簡に見える「申賜」が「申し賜へ」と命令形に読むことが可能であること、また「申賜」の対象が、郡ではなく、その上級官司である国府である可能性が高いこと、以上の二点は指摘しようという。

さらに、この郡符木簡を理解するうえで、その形状が注目される。本木簡の特色は、約二尺という長大な形状にある。さらに重要な点は、長大な木簡に文字と文字の間に斜めに刃物を入れ、三片に切



第3図 八幡林遺跡の位置と古代越後国

断し、廃棄されていたことである。この三片は三等分ではなく、「事／＼虫／＼右」と文章の切れ目と考えられる箇所で切断されている点、意図的であるとみなすことができる。この廃棄のしかたは、公的機関の恒常的な処分をうかがわせるものと考えられる。正式な郡符がこのような長大な形をとることに、それなりの意

味があると考えるのが当然であろう。そこで、先の解釈をもう一度木簡に即して理解を示しておきたい。

命に依じて、高志君大虫は、木簡を携えて官道の間や駅家を通り、国府へ参向し、任務を終えた後、帰途につき、おそらく、隣接する古志郡内の間または駅家などの施設で廃棄した(自らの領内内では木簡は不必要ではないか。したがって、八幡林遺跡に間または駅家の機能あるいは城構的機能を想定することができるのではないだろうか。

(二) 郡符木簡の特質

郡符木簡とは、郡司がその管下のものに命令を下す際に用いた木簡である。

これまで全国各地で出土した郡符木簡の主なものについて、次に掲げておきたい。

○山垣遺跡(兵庫県水上郡春日町)

・「符春部里長等 竹田里六人部」

・「春マ君広橋 神直乎」

春マ麻呂 右三人

(361)×40×6

春部里は、竹田里とともに丹波国水上郡にあった里(六人部を里名とみると、六人部里は「和名抄」では天田郡六部里とある)である。したがって、本木簡は水上郡から春部里など三里に下された符である

符春部里長等  
 右田里六人部



ことなる。「春部里長」等に宛てた符の木簡があることから、山垣遺跡は八世紀初頭の郡の下級官衙にかかわる遺跡かとされている。  
 ○西河原遺跡（滋賀県野洲郡中主町）

・「郡司符馬道里長令」  
 ・「女丁」  
 又「女」  
 この木簡は、宮内省もしくは近江国司より女子差点の命令を、野洲郡司を通じて、律令地方行政の末端である馬道里長に下達した文書で、里長の「里御宅」である可能性が出てきた西河原遺跡で廃棄されたと考えられる。  
 ○荒田日奈里遺跡（福島県いわき市菅波地内）

15cm

第4図 山垣遺跡出土郡符木簡実測図  
 （『山垣遺跡発掘調査報告書』1990年より）

・「郡符 立屋津長伴マ福磨 可召」  
 右為客料充遣召如件長宜承  
 (230)×42×3

郡司から津長に人の召喚を命じた文書である。津に来客があったので、津長の管理下の挨拶や手水、または雑役に従事する津の周辺に住む人々などが徴発されたものと考えられる。  
 ○屋代遺跡群（長野県埴田市屋代）  
 敷唐一枚 辨升 芹  
 ・「符 屋代郷長里正等 匠丁根代布五段 夫一人馬十二疋」  
 ○遺人夫又殿遺人十八人



・  $\left[ \begin{array}{c} \text{右} \\ \text{物令火急} \end{array} \right] \square \square \square \text{者宜行}$  少領  $\square \times$   $(\text{右}) \times \text{右} \times \text{右}$

埴科郡の郡司から「厩代郷長里正等」に、郡家における行事のための席や餅などの物や、行事に使う建物の造営のための匠丁の惣代などと、造営の人夫一〇人を出すように命じたものである。

以上の例のように、郡符は、宛所を明記し、宛所は個人名ではなく、官司または官司内の責任者宛てとなっている。里(郷)長、里正、津長とあり、里(郷)および津の責任者宛てである。宛所と召喚すべき人物は明確に区別して記載されている。例えば、西河原遺跡の場合、馬道里長(宛所)と女丁(召喚人)とを表裏に分けて記載している。

一方、この符の系列に属するものが、召文である。召文木簡の一例をあげると、次のようである。

・ 府召 牟儀猪養 右可間給依事在召宜知  
・ 状不遇日時参向府庭若遅緩科必罪 大志 少志 四月七日付御若須

$\left[ \text{平城宮木簡} \right] \text{一一五四}$



このように召文木簡は、宛所の位置に召喚される人名そのものを記すところに特色を有している。いいかえれば、召文は直接召喚人に宛てて下達されるのであり、その点において、郡符のような符式文書と異なっている。

次に郡符に関する大きな問題は、木簡の動きそしてその廃棄である。この点を明らかにするために、端的な事例を三点あげておきたい。

(1) 山垣遺跡の封緘木簡

$\text{右} \times \text{右} \times \text{右}$

この形状は、上半部は短冊形であるが、上端近くと中ほどにそれぞれ左右から切り込みを入れ、下端に向かってゆるやかに細めて、羽子板の柄に近い形を呈する特徴的な形である。これは、文書送付にあたり、紐で封じた木簡として用いられたいわゆる「封緘木簡」とよばれるものである。したがって、山垣遺跡の「丹波國米上郡」

第5図 厩代遺跡群出土郡符木簡

(御長野県埋蔵文化財センター提供)

# 丹波國冰上村



第6圖 山垣遺跡出土封紙木簡実測図

(山垣遺跡発掘調査報告書)

一九九〇年より

は宛名を記したと判断できる。この木簡は、宛先で紐解かれて廃棄されたものであるから、山垣遺跡には氷上郡宛の文書が届けられたと推測される。また、郡符は、「符 春部里長等」と、宛所が複数になつていたので、春部里長のほか竹田里長などにも宛てている。共に伴している木簡のなかには、氷上郡内の「美和里」「船木里」などに関わるものも含まれている。

## (2) 屋代遺跡群郡符木簡の廃棄方法〔図5参照〕

木簡の現状の形をみると、下半部を欠損しているが、全体を真二つに割つたのも、頭部のみをさらに細かく幅約一センチに均等に割っている。この念入りの頭部の切断は、「符 屋代郷長」の個所に限られる。郡司の発行した郡符は郡内で最高に權威あるもので、下部の文字を削ってしまえば、再利用も可能である。そこで郡符の悪用を防ぐために、差出と宛所の肝心の部分のみ丁寧に切断したのでないか。この所作は宛所ではなく、符の差出官司(郡司)によるものとみるべきであろう。

## (3) 屋代遺跡群出土の宛所の異なる郡符

① 「符 屋代郷長里正等……」

② 「符 余戸里長



(9.9) × 2.5 × 3

今年に入り、屋代遺跡群でもう一点の郡符が出土した(②)。宛所の異なる「屋代郷長里正等」(郷里制下)、「余部里長」(里制下)の二点の郡符木簡が、同一遺跡から出土したのである。

以上の三点の資料は、郡符木簡が宛所(里家、郷衙など)とされるサトの施設で廃棄されるのではなく、差出または召喚先の郡家および郡家関連施設に戻って廃棄されたことを裏付ける明確な資料であると見えよう。

こうした郡符木簡の一般的傾向に照しても八幡林遺跡郡符木簡は、蒲原郡内の少丁を召喚し、国府へ赴かせた後、帰途につき、蒲原郡の手前の古志郡内の公的施設において廃棄されたとみることができであろう。すなわち、このような郡符は、過所木簡としての機能も兼ね備えており(郡内あるいは郡界を越える場合においても)、その木簡を携行する人物の一種の身分証明書としての意味を持っていた



第7図 「沼垂城」木簡 第2号木簡  
(「八幡林遺跡」第1集より)

といえるであろう。

〔三〕 第二号木簡——「沼垂城」木簡

沼垂城(遺)の初見はいくまでもなく、「書記」大化三(六四七)年足鏡条に「遺・淳足橋・置・種戸」とあり、斉明紀の阿部比羅夫の遣征の際に「淳足橋造大伴君稻積」(斉明天皇四・六五八)年七月四日(冬)がみえた後は、その存在を示す史料がなく、「延喜式」「和名類聚抄」に「沼垂郡」がみえるのみである。一方、大化四(六四八)年造宮の磐舟橋は、「続日本紀」文武天皇二(六九八)年および同四(七〇〇)年、その修理記事が認められ、八世紀前半においても、その城橋機能が存続したことをうかがわせるのである。磐舟橋の南に位置する沼垂橋は八世紀に入る頃城橋機能を失い、通常の令制郡とされたのではないかとみなされていた。

そのような状況下で、第二号木簡が登場した。

・廿八日解所請葉老

・祝 沼垂城

(90)×(38)×2

小断片ゆえに文書の性格を確定するのは難しいが、本断片を復原的にみるならば、次のように推測できるであろう。

表は「○月廿八日の解に依て請ふ所の葉老○年料……」と解する。裏は「祝 沼垂城」と固有名詞のみであるが、沼垂城の三文字の間は均等であるのに対し、「祝」と「沼」との間はやや広いことから、「祝」を人名の一部、「沼垂城」を職名の一部と判断した。すなわち、紙と異なる木簡特有の上・下に記す連署と理解したのである。その類例を次に示しておくこととする。

門田桑里訓跡(福島県会津若松市門田町)

・X□□税長等依法(物誤)進了 寛X

・X「有安」擬大領□□「釜麻呂」擬少領□□X (92)×12×2

宮久保遺跡(神奈川県綾瀬市)

・鎌倉郡鎌倉里□□寸福天平五年九月

・田令輕マ麻呂郡桶長輕マ真國 230×23×9

二点の連署(職名十人名)を上・下に記している点を参考にする

ならば、本木簡は

(職名) 十〇〔祝〕(人名) + 〔沼垂城〕(城司) + (人名)

のような構成と推されよう。城司の例は、『日本三代実録』元慶三(八七九)年六月廿六日条に「秋田城城司正六位上行左衛門少尉兼権掾清原真人令望」以下、権大目二名、「雄勝城城司從五位下行権掾文室真人有房」以下、権掾・権大目・少目という構成がみえる。沼垂城の上位に記された〇〇祝の職名が不明であるが、仮に沼垂城司との連署とすれば、国の機関(沼垂城)と本遺跡が深く関連、具体的にいえば、年料請求を解文をもって行なったことと解される。そこで、解文が問題となる。東北地方における国司と城司、按察使・国司と鎮守府(将軍)との文書の書式関係を参考までに簡略に示しておくたい。

出羽国 → 鎮秋田城国司(朝史) 天長七・正・廿八条

按察使 → 鎮守將軍(按後記) 承和四・四・廿一条

按察使 → 鎮守府解(三代格) 貞觀二・九・廿七条

陸奥国 → 鎮守府解(三代格) 貞觀十一・二・廿条

出羽国 → 秋田宮中(三代格) 元慶二・十・十二条

右の例からは、標を原則として、解の場合も存することであろう。沼垂城(城司)と本遺跡の関係については、さきの解釈にしたがえば解文をもって年料を請求したこととなる。その点では、秋田県仙北町所在の私田棚跡出土木簡が参考となるかもしれない。

・ 嘉祥二年正月十日下福日記 (元九) 年料

・ (各) 千八百卅四 (東)

・ 勘了 正月十日 (三) (六)

237×21×5

嘉祥二(八四九)年正月一〇日、上級官司から下級官司(私田棚)に、年料の稲を下した(下福)ことをものがたっているといえよう。おそらくは、出羽国府とその出先機関(私田棚)に対する下福日記(紀)と想定される。

以上、種々の資料を参照するならば、現段階では、本木簡は越後国司(沼垂城司も連署)から本遺跡へ下された養老〇年料に関する支給文書ではないかと解しておきたい。ただその場合、本木簡が具体的に薄い形状を呈している点気がかりである。

## 二 H・I地区の郡関係文字資料

遺構に限ってみるならば、これまで各地で検出されている郡家の中核を構成する郡庁・正倉・館・厨の各院と合致するような遺構は認められない。C地区で検出された四面廂付建物とI地区の多数の獨立柱建物跡が問題となる。八幡林遺跡の郡家要素はむしろ木簡および墨書土器などの文字資料によるのである。

なかでも、最も端的な資料は一点の封緘木簡である。



第8図

封滅木簡 第32号木簡  
 (「八幡林遺跡」第3集より)

>>>上大領殿門<<<  
 >>>上郡殿門<<<

260×38×3  
 (145)×(20)×3

さきにも述べたように、封滅木簡は宛所を記したものである。

「殿門」は、書状などで相手を敬って宛名に添える言葉として用いるもので、実例としては、例えば、文部少丞紀堅魚書生状(大日本古文書)十五(349~350)に「東大寺第四安殿門」とあるのは、造東大寺司主典安都宿禰雄足のことを指している。したがって、二点の封滅木簡は大領または郡宛の文書に付せられていたものである。

これに関連する墨書土器は、H・I両地区出土の主なもの新时期別に整理すると、第1・2表のとおりである。

低地西部のH地区(道路遺構の側溝)および南部のI地区から郡関係の墨書土器が大量に出土している。

八世紀 「石屋版」「石屋木」「石大」「石」「郡殿新」「古志」  
 九世紀 「石屋大領」「石大」「大領」「郡佐」「郡」

第1表 1992年度八幡林遺跡出土墨書土器

墨書	点数	器種	出土地点	年代
郡		須・有台坏	I	奈良時代
大野		須・坏	◇	◇
南	2	◇	◇	◇
南	2	須・有台坏	◇	◇
大・富		須・坏	◇	◇
大領		◇	◇	◇
×須		須・有台坏	◇	◇
野		須・坏	◇	◇
石屋大領		須・坏	I	9C前
大領		◇	◇	◇
大領		須・蓋	◇	平安時代
北	3	須・坏	◇	◇
他田		◇	◇	◇
庄		◇	◇	◇
北カ		◇	◇	◇
大		◇	◇	◇

第2表 1993年度八幡林遺跡出土墨書土器

墨書名	点数	器種	出土地点	年代
石屋殿		須・蓋	H	8C前
郡殿新		須・坏	◇	◇
石屋木		◇	◇	◇
石大	2	◇	◇	◇
石	4	◇	◇	◇
石	1	須・蓋	◇	◇
厨		須・坏	◇	◇
大	2	須・蓋	◇	◇
大	2	赤彩土・坏	◇	◇
古志		須・坏	◇	◇
大領	11	須・坏	I	9C初
大カ領カ		◇	◇	◇
大領カ		◇	◇	◇
大領		須・蓋	◇	◇
大家驛		◇	◇	◇
郡佐		須・坏	◇	◇
郡□		◇	◇	◇
郡		◇	◇	◇
田殿		◇	◇	◇
南家		◇	◇	◇
南カ家		◇	◇	◇
厨	3	◇	◇	◇
厨カ	2	◇	◇	9C初
石大		土・大型碗	◇	◇
石カ		須・坏	◇	◇
□殿		◇	◇	◇
南		◇	◇	◇
南		須・蓋	◇	◇
大	8	須・坏	◇	◇
大		須・蓋	◇	◇
大(異筆)大		須・坏	◇	◇
□殿		◇	◇	9C後
大		◇	◇	◇
北家	2	◇	◇	◇
山直		◇	◇	◇

田中靖・小林昌二「八幡林遺跡の意義」『新潟考古』第5号 1994年3月より抜粋

「石屋大領」の表記は、静岡県志太郡家跡の墨書土器「志大領」「志太少領」などの例に照らせば、石屋は郡名とみなされるであろうが、越後国の郡名としては古代の史料に全くみえない。石屋は文字通りには、堅固な住居または斎屋(イハヤ)の意となり、郡名でないとするれば、大領の本拠地の通称のような意味に解することもできるかもしれない。〔石屋大領〕「石大」(石屋大領の略)〔石屋殿〕

「石屋木(城)」などがこの意味に相当すると考えられる。また、八世紀前半の墨書土器に本遺跡の所在する郡名・古志郡の「古志」の表記が登場する点も注目される。

この他にも、I地区出土の九世紀前半の土器に「南」と数点あるのは、主殿をC地区の四面廻付建物とすれば、その南の低地の部分の掘立柱建物群が相当する。九世紀後半にはI地区の中心部分に



「北家」「北」などの墨書土器がみえるのは、その中心施設がI地区のさらに南に移ったことを示しているともみることができるであろう。

第二十三号（上下左右に欠損あり）

當荷取文  
合駄馬廿七匹〔分々〕稱丁井夫十二人

夫八持内子鮭廿〔魚〕□□□□六斗五升□

綆マ八千万呂進丁〔舟通〕□□人□□×

又千進丁能等豊万呂持内子鮭四隻米一斗

鮭〔魚〕□□

□□八千万呂進丁神人淨万×

万呂進丁物マ〔魚〕□楯持内子鮭三隻米一斗  
×測万呂持内子鮭×

□□□□

刑マ□□進丁□□×

(300) × (70) × 4

郡に進上した内子（こもり）鮭と米の数量と進上した人物を列記した「荷取文」とされる文書木簡である。

第二十四号

郡進上於席二枚

四月五日 千六〔二三〕串□

赤〔大〕□坏廿□□

長官尊 □□櫃□夫□□

□□進□□□□

□□進□□□□

(202) × 58 × 7

(一) 「大家驛」

### 三 墨書土器「大家驛」と関

郡に進上した物品名と、その量が記載されている貢進文書である。物品として、席や穴肉、赤色の大きな坏などの組み合わせは、神事などの使用物品を思わせる。「長官尊」は大領を表わす注目すべき表記である。

木簡も、前掲の封緘木簡以外にも、郡に進上した物品に関する文書木簡が数点出土している。



Ⅰ地区出土の須恵器坏蓋の外面に「大家驛」と墨書されている。

土器の年代は九世紀初めとされている。「大家驛」は「延喜式」(兵部) 諸国駅伝馬条に「大家」駅家とみえる。「和名抄」には、古志郡に大家郷が存する。オホヤケと郡家との関連については、吉田孝氏がすでに触れている。<sup>(18)</sup>

蘭田香融は、欽明十七年におかれた海部屯倉が發展してのちの名草郡家となり、その所在地が大宅郷と名づけられたと推定している。このように郡家が<sup>(19)</sup>大宅郷にあったと推定される例もあるが、郡家が大家郷にはなかったと推定される例もある。「和名抄」によれば、武藏国入間郡には大家郷とは別に郡家郷が存在していた可能性が強い。

武藏国入間郡の例はあるが、一般的傾向としては、郡家は<sup>(20)</sup>大宅(家)郷にあったとすれば、古志郡の郡家は大家郷にあり、大家駅の所在地であったと思われる。そのことは、八幡林遺跡において、少なくとも九世紀段階に郡家が置かれ、大家駅家が付設されていたと推定することが可能である。

近年、富山県小矢部市板町遺跡で、八世紀中頃の道路の両側溝の心々距離約六メートルの道路跡が検出され、古代の北陸道と想定された。<sup>(21)</sup>また、駅家施設もその具体的姿が明らかとなってきている。

山陽道の小大丸遺跡(布勢駅家跡に比定)は、国道沿いに立地し、その全体的景観は八幡林遺跡の前面の景観と近似している。すなわち、

現在の国道一一六号線には沿った形で古代の北陸道が八幡林遺跡の前面を東西に走り、おそらくは道路に面して駅家施設が置かれていた可能性がある。

〔Ⅱ 関(題)〕

越後国内の関(題)の存在については、全く史料ではその様子をうかがい知ることはできない。そこで、同じ辺要関としての陸奥国の例をとりあげたい。

多賀城跡外郭西辺中央部の発掘調査で発見された木簡(西辺材木界に伴う大溝中出土)には、次のようにみえる。<sup>(22)</sup>

「異律」<sup>(23)</sup>度問見 安積団解 申<sup>(24)</sup>番<sup>(25)</sup>事<sup>(26)</sup>

畢番度玉前割還本土安積団会津郡番度還<sup>(27)</sup>長<sup>(28)</sup>

「異律」<sup>(29)</sup>度問見 安積団解 申<sup>(30)</sup>番<sup>(31)</sup>事<sup>(32)</sup>  
 十六夜 栢十六東<sup>(33)</sup>「法師」師 法師 法師<sup>(34)</sup>

畢上<sup>(35)</sup> X 二人<sup>(36)</sup> X  
 X<sup>(37)</sup> X<sup>(38)</sup> X<sup>(39)</sup> X<sup>(40)</sup> X<sup>(41)</sup> X<sup>(42)</sup> X<sup>(43)</sup> X<sup>(44)</sup> X<sup>(45)</sup> X<sup>(46)</sup> X<sup>(47)</sup> X<sup>(48)</sup> X<sup>(49)</sup> X<sup>(50)</sup> X<sup>(51)</sup> X<sup>(52)</sup> X<sup>(53)</sup> X<sup>(54)</sup> X<sup>(55)</sup> X<sup>(56)</sup> X<sup>(57)</sup> X<sup>(58)</sup> X<sup>(59)</sup> X<sup>(60)</sup> X<sup>(61)</sup> X<sup>(62)</sup> X<sup>(63)</sup> X<sup>(64)</sup> X<sup>(65)</sup> X<sup>(66)</sup> X<sup>(67)</sup> X<sup>(68)</sup> X<sup>(69)</sup> X<sup>(70)</sup> X<sup>(71)</sup> X<sup>(72)</sup> X<sup>(73)</sup> X<sup>(74)</sup> X<sup>(75)</sup> X<sup>(76)</sup> X<sup>(77)</sup> X<sup>(78)</sup> X<sup>(79)</sup> X<sup>(80)</sup> X<sup>(81)</sup> X<sup>(82)</sup> X<sup>(83)</sup> X<sup>(84)</sup> X<sup>(85)</sup> X<sup>(86)</sup> X<sup>(87)</sup> X<sup>(88)</sup> X<sup>(89)</sup> X<sup>(90)</sup> X<sup>(91)</sup> X<sup>(92)</sup> X<sup>(93)</sup> X<sup>(94)</sup> X<sup>(95)</sup> X<sup>(96)</sup> X<sup>(97)</sup> X<sup>(98)</sup> X<sup>(99)</sup> X<sup>(100)</sup>

(宮城県多賀城跡調査研究所「多賀城跡」昭和五九年年度発掘調査報告一)一九八五年)

安積団解し申す。番<sup>(4)</sup>の事。  
 番を畢り、玉前の割を度えて本土に還る。安積団会津郡の番。度えて還る。

「玉前割」は史料には全くみえない。その内容は、多賀城に当番

勤務していた安積軍団に所属する会津郡の兵士が、当番を畢えて、多賀城の南、玉前割を度えて会津の地に還ることを安積軍団の役人が国府に上申したものである。玉前は、現・宮城県岩沼市南長谷の玉崎付近と思われ、東北本線と常磐線が合流する地で、古代にも山道と海道が合流するこの地に関が置かれていたことが知られる。

玉前の地は、都から北上して山間部を経て広大な仙台平野への入口にあたる。木簡の年代は九世紀前半頃と考えられ、多賀城が宝龜十一（七八〇）年に蝦夷の反乱によって焼失した後の緊迫した情勢下にあった。そこで、おそらく多賀城への南の入口に割を臨時的に設置したのではないか。こうした緊迫した情況は、八世紀前半における北の辺要国としての越後国も同様であったであろう。また地形的にも、都から北陸道を北上し、内陸の丘陵地の間を抜け、広大な新潟平野への入口にあたるのが、八幡林遺跡の地である（第3図参照）。軍事的緊張下にあつて、北陸道に沿った地の複雑な地形をとり込んだ施設としての八幡林遺跡に関（廻）的機能を認めることはそれほど無理のない想定と考えられる。

### むすびにかえて

以上みてきたように、八幡林遺跡はその时期的変遷と空間構成において複雑な様相をもつことが明らかになったと考えられる。本遺



第10図 現地形図にみる玉前割の位置  
(地形図は小学館『日本列島大地図館』使用)

- (1) 越後国の歴史的位置づけ  
跡出土の木簡などの文字資料を手がかりとして、遺跡の本質を究明しようとした小稿の目的は二つの大きな視点にもとづいて考察した。

越後国は、勿論、大化三、四年に淳尼・磐舟二橋を造営し、斉明紀の阿倍比羅夫遠征における日本海側の重要な拠点となり、さらに文武期には磐舟（石懸）橋を修理し、大宝二（七〇二）年、越中国四

郡を分割し、越後国に属させ、越後国一國の体裁が整えられた。しかし、八世紀初頭において、この地が騷擾状態にあり、辺要国と位置づけられていたことは、威奈真人大村の骨藏器銘文に越後国守〔統紀〕慶雲三年閏正月庚戌条「以從五位上稱名真人大村爲越後守」を「越後城司」(銘文には慶雲三年十一月十六日除す)としたことで明らかである。

さらに、次の点からも、八世紀前半において、越後国が辺要国とみなされていたことは立証できよう。

養老令の条文では、

○「戸令」新付条

凡新附戸。皆取保証。本問元由。知非逃亡詐冒。然後聽之。

其先有兩貢者。從本國爲定。唯大宰部内。三越。陸奥。石城。石背等國者。從見任爲定。(後略)

○「軍防令」帳内条

凡帳内。取六位以下子及庶人爲之。其資人。不得取内八位以上子。唯冠職分者聽。並不得取三間及大宰部内。陸奥。石城。石背。越中。越後國人。

とある。養老二(七一八)年に陸奥国から分立した石城・石背兩國が陸奥国と併記されているにもかかわらず、和銅五(七二二)年成立の出羽国ではなく、越中・越後国または三越があげられている。また、帳内資人については、

○「統紀」神龜五(七二八)年三月甲子条

又勅。補事兼位分資人者。依養老三年十二月七日格。更無出張。(中略)其三間。筑紫。飛騨。陸奥。出羽國人。不得補充。余依令。

とあり、神龜五年段階では、越後国以下三越に代わり、出羽国が帳内資人の採用除外国と規定されている。

養老令は、周知のとおり養老二年に着手され、大体養老五・六年には完成したとされている。したがって、石城・石背兩國が陸奥国と併記されているのは当然といえよう。つぎに、越中・越後兩國は八世紀初めまでは、北辺の国として東辺の陸奥国とほぼ同等に扱われていたとみてよい。ところが、越後国から和銅五(七二二)年出羽国が分立するに及んで、越中・越後兩國はほぼ令制の一國として位置づけられたと思われるが、実際は新置の出羽国は、養老のころはまだ國の体裁を十分に整えていなかったようである。

結局、養老軍防令の「三間。大宰部内。陸奥。石城。石背。越中。越後」の規定が養老年中のものであれば、養老から神龜五年にかけて、陸奥・石城・石背・陸奥、越中・越後→出羽の変化があったことにならう。越後国は、養老から神龜にかけては、まだ辺要国として位置づけられていたといつてよい。

この時期こそ、八幡林遺跡のA・B地区の遺構・遺物の時期と対応する。特に、第二号木簡の「沼垂城」および本文中の年紀ではあ

るが「養老」の記載はこの期に相当することを意味している。

(2) 地方官衙の空間構成

従来の地方官衙研究は一定空間に密集した画一的な構成を想定しすぎたからいがあるのではないか。先に発表した拙稿「郡符木簡

——古代地方行政論に向けて——」でも「郡符木簡の検討を通じて、はからずも、郡家が在地における多様な機能を集約させた一大拠点として存在したことを新たに認識することができたと思われる」と指摘した<sup>註</sup>。

郡家跡は基本的建物構成が正倉院・郡庁院・館院・厨院であるに違いないが、古墳時代以来、地方豪族の拠点として、構築された諸機能の集中・管理状態は我々の予測を越えるものがある。

地方官衙としての郡家とは、その中心施設のほか、物資集積のための港湾施設、主要官道へのアクセス、交易圏の確立、行政的分割支配のための別院設置さらに祭祀空間の設定にみられる在地における祭祀権確立などの諸機能が集中した施設であるといえる。国府所在郡の郡家のあり方と同様に、国府レベル施設と在地支配の拠点としての郡家との関係は、きわめて密接なものであることも八幡林遺跡のあり方は示唆していると考えられる。

こうした多機能な施設を有機的に結合・構成することにより成り立つ地方官衙の実態究明は今後の大きな課題である。

八幡林遺跡の木簡は、本遺跡の複雑な機能を如実にものがたつて

いる。八幡林遺跡は、地方官衙のあり方について多角的視野から分析の必要性を我々に強く認識させる大きな契機となったことは間違いない。この点に本遺跡の最大の意義があるのである。

註

(1) 田中靖氏「新潟・八幡林遺跡」『木簡研究』第一三三号、一九九一年。小林昌二氏「八幡林遺跡等新潟県内出土の木簡」『木簡研究』第一四号、一九九二年。

なお、本木簡に関する筆者の解釈は、一九九〇年十二月十日付「新潟県三島郡和島町八幡林遺跡木簡について」と題して、和島町教育委員会に提出した拙稿において、岡氏と同様の見解を示している。

(2) 三上喜孝「郡司符」木簡のなかの「申懸」——新潟県八幡林遺跡出土第一号木簡私釈——『史学論叢』第二二号、一九九三年。

(3) 「山梨遺跡」(『日本古代木簡選』佐藤宗洋氏執筆、一九九〇年)。

(4) 辻比志氏「滋賀・西河原遺跡」『木簡研究』第一四号、一九九二年。

(5) 御いわき市教育文化事業団「木簡は語る」一九九五年。

(6) 拙稿「郡符木簡——古代地方行政論に向けて——」補註(虎尾俊哉編『律令国家の地方支配』吉川弘文館、一九九五年)。

(7) 新潟県埋蔵文化財センター・長野県立歴史館公開資料「屋代遺跡群出土の木簡」(一九九五年四月三〇日発表)。

(8) 会津若松市教育委員会「門田奈須遺跡発掘調査報告書」一九九〇年。

(9) 神奈川県立埋蔵文化財センター「宮久保遺跡Ⅱ」一九九〇年。

(10) 拙稿「八幡林遺跡出土の木簡について」(『日本歴史』第三五七号、一九七八年二月)のち拙著『漢文書の研究』所収、吉川弘文館、一九八九年。

- (11) 旧古志の古志・三嶋郡などの郡名に高家(題)や大家・栗家などを、〇〇家(題)の目立つことが、大領の本拠地としての石屋の可能性を示唆してはいないか。
- (12) この解釈は、小林昌二氏による『八幡林遺跡の文字資料』(新潟考古) 第五号、一九九四年三月。
- 「木」は「城」・「欄」と同じ上代特殊仮名遣でいう乙音で発音し、「墓城」を「葛木」で通用することがあるように、「石屋木」が「石屋城」や「石屋欄」を意味する表記であることを一概に否定できないという。
- (13) 古志郡の初見史料は、宝龜十一(七八〇)年十二月二十五日「西大寺護国寺計帳」に「高志郡」とみえるものである。
- (14) このような事例は、例えば、群馬県太田市の清水田遺跡の墨書土器とその遺構配置があげられる(群馬県埋蔵文化財事業団「太田東部遺跡群」一九八五年)。
- 古代の集落遺跡内で検出された特異な樹立柱建物跡は、その建物付近から出土した墨書土器「神殿」から、神殿遺構とされた。その神殿遺構を中心として、東方から墨書土器「東」、南方から「南」が出土していることから、この神殿を主殿とする方位意識の表記と理解できるのである。
- (15) 二十三・二十四号木簡については、新潟県和島村教育委員会(和島村埋蔵文化財調査報告第三集——八幡林遺跡)に釈文が紹介されているが、今回、和島村教育委員会の許可をいただいて再調査を行ない、新たな釈文をここに掲載することとした。
- (16) 吉田孝「律令国家と古代の社会」岩波書店、一九八三年。
- (17) 伊藤隆三「小矢部市内で発掘された古代道」『古代交通研究』創刊号、一九九二年。
- (18) 宮城県多賀城跡調査研究所「多賀城跡——昭和五九年度発掘調査概報——」一九八五年。
- (19) 石城・石背兩國の存続は、確實な下限史料「続日本紀」神龜五(七十二)年四月丁丑条では、白河郡に置かれたと思われる白河軍団が石背國ではなく、明らかに陸奥國として置かれたことから、十年に満たないきわめて短期間であったと考えられる。さらにその存続期間を限定する見解も示されている。すなわち、「続紀」神龜元年四月癸卯条にみえる「坂東九國」という表現は、通常の坂東八國に陸奥國を加えたものと考えるべきで、このときまでに石城・石背兩國は消滅していたとみられる(喜田貞吉「石城・石背兩國建置沿革考」一九二二年、今泉隆雄「陸奥國の建國と郡山遺跡」『國説宮城県の歴史』一九八八年および熊谷公明「黒川以北十郡の成立」『東北学院大学・東北文化研究紀要』第二号、一九八九年)。
- (20) 拙稿「律令制下の多賀城」(宮城県多賀城跡調査研究所「多賀城跡政庁跡本文編」一九八二年)。
- (21) 拙稿「郡督木簡——古代地方行政論に向けて——」、虎尾俊哉編「律令國家の地方支配」吉川弘文館、一九九五年。

多賀城市文化財調査報告書第三九集

『山王遺跡―第一次調査―出土の漆紙文書』の刊行

多賀城市山王遺跡は多賀城の南西、砂押川の西岸に位置している遺跡である。出土文字史料として木簡・漆紙文書などがあり、その内容から国司館や漆工房の存在が推定されている。漆紙文書についてはすでに二点が報告されているが（多賀城市埋蔵文化財調査センター『山王遺跡―第二次調査概報』一九九二年）、その後出土した五点についての報告書が刊行された。

釈文、現状写真、赤外線テレビの画像の図版を掲載し、関連する木簡、正倉院文書などの資料の検討を踏まえた解説を付す中でも駅戸編成のあり方を示す記載を含む計帳歴名（三号文書）、現存計帳とは戸口の記載順を異にする計帳様文書（四号文書）などが注目される。

多賀城市埋蔵文化財調査センター編集

多賀城市教育委員会発行

図版一枚、本文三〇頁、B5判

頒価一〇〇〇円、送料一冊二四〇円

お問い合わせ 多賀城市埋蔵文化財調査センター

千九八五 多賀城市中央二―二七―一

TEL 〇二二―三六八―〇一三四

一九九五年三月刊

## 彙報

### 第一六回總會および研究集會

木簡学会第一六回總會と研究集會は、一九九四年二月三、四日の両日、平城宮跡資料館講堂において、会員約一五〇名が参加して開催された。会場には、平城宮第二五二次、二条大路、藤原京右京九条四坊、平安京右京八条二坊二町、宮町遺跡の木簡が展示された。

◇二月三日（土）（午後一時―五時三〇分）

### 第一六回總會（議長 松原弘宣氏）

狩野久会長が開会の挨拶を行ない、会員問題が解決して多くの新入会員を迎え、今年が新たな出発となったこと、新潟特別研究集會が成功したのは喜ばしく、今後数年に一度位は開催したいことなどを述べた。続いて議事に入った。

### 会務報告（館野和己委員）

会員数について、新入会員一九名、退会者一名で、現在三〇五名となったことが報告された。その際、今年度から新たな規程で入会審査が行なわれたが、①入会申込書は様式通りに記載し木簡その他の調査歴を書いてほしいこと、②推薦人はなるべく委員を外すこと

が望ましいこと、などの意見が出されたことが紹介され、来年も五月末日を申込締切とする旨が述べられた。続いて九月三、二四日に行なわれた新潟特別研究集會について、実行委員会・運営委員会に木簡学会が加わり、見学会・研究集會に多数の参加者を得て成功裡に終了したことが報告された。このほか、幹事が交替したこと、「大学と科学」シンポジウムを後援すること、学術情報センターの木簡データベースの活用をしてほしいこと、などが述べられた。

### 編集報告（和田華委員）

「木簡研究」一六号の編集経過が説明され、発行者が研究集會に間に合わなかったこと、原稿の集まりが遅く、頁数・写真点数が多く、活版について印刷所の能力が低下したのがその原因とみられること、対策として編集体制の立て直し、結切の繰り上げ、一部電算化などを考えていること、などが述べられた。会誌代については、委員会での協議の結果、頁数を勘案して五五〇〇円とする旨の報告があった。

### 会計・監査報告（綾村宏委員・八木充監事）

綾村委員から、一九九三年度の会計報告が行なわれた。引き続き八木監事から、会計が正確・適正に執行されている旨報告があった。その後、綾村委員から一九九五年度予算案の説明がなされた。

以上の案件につき、異議なく了承された。

### 役員改選

次期（一九九五・九六年度）委員及び監事について、佐藤宗諒氏

から提案があり、拍手により承認された(七頁参照)。

研究会(司会 東野治之氏)

秋田城跡出土万葉仮名木簡について

吉田金彦氏

刻歯簡考(漢簡形態論のために)

榎山 明氏

吉田報告は、秋田城跡出土の万葉仮名木簡について大伴家持との關係を想定する意欲的なものであり、また榎山報告は、漢簡の形態を詳細に観察し、そこに見られる刻み目の意味を解明したものであった。榎山氏の報告内容は本号に掲載された。

研究会の終了後、同会場で懇親会が行なわれた。

◇二月四日(日)(午前九時—午後三時)

研究会(司会 西山良平氏)

一九九四年全国出土の木簡

寺崎保広氏

平安京右京八条二坊二町出土木簡

辻 裕司氏

滋賀県宮町遺跡出土木簡

鈴木良章氏・栄原水遠男氏

研究会に先立って館野和己委員から、委員互選で会長が狩野久氏、副会長が町田章氏・佐藤宗彦氏に決定したことが報告された。

寺崎報告は、一九九四年に木簡が出土した全国四二の遺跡の概要と木簡の概要を説明したものであるが、その多くは本号に掲載でき

た。辻報告では、初期平安京の宅地割や道路の様相をよく示す右京八条二坊二町遺跡の概要と、出土木簡の特色が述べられた。鈴木・栄原報告では宮町遺跡について、木簡出土遺構および木簡の内容に

詳細な検討が加えられ、紫雲楽宮との関係が論じられた。辻・鈴木・栄原氏の報告内容は本号に掲載された。

昼休みに朱雀門復原工事現場を見学し、午後は両日の報告に関し、活発な討論がなされた。最後に町田副会長が閉会の挨拶をした。

委員会報告

◇一九九四年二月三日(土) 於奈良国立文化財研究所

総会に先立って、会務報告、「木簡研究」一六号の編集報告と頒価、一九九五年度予算案、第一六回総会・研究会の運営などについて検討が行なわれた。

◇一九九五年六月五日(月) 於奈良国立文化財研究所

会務については幹事の補充(古尾谷知浩氏)、会計については一九九四年度決算報告及び監査報告、編集については「木簡研究」一七号の編集計画について報告がなされ、それぞれ承認された。ついで入会申込者七名の審査、第一七回総会・研究会の日程・報告内容についても検討を行ない、団体会員の新設などの審議も行なった。

◇一九九五年一月六日(月) 於奈良国立文化財研究所

幹事の退任(橋本義則氏)を了承し、一九九五年度会計中間報告、「木簡研究」一七号の編集経過報告があり、第一七回総会・研究会の日程を検討し、それぞれ承認された。入会申込者全員の入会を審査の結果了承し、規約の改正(団体会員に関して)に関する審議を行なった。



PROCEEDINGS OF JAPANESE SOCIETY  
FOR THE STUDY  
OF WOODEN DOCUMENTS

NO. 17 1995

Contents

Foreword .....SATO Sojun..... i

Wooden Writing Tablets Recovered in 1994..... 1

Outline

Explanatory Notes

Nara Palace Site, Nara Prefecture; Site on 12th Block of 1st Ward, on 3rd Street, the Eastern Sector, Nara Capital, Nara Prefecture; Site on 10th Block of 3rd Ward, on 4th Street, the Eastern Sector, and so on, Nara Capital, Nara Prefecture; Site on 16th Block of 1st Ward, on 7th Street, the Eastern Sector, Nara Capital, Nara Prefecture; Site in Todaiji Temple, Nara Prefecture; Site in Nara Women's University, Nara Prefecture; Site connected with Takayasu Castle, Nara Prefecture; Fujiwara Palace Site, Nara Prefecture; Site on Northeast Block of 1st Ward, on 7th Street, the Eastern Sector, Fujiwara Capital, Nara Prefecture; Site on 3rd Ward, on 11th Street, the Eastern Sector, Fujiwara Capital, Nara Prefecture; Nagaoka Capital Site (1), Kyoto Prefecture; Nagaoka Capital Site (2), Kyoto Prefecture; Nagaoka Capital Site (3), Kyoto Prefecture; Site on 1st Block of 1st Ward, on 4th Street, the Eastern Sector, Heian Capital, Kyoto Prefecture; Site on 14th Block of 3rd Ward, on 8th Street, the Eastern Sector, Heian Capital, Kyoto Prefecture; Site on 2nd Block of 2nd Ward, on 8th Street, the Western Sector, Heian Capital, Kyoto Prefecture; Site in Ginkakuji Temple, Kyoto Prefecture; Kyakuboyama Sites, Osaka Prefecture; Osaka Castle Site, Osaka Prefecture; Hakaza Site, Hyogo Prefecture; Mikuraoka Site, Hyogo Prefecture; Unehara-Tanaka Site, Hyogo Prefecture;

Kajiko-kita Site, Shizuoka Prefecture; Magarikane-kita Site, Shizuoka Prefecture; Iko Site, Tokyo Prefecture; Kinshichoeki-kitaguchi Site, Tokyo Prefecture; Miyamachi Site, Shiga Prefecture; Maebashi Castle Site, Gunma Prefecture; Attame-jori Site, Fukushima Prefecture; Yadama Site, Fukushima Prefecture; Sanno Site, Miyagi Prefecture; Otsubo Site, Yamagata Prefecture; Chusonji-Kongoin Temple Site, Iwate Prefecture; Hanadate-II Site, Iwate Prefecture; Shirayama Site, Iwate Prefecture; Fukui Castle Site, Fukui Prefecture; Otomo-nishi Site, Ishikawa Prefecture; Ishinada-Kifune Site (1), Toyama Prefecture; Ishinada-Kifune Site (2), Toyama Prefecture; Kitatakagi Site, Toyama Prefecture; Mizuhashi-Aramachi Site, Toyama Prefecture; Yamakido Site, Niigata Prefecture; Kamigo Site, Niigata Prefecture; Inda-Koinda Site, Tottori Prefecture; Yonago Castle Site, Tottori Prefecture; Santadani-I Site, Shimane Prefecture; Kikkawa Motoharu Yakata Site, Hiroshima Prefecture; Tamura Sites, Kochi Prefecture; Ane-gawa Castle Site, Saga Prefecture; Nakazono-III Site, Saga Prefecture	
Wooden Writing Tablets Recovered before 1977 (17).....	160
Site on 6th Block of 2nd Ward, on 2nd Street, the Eastern Sector, Nara Capital, Nara Prefecture	
A Study of Chinese Wooden Writing Tablets With Notches on Their Sides in Han Dynasty Period.....	MOMIYAMA Akira..... 165
Record of the Congress in Niigata	
Hachimanbayashi Site Declared a National Historic Site.....	KOBAYASHI Shoji..... 188
Vicissitudes of Hachimanbayashi Site.....	TANAKA Yasushi..... 201
The Ancient Circumstances, Traffic and Government Offices in The Echigo Plains.....	SAKAI Hideya..... 213
Wooden Writing Tablets Used for Sealing Letters.....	SATO Makoto..... 235
Wooden Writing Tablets recovered in Hachimanbayashi Site and the Local Government Offices.....	HIRAKAWA Minami..... 251
The Points of Debate at the Congress in Niigata.....	268
Book Review	
KITO Kiyooki "The Basic Study of the Ancient Wooden Writing Tablets".....	IMAZU Katsunori..... 272
Bulletin	

*Published by*  
**JAPANESE SOCIETY**  
**FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS**

木簡研究 第一七号

一九九五年十一月二十日 印刷

一九九五年十一月二十五日 発行

〒630 奈良市二条町二丁目九番一号  
奈良国立文化財研究所

編集発行

木

綾村 宏 気付

会長 狩野 久 会

TEL (066) 341-2931  
振替口座 01000-161-5227

京都市下京区油小路仏光寺上ル

印刷

眞 陽 社

TEL (066) 351-1603 四

ISSN 0912-2060



